

平成28年12月7日開会

平成28年12月15日閉会

平成28年第8回  
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

平成28年第8回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 12月7日(水)から12月15日(木)までの9日間

2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	12月 7日	水	午前9時	本 会 議 1 開会・開議 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 7 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	12月 8日	木	午前9時	休 会 (本会議) 特別委員会(温泉・学校) 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第3日	12月 9日	金	午前9時	休 会 (本会議) 総務厚生常任委員会 午前9時～ 産業常任委員会 午後1時～
第4日	12月10日	土		休 会
第5日	12月11日	日		休 会
第6日	12月12日	月		休 会
第7日	12月13日	火	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第8日	12月14日	水		休 会
第9日	12月15日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

平成28年第8回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 12月 7日 (水)	.....	1
◎第 7 日 12月13日 (火)	.....	35
◎第 9 日 12月15日 (木)	.....	85

平成28年第8回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 平成28年12月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年12月7日 午前9時00分開会 午後2時46分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 山本 稔                      2番 居 樹 豊                      3番 万代 哲 央  
4番 山本 泰 正                      5番 尾 崎 忠 信                      6番 西 中 純 一  
7番 広 瀬 正 男                      8番 安 東 哲 矢                      9番 当 瀬 万 享  
11番 柴 田 淑 子                      12番 草 加 信 義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
な し
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 大 森 直 徳                      副 町 長 稻 山 茂  
教 育 長 朝 倉 健 作                      総 務 部 長 岡 本 裕 之  
総合政策監 小 西 哲 史                      危機管理室長 則 枝 日出樹  
まち経営課長 立 石 浩 一                      地方創生課長 野 津 浩 之  
税 務 課 長 桑 野 昌 紀                      民生福祉部長 青 山 孝 明  
生活環境課長 岡 本 芳 克                      健康福祉課長 永 宗 宣 之  
介護保険課長 大 石 浩 一                      産業建設部長 南 博 史  
産業振興課長 万 代 明                      上下水道課長 豊 福 真 治  
地域審議監 竹 中 洋 一                      事 業 課 長 岡 本 康 彦  
教 育 次 長 今 田 好 泰                      学校教育課長 藤 原 文 明  
社会教育課長 山 崎 信 行
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	会議録署名議員の指名について	6番 西中純一 7番 広瀬正男
日程第2	会期の決定について	9日間
日程第3	諸般の報告	議長、町長
日程第4	選挙第1号 田原用水組合議会議員の補欠選挙について	選挙
日程第5	承認第11号 専決処分（平成28年度和気町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについて	承認
日程第6	議案第105号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第106号 和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について	委員会付託
日程第7	議案第107号 平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	委員会付託
	議案第108号 平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第109号 平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第110号 平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第111号 平成28年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第112号 平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第113号 平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第114号 平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	委員会付託
	議案第115号 平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第116号 平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
日程第8	議案第117号 和気町公の施設の指定管理者の指定について	委員会付託
日程第9	議案第118号 工事請負変更契約の締結について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第119号 工事請負変更契約の締結について	委員会付託
	議案第120号 工事請負変更契約の締結について	委員会付託
	議案第121号 工事請負変更契約の締結について	委員会付託
日程第10	請願第1号 「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書	委員会付託
	陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第8回和気町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、橋会計管理者が病氣療養中のため欠席をいたしておりますので、ご了承願います。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 西中純一君及び7番 広瀬正男君を指名いたします。

(日程第2)

○議長(草加信義君) 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

ここで、去る11月30日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 尾崎君。

○議会運営委員長(尾崎忠信君) 皆さん、おはようございます。

去る11月30日水曜日午前9時から本庁舎3階第2会議室におきまして、議会運営委員会委員全員、執行部からは町長、副町長、担当部・課長が出席し、平成28年第8回和気町議会定例会の会期、日程、案件等を協議いたしました。その結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、12月7日水曜日から12月15日金曜日までの9日間に決定いたしました。

日程につきましては、配付のとおりであります。

日程第1日、12月7日水曜日、会期の決定、町長、議長の諸般の報告、議案の上程、説明、質疑、委員会付託、請願、陳情の上程、説明、質疑、委員会付託、本会議終了後、議会運営委員会を行い、一般質問の調整を行います。

なお、本日午後1時が一般質問通告期限となっております。

日程第2日、12月8日木曜日、本会議は休会です。午前9時から温泉、学校の特別委員会を行い、その終了後議会全員協議会を開催いたします。

日程第3日、12月9日金曜日、本会議は休会で、午前9時から総務厚生常任委員会、午後1時から産業常任委員会を行います。

日程第4日、12月10日、日程第5日、12月11日、日程第6日、12月12日、この3日間は本会議を休会いたします。

日程第7日、12月13日火曜日、午前9時より本会議を行い、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。委員長報告の調整を行います。その後、議会広報編集委員会を行います。

日程第8日、12月14日水曜日、午前9時より本会議、一般質問を行います。

日程第9日、12月15日木曜日、本会議を午前9時より行い、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。本会議終了後、議員人権啓発研修会を行います。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 議会全員協議会が8日にございますが、本日山陽新聞に町の計画について変更があるとか、頭ごなしにマスコミに出てくるとかいろいろあるんですけど、これは議会全員協議会の内容はどういう点についてあるんですか。ちょっとそれについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 議会運営委員長 尾崎君。

○議会運営委員長（尾崎忠信君） これは、このたび委員会条例を少し変えましたので、その協議を行いたいと思います。これはまた後で報告がありますが、従来から総務厚生常任委員会とそして産業常任委員会の事務分掌が非常にアンバランスになってるということで、その調整を行いたいということで、委員会条例の検討をお願いしたいと思っております。

それから、地方創生課の方から、地方創生の関係につきまして現在の状況の報告をしたいというふうな申し出がありましたので、それらを行いたいと考えております。

その他もろもろありますけど、主なものはそういう内容でございます。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月15日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月15日までの9日間に決定いたしました。

（日程第3）

○議長（草加信義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いいたします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

師走に入り非常に寒さも厳しくなった本日ここに、平成28年第8回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早速ご参集賜りまことにありがとうございます。

それでは、第7回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、9月24日、オカヤマアワード2016がイオンモール岡山で開催されました。この取り組みは、岡山の経済や文化の向上を促進し、岡山を活性化させていくことを目的に創設された同じ業界のプロがプロを選ぶ部門賞と選考委員会が選ぶ特別賞で構成され、今回特別女性経営者賞を株式会社徳永こいのぼり代表取締役徳永夕子さんが受賞され、私がプレゼンターとして出席をさせていただきました。

次に、10月8日、9日の2日間、和気駅前地区周辺で協働事業で採択された和気ものづくりフェスタ201



6が開催され、延べ3,000人の人出でにぎわいました。

次に、10月11日、岡山都市圏連携協議会が岡山コンベンションセンターで開催され、9月定例会において議決いただきました岡山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結を行いました。

また、連携中枢都市圏ビジョンの素案について、連携に参画する8市5町において協議を行ったところであります。

次に、10月14日に、第25回全国消防操法大会が長野県の南長野運動公園で開催され、岡山県の代表としてポンプ車の部に第4分団機動部が出場しました。平成20年及び24年の大会において優勝している立場と出場団員の3名が初出場という緊張の中で、日ごろの訓練の成果を発揮し、準優勝という栄誉を勝ち取りました。その勇姿について、11月23日、和気鶴飼谷温泉で開催しました全国消防操法大会出場報告会において披露されたところであります。

次に、10月28日に、和気町シルバースポーツ大会が和気ドームで開催され、老人クラブ会員を初め、約1,000人が集い、スポーツを通して相互の親睦を深める一日となりました。

次に、10月30日に、自然保護センターにおいて第17回佐伯タンチョウフェスタを佐伯タンチョウ愛護会との共催により開催し、当日は好天に恵まれ、町内外から約600名が参加され、楽しまれたところであります。なお、タンチョウの飛翔も行われたところがございます。

次に、11月11日に、和気町社会福祉大会が開催され、和気町社会福祉協議会から福祉功労者表彰や福祉・ボランティア活動協力者への感謝状の贈呈がなされたところであります。

次に、11月16日、全国町村長大会が東京NHKホールで、全国927の町村長、来賓に安倍総理大臣を初め、衆参両院議長など国会議員等に多数ご出席いただき、全国町村長大会が開催されました。町村が自主的、自立的に様々な施策を展開し得るよう、政府に対してまち・ひと・しごと創生事業費の拡充、歳出特別枠の堅持等を通じ、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保されることなどについて、全国の町村長とともに強く要請したところであります。

次に、11月17日に、国保制度改善強化全国大会が開催され、これまで国保制度の改革が行われる中、本年5月の国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国保の財政基盤の強化のための大幅な公費投入と、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となるなどの大改革が行われることになりました。そして、平成30年度からの新たな国保制度の円滑な実施に向け必要な準備を行うため、国は地方と十分協議の上、制度の詳細等を早急に示し、特別決議を満場一致で採択し、大会終了後、決議そして特別決議の早期実現に向けて、出席者による政府、国会議員等への実行運動が行われたところであります。

次に、11月18日、全国過疎地域自立促進連盟定期総会が開催され、現行の過疎地域を維持、継続することや、過疎対策事業債の対象事業の拡大を図ることなど、過疎地域自立促進特別措置法の見直しに関する決議がなされたところであります。

次に、11月19日に、山陽学園大学、山陽学園短期大学の公開講座が和気閑谷高校で開催され、和気閑谷高校生と大学生、町内社会人の約50名が参加し、山陽新聞社OBで同校の同窓会会長の高橋隆一氏による「報道と地域社会」の講演と、山陽学園大学の助教授江藤由香里氏による若者が自信を持って活動するためのワークショップ「異文化体験により得たもの」も行われ、地域からの情報発信等について広虫・清麻呂ゆかりの和気で学んだところであります。

次に、11月23日、第11回和気ふるさとまつりが開催され、マグロの解体ショーや特産物の販売、ステージ発表等、ふるさと和気を発信し、約3,500人の方々に来場いただきました。

また、当日は、ロードレース大会と片鉄ロマン街道ふれあいウォーキングとサイクリング大会も実施いたしました。参加者の健康づくりと交流、片鉄ロマン街道のPRを兼ねて実施していますが、町内外から約800名が

参加され、秋晴れの日を楽しまれたところでもあります。

なお、それとあわせて、いわゆる沿線の備前市、和気町、美咲町等での片鉄沿線地域活性化事業として、「片鉄ロマン街道 出会いときめきプチウォーキング」を行い、6組のカップルが成立し、これから結婚までに至る交際が進められることだろうというように期待をいたしているところでございます。

次に、11月29日、JR西日本地域の逸品を掘り起こし全国に発信する第6回ふるさとあつ晴れ認定式がJRの施策で行われ、本町の関係で、ええとこ部門で片鉄ロマン街道が、ええもん部門で徳永こいのぼりのアイデアこいのぼりが選ばれ、代表取締役社長の徳永夕子さんに認定証が授与されました。今後、山陽本線並びに列車内、各駅等でPRが行われることになってまいりました。

次に、12月3日、和気町人権尊重のまちづくり推進大会を開催しました。人権啓発作品優秀者の表彰、記念講演では、「金子みすゞのちのコンサート」と題してフォークシンガーのもりいさむ氏による講演と、和気中学校3年生C組によります人権劇が行われました。当日参加された方々が、お互いの違いを認め合い、差別を許さない人権尊重と共生社会を目指し学んだところでもあります。

次に、12月5日、第8回和気町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、地方創生の取り組みとして和気駅周辺の魅力向上施策として進める関連項目を説明したところでもあります。委員の皆様から専門的かつ多角的な見地から意見をいただいたところでございます。

次に、12月6日に、地域公共交通会議を開催し、備前片鉄バスの廃止に伴う代替手段として運行しています赤磐市広域路線バス（赤磐・和気線）について、平成31年度までの継続運行が承認されました。現在進めております和気町地域公共交通網形成計画の策定につきましては、今後の策定作業工程について説明を行い、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて貴重なご意見をいただいたところでございます。

ここで、今年度主要事業の進捗状況につきまして報告いたします。

まず、地方創生の取り組み状況でございますが、初めに公営塾について、これまで対象が中学生のみでしたが、10月22日からは対象を小学校5年、6年生に広げるとともに、10月26日からは毎週水曜日に開校するなど、公営塾の更なる拡充を図ることといたしました。

次に、11月15日、町民アンケートに基づく町民が望む施設に対する出店支援補助金の2件目として、駅南のサンモールに岡山珈琲館がオープンいたしました。

最後に、和気町に移住を希望する方に貸し出すお試し住宅を新たに利便性の高い和気駅南の福富地内に整備し、12月6日から入居を開始したところでもあります。

また、ふるさと納税の状況でございますが、11月までの寄附件数及び金額は1,972件、4,270万6,000円で、昨年度の12月から3月までの寄附金額が2,276万2,013円であることから、今年度7,000万円を見込み、今回補正計上をいたしております。

次に、一級河川田土川の公共河川工事についてでございますが、今年度町道の樋門等の構造については既に発注済みで、今後は工事の進捗状況にあわせ、本体の盛り土工事を行い完成となります。

次に、美作岡山道小坂地内の用地交渉も進み、これからインター付近の工事にも取りかかることとなりました。本線では、宇生地内の法面工事、それから架道橋工事、これはいわゆる美作岡山道を横断する自動車道の工事が現在進められているところでございます。

次に、矢田地内に工業団地は現在実施設計と用地測量を行っており、来年度早々に用地買収に取りかかる予定でございます。

次に、平成29年度の予算編成方針についてでございますが、現在本町では、歳入の約半分を占める普通交付税及び臨時財政対策債、合併特例による増額分の段階的縮減、算定基礎の一つである人口の減少の影響を受け、平

成28年度の算定においても大幅に減額され、来年度以降も更に減額されていく見込みであり、大変厳しい財政状況にあります。しかし、そのような状況にあっても、本町の最大の課題である人口減少問題に対応するため、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる具体的施策に早急に取り組まなければなりません。また、人口減少対策以外の課題への対応を可能とするためにも、財源確保の取り組みを強化する必要があります。

収入増に向けた取り組みとして最も重要な町税収入は、正確な課税と確実な徴収はもちろんのこと、積極的な滞納整理等の取り組みにより収納率は県内トップクラスであり、今後も更なる努力を続けていく必要があります。また、町税以外の新たに自主財源確保への取り組みも必要であり、昨年12月から新制度によりスタートしたふるさと納税寄附金制度は、収入確保策として効果が高いことから、積極的に取り組んでまいります。寄附者への返礼品を充実させるとともに、公営塾等の事業内容を前面に出し、より寄附者に訴えかけるクラウドファンディングといった新たな手法によるPRにも積極的に取り組んでまいります。

歳出面においては、本町の一般財源の大部分を占める普通交付税の減額が避けられない中、これまでの事業をそのまま継続していくことは困難であることから、歳出削減に向けた取り組みとして、一般財源による歳出額に削減目標を設定しております。この目標達成のために、所期の目的を達成した事業、成果が上がっていない事業、社会的に必要性が低下した事業、国、県からの財政支援がなくなった事業などは、部署を越え、積極的に廃止、縮小、統合等のスクラップ・アンド・ビルドに努め、新たに住民のニーズに応える新規事業の財源を生み出す必要があると考えております。

次に、公共施設の最適化であります。今後町内の公共施設は更新時期を迎えるものが増えてまいります。しかし、学校園統廃合からもわかるように、少子化、人口減少等の影響から、施設に対する需要は建設当初から大きく変化しております。多額の経費を要する公共施設を維持し続けることは、今後更に深刻化する人口減少を考えると、本町の財政状況を圧迫することは目に見えており、今後予測される状況の変化、必要性等を考慮した上で、総合、統合、廃止、貸付、売却等を積極的に進める必要があります。

以上、予算編成について、歳入に見合った財政規模のスリム化を図るため、自ら徹底的に無駄をなくし、健全で持続可能な財政を基本とし、第1次和気町総合振興計画及び和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう、英知を結集し、議会並びに決算監査等でのご指摘事項についても、十分配慮し真に必要な事業を厳選し予算編成をしていくよう、全職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりましたが、平成29年4月からスタートします保育園、幼稚園及び小学校の統廃合を進める準備も残り4カ月を切り、現在最大の課題であります。これまでそれぞれの立場からのご意見、ご協力により、また執行部はもとより、議会の立場からもご指摘、ご協力をいただき、新しい枠組みの保育園、幼稚園、小学校に子供たちが笑顔で通園、通学できますよう今後も最善の努力をしてまいります。そして、来年4月から万全の態勢で運営を行い、この統廃合が本当によかったと言えるスタートを迎えたいと考えております。引き続き、議会を初め、町民皆様の更なるご指導、ご協力をお願いいたします。ぜひ皆さんに期待される学校統廃合を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力をいただきたいように考えております。

以上で諸般の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） ここでちょっと機械の調整ができておりませんので、暫時休憩とさせていただきます。

午前9時28分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（草加信義君） 次に、日程第4、選挙第1号田原用水組合議会議員の補欠選挙を行います。

ここで事務局長に説明をいたさせます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 選挙第1号説明した。

○議長（草加信義君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって田原用水組合議会議員の補欠選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定いたしました。

ここで、推薦名簿を配付します。しばらく時間をいただきます。

ただいまお配りをいたしました名簿は、広瀬産業常任委員長を通じまして、石生地区から推薦のあった方でございます。

私は、田原用水組合議会議員に近藤憲一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名をいたしました近藤憲一君を田原用水組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました近藤憲一君が田原用水組合議会議員に当選をされました。

（日程第5）

○議長（草加信義君） 日程第5、承認第11号専決処分（平成28年度和気町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、提案理由の説明を行います。

初めに、承認第11号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしており、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

承認第11号の専決処分した平成28年度和気町一般会計補正予算（第4号）の承認を求めることについてであります。この補正は既定の予算に5,000万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億841万5,000円とするものであります。内容は、歳入では町民税個人所得割、固定資産税償却資産の追加で、歳出では台風16号による災害復旧費を計上し、予備費で調整を行うことについて、9月21日付で専決処分をさせていただいたものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、まち経営課長に説明させますので、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、承認第11号について細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 承認第11号説明した。

○議長（草加信義君） これから承認第11号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ちょっとお聞きしたいんですが、この7ページの町税あたり、1,000万円と4,000万円、5月には調定がわかっていたはずですし、ここでなぜ専決するのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

それから、8ページ、災害復旧費、専決で最終的に決めるものにしては、補助債になっているのに国庫補助金が入ってない。調査委託、どうも災害復旧という名目から調査委託をこれからしてというのも何か不自然な形がするんですが、そのあたりちょっと状況説明してください。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 先ほどの歳入でございますが、予備費につきまして財源措置がとられないということで、そちらの調定額についての時期については後ほど税務課長の方が答弁いたしますが、財源充当ということで、今の歳入状況の中で財源確保できるものということでここで計上させていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 税務課長 桑野君。

○税務課長（桑野昌紀君） 調定の時期についてのご質問ですが、確かに調定額がわかるのは6月の段階でわかっておりますが、9月で補正をさせていただきました。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

まず、国庫補助金が入ってないのはいかがでしょうかという質問でございますが、専決の関係で需用費と委託料、需用費は補助対象外でございます、委託料につきましても、査定設計書それから調査委託料ともに補助対象外でございます。工事請負費の応急工事の200万円のうち幾らか対象になると聞いておりますが、この時点で確定しなかったため、今回は一般財源対応といたしておりまして、確定いたしましたら次期補正のときに追加で上げたいと思っております。

それから、調査委託料486万円につきましては、査定設計書は当然査定の前につくるわけでございますが、その図面の作成とか設計の内容につきまして岡山県等の指導もありまして、現在のため池の場合は必ずボーリングと土質調査をなささいということになっておりますので、ここで専決させていただきました。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 専決ですから、どういうふうな趣旨でとられとんかわかりませんが、もうちょっときっちりしたもんで、議会を開催するいとまのないものという表現であると思いますが、町税をここで専決処分で上げるというような考え方、これは本当におかしいと思いませんか、執行部の皆さん。町長、下へ向かんと。どういう趣旨で、この時期に予算が足らんようになったから、逆に言えば予備費が足らんようになった、新しい事業が起こせんから、収入の方を専決して事業を起こしたというふうに私はとれるんですが。現時点では、28年度では約4億円ですか、合併の特別交付税もいただいとる中で、こんな状況じゃたらもう来年からはどうにもならんのではないですかと思うんですが、どういう方針で専決でやられたんか、そのあたりを町長なり、副町長、執行部の方で答えてください。

○議長（草加信義君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） この災害復旧につきまして、応急復旧ということで、そのときに、今議員がおっしゃるように、予備費の額が少なかつた。財源不足でその災害の応急復旧に充てる費用が出せないという状況の中

で、財源、そりゃあ財政調整基金という財源があるわけですけど、当面この金額で応急復旧は手当てができるということで、財源として固定資産税あるいは町民税の所得割を充当したということで、この時期に専決で非常に税金等を上げるのは不適切じゃないかということでおっしゃっておられるわけでしょうけど、一応この金額で財源を措置しようということで、不測の事態が来るとは思ってませんが、適切ではなかったというご意見はあるんだろうと思いますから、その点につきましては今後気をつけるようにいたします。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 専決というのを悪用しないようによろしくお願いします。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 済いません。確認のためにもう一度質問を申し上げますが、万能池はこれほどの水源になっているのかというのをちょっと私の頭でわかってないのが一つと、今先ほど言われたように、じゃあ後ほど国の補助金なり何なりくれば財源更正をもう一遍やられるということでもよろしいですね。その2点確認をお願いします。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

万能池は、ご承知のように、備前市吉永町笹目地区にございまして、備前市にある池でございまして、水源というか、水利権は藤野地区が持っておりまして、約600戸の受益がございまして、

それから、先ほど申し上げましたように、工事請負費の200万円の補強給工事をやっておりますが、全部ではないんですが、そのうち対象になるものはございまして、当然国庫補助の対象になったものにつきましては、確定し次第追加で補正させていただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 6番、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

承認第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって承認第11号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

承認第11号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

承認第11号専決処分（平成28年度和気町一般会計補正予算第4号）の承認を求めることについては、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって承認第11号は、承認することに決定いたしました。

(日程第6)

○議長(草加信義君) 日程第6、議案第105号及び議案第106号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

○町長(大森直徳君) それでは、議案第105号及び議案第106号の2議案につきまして一括説明申し上げます。

初めに、議案第105号の和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。平成28年度人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、和気町職員の給与に関する関係条例等の規定整備を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号の和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定についてであります。平成29年4月1日から学校統廃合により、和気町独自の新学級編制基準による学級定員の減少また移行期間4年間の特例を設けた学級定員になることから、町費任用教職員の配置が必要となるための関係条例を制定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(草加信義君) 次に、議案第105号及び議案第106号の2件、順次細部説明を求めます。

総務部長 岡本君。

○総務部長(岡本裕之君) 議案第105号説明した。

○議長(草加信義君) 教育次長 今田君。

○教育次長(今田好泰君) 議案第106号説明した。

○議長(草加信義君) これから議案第105号及び議案第106号の2件の質疑を行います。

まず、議案第105号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) 失礼します。

これは、見てみて大体1,500円ですか、初任給が、それから高齢の方は、例えば行1でいくと、6級の15あたりで500円、6級の20で400円というふうな400円というところで、一番低いのがということで、どうもいろいろ資料を見てみると、地域経済の再生というか、公務職の改善とかというのになかなか結びつかない。結局、成果主義を強めるもんじゃないかというふうな批判がある。

それからもう一つは、現給保障、これを見送っているということで、地域で働く人にはもう賃上げ効果がないと。ほかの福祉職場とか法務関連労働者というんですか、それに非常なあれがあると思うんですけど、そういうことなんですか、そういう現給保障がないこと。

それから、扶養手当ですが、1万3,000円の配偶者の扶養手当が6,500円に、2年後にはぐっと下がると。子供のを上げるというふうにはなってるんですけど、6,500円を1万円に。これは、子供はやがてひとり立ちするんで、配偶者の手当1万3,000円を6,500円の下げるのがやっぱりかなり痛いんじゃないかなと思うんですけど、その辺のあれっていうのはどういうふうな。生涯賃金はかなり下がるんですかね。そういうところがちょっと気になるのでございます。

それから、そういった評価主義賃金というのがこれから強まっていくんですか、その辺ももしわかれば教えていただきたいなど。人勤の方はどうされとんか、教えていただきたいと。お願いします。

○議長(草加信義君) 総務部長 岡本君。

○総務部長(岡本裕之君) 和気町におきましては、国の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与

に関する法律等の一部を改正する法律に準じ、また岡山県の人事院勧告等の改正に準じて対応しているところでありまして、壮大な背景とかについては和気町としては特に研究をしていないところでございます。よろしくお願いいたします。

(6番 西中純一君「評価主義賃金が繰り入れらよんじゃねえんかと」の声あり)

成果主義、それから評価に見合った賃金ということで、町としても今研究をしているという段階でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(草加信義君) 6番、よろしいか。

6番 西中君。

○6番(西中純一君) それじゃあ、これは大体扶養手当を下げることなんかがあるんですけど、これによってやっぱり人件費は下がるんですか。ずばりそのことだけ最後教えてやってください。400円とか1,500円、上がる部分もあるんですが、全体として人件費が上がるんか下がるんか、その辺のことはわからないんですか。

○議長(草加信義君) 総務部長 岡本君。

○総務部長(岡本裕之君) 今現在では、職員構成の中からそういった試算もまだしてない状況でありますので、今後研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(6番 西中純一君「じゃあ、わかりました」の声あり)

○議長(草加信義君) ほかに質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定についての質疑はございませんか。

11番 柴田君。

○11番(柴田淑子君) 29年からということになりますと、新規採用の人がこの対象になっているんでしょうか。

それから、各小学校についてはどのくらいおられるんでしょうか。例えば佐伯小学校任期付町費負担教職員は何人ぐらいを予定しておられるのか。それから、新しく和気小学校という名前がつきます。かつての藤野小学校では何人、本荘小学校は何人というふうに、人数について教えていただきたいと思います。

○議長(草加信義君) 教育次長 今田君。

○教育次長(今田好泰君) 任期付教職員の採用につきましては、新採かどうかはまだ未定でございます。県の方の教育庁、教育事務所の方から派遣をしていただけますので、今のところは未定となっております。

人数ですが、12月1日現在で言いますと、佐伯小学校は任期付職員はありません。新和気小学校が1年生、3年生、4年生で1名ずつで合計3名、本荘小学校で3年生、5年生で2名と、合計5名の予定でございます。12月1日現在です。

○議長(草加信義君) 11番 柴田君、よろしいか。

(11番 柴田淑子君「ありがとうございます」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

5番 尾崎君。

○5番(尾崎忠信君) 新採かどうかわからないという話やけど、この給料表は1級しかないね。これだけでいいんですか、給料表の別表第1。その点、別表第1。



○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） この1号給だけというのは、県の規定の常勤講師です。

（5番 尾崎忠信君「ああ、講師か」の声あり）

はい。講師採用でいきますので、そういうことになっております。

それから、今新任と言いましたが、講師の派遣を県にいろいろ人員を今探してもらっております。それによって、面接をして、和気町で任用をしたいというように思います。これの年齢が高ければ高いほど給料は高くなります。今、事務所の方に、ある程度経験があり、そして若いところいろいろ探してもらうように考えております。今の構想からいいますと、和気町に今おる常勤講師の中からぜひ町費で採用したいというふうに申し入れをしております。子供も、今おる先生が少しでもおれば心強いんじゃないかなということで、今それを申し入れして、4月1日にうまく開校できるようにしたいというふうに思っております。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） それじゃあ、身分は講師ということなんですね。ですから、年齢に関係ない給料表という意味ですね。もっとも年齢が高くなればこの給料表の高いところはつかんでしょうけれど、あくまでも講師という取り扱いで採用するわけですね。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） はい、講師です。正式採用ではありませんので、講師採用で和気町の任期つき教職員ということで採用する予定です。

（5番 尾崎忠信君「わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

昔、私講師をやったもので、ちょっとマニアック的な質問をさせていただきますけど。

辞令が、大体講師でやっていると、半年、半年、産休であれば3カ月とかというのをばらばらばら出されるんですけれど、こういう普通は1年間のあれだと4月1日から9月30日、10月1日から3月30日で、1日あけてまた4月1日からというふうな定数内講師なんかはそういう形だって、そういう辞令というのは1年を出してあげたらええなと思うんですけど、やはりそういうふうに半年ずつ辞令を出すようにやられるんですかね。

それから、昇級というふうなことはそういうことであっても、1日あけて2年目、例えばたまたまやられるというふうな事も何ぼかあるんですかね。その辺だけお願いします。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） これは県に準じてですので、半年の辞令を交付します。

それから、1年を過ぎると昇級があります。これも県の規定に準じて行うということがこの採用の条件になっておりますので、そういうことですので、よろしくをお願いします。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第106号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第105号及び議案第106号の2件を総務厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第105号及び議案第106号の2件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第7）

○議長（草加信義君） 日程第7、議案第107号から議案第116号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第107号から議案第116号の10件につきまして一括して説明を申し上げます。

まず、議案第107号の平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。この補正は既定の予算に2億1,581万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ96億2,422万7,000円とするものであります。内容は、歳入で主なものは社会資本整備総合交付金の追加、災害復旧の国庫補助金、町債の追加、ふるさと納税寄附金の追加などで、歳出では本年4月1日の人事異動による人件費の増減及び給与改定の追加、ふるさと納税寄附金関係経費の追加、県営事業負担金の追加、道路維持費の追加、橋梁維持費の追加、学校・園統廃合による事務局費の追加、災害復旧費の追加などが主な内容であります。

次に、議案第108号の平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算から1,879万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ23億1,549万3,000円とするものであります。主な内容は、歳入では国県負担金及び前期高齢者交付金の減額、療養給付費等交付金及び一般会計繰入金の追加、歳出では人件費等及び一般被保険者の療養費等の増額、後期高齢者支援金等の減額等であります。

次に、議案第109号の平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。日笠診療所勘定において既定の予算に40万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,485万9,000円とするものであります。内容は、歳入では外来収入の増額、歳出では人件費等を増額するものであります。

次に、議案第110号の平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。保険事業勘定では、既定の予算から480万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億1,749万6,000円とするものであります。内容は、歳入では国庫補助金、県補助金及び一般会計繰入金の減額と支払基金交付金の追加、歳出では人件費の減額であります。

サービス事業勘定では、既定の予算に138万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,563万3,000円とするものであります。内容は、歳入では一般会計繰入金の増額、歳出では人件費の増額であります。

次に、議案第111号の平成28年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は収益的支出において営業費用を19万7,000円追加し、予算の総額を7,724万1,000円とするものであります。内容は、歳出の人件費の増額によるものであります。

次に、議案第112号の平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は収益的支出において営業費用及び営業外費用を194万8,000円追加し、予算の総額を1億7,957万6,000円とするものであります。

次に、議案第113号の平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は歳出のみの補正で、予算総額に変更はありません。職員人件費の減額を予備費で調整するもの

であります。

次に、議案第114号の平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算に1,146万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億294万5,000円とするものであります。内容は、歳入では一般会計繰入金、消費税還付金の追加、歳出では一般管理費、管渠維持管理費等の追加であります。

次に、議案第115号の平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は歳出のみの補正で、予算総額に変更はありません。職員人件費の増額を予備費で調整するものであります。

次に、議案第116号の平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は既定の予算に726万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億737万1,000円とするものであります。内容は、歳入では使用料等の追加、歳出では管理運営費等の追加であります。

以上、説明申し上げましたが、詳細については、担当部長及び担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第107号から議案第116号までの10件、順次細部説明を求めます。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 議案第107号説明した。

○議長（草加信義君） それでは、ここで場内の時計で20分まで暫時休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 議案第108号・議案第109号説明した。

○議長（草加信義君） 介護保険課長 大石君。

○介護保険課長（大石浩一君） 議案第110号説明した。

○議長（草加信義君） 上下水道課長 豊福君。

○上下水道課長（豊福真治君） 議案第111号・議案第112号・議案第113号・議案第114号・議案第115号説明した。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南博史君） 議案第116号説明した。

○議長（草加信義君） これから議案第107号から議案第116号までの10件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

まず、議案第107号平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）についての質疑はございませんか。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ページ数で言うと、34ページの参考資料とそれから28年度補正予算参考資料5ページでございますが、補正後の職員数の総括166,75、参考資料の5ページ、一般会計の人員数168,75。ほかの部署もチェックしましたが間違いはないようでございますが、実際和気町の正式な職員は何人管理してるのでしょうか、まずそれをお答えください。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 参考資料の6ページをお願いいたします。

5ページについては、一般会計の職員数ということで、当初の人数を上げておまして、6ページについては特別会計の職員数を上げております。総合計で200名ということです。この中には、特別職の3名分を含んだ人数でございます。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） これ2名はどこへ隠しとんですか。どう見ても、34ページの補正後1人増えて166.75人、参考資料5ページの人員をずっと足していくとやっぱり合うんですよ、168.75人。で、支出の額は、給料とか職員手当、共済費、合計840万1,000円でどっちも合うんです。これ私内緒で違うよ言うたこともありますし、前回はこんなことを出しちゃいけないというて厳しく言ったはずですよ。何回言っても直らない。こんな資料で我々検討せにゃあいけないというのは情けねえ話で、誰も気がつかんのですか。余りにもお粗末きわまりない資料で、これを議会へ出すというのは、議会としても非常に私も不満を持ちます。これ1回目じゃないんですよ。何回も今まで言うてきとんですよ。こんなことが繰り返される状況をどう考えとんか、町長からも一言お願いします。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 参考資料の5ページにつきましての当初人数は168.75の人数になっておりますが、この中には特別職の3名を含んだ数字でございます。給与費明細書の長等の中には、町長、副町長の人数でございます。そういうことでございますので、ちょっと表示の方が統一できてないところが見にくい結果になっているかと思っておりますけど、ひとつよろしくお願ひいたします。

（4番 山本泰正君「ちょっと休憩にしてくれんの」の声あり）

○議長（草加信義君） 暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開し、再度1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 休憩前に引き続きまして、山本議員のご質問に回答いたします。

補正予算の34ページの一般職の職員数の人数、補正前165.75が補正後は166.75になる数値と、お手元に配付して参考資料の5ページの一般会計における当初人数の差異につきましては、参考資料の方に特別職の人数を含んだような数字の表示をしてあります。このことについては、誤解が招かれるような表現の仕方をしてますことを反省します。次回からの資料につきましては、給与費明細、34ページにあります一般職の人数に合わせた格好で参考資料の方を今後改善をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 参考資料というのは、我々の立場からして内容が一目でわかるようなものにぜひしていただきたい。電卓たたいて数字を合わせにゃいけないようなんじゃないやったら参考資料にならんとするんで、ぜひいい方向へよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、質問項目の時間というんか、3回目になってもう何もないんですが、35ページの職員手当等で、その他の増額463万9,000円、ちょっと金額が大きいんで、その他は何々が充当されとんか、わかれば教えてください。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） その他の増額463万9,000円の中には扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当と超勤の勤務手当……

（4番 山本泰正君「回答になりょうらんど。それは人事異動、給与改定によるもんが80万4,000円と769万2,000円入って、その他の増額じゃから、そういう職員手当がこの中に入るとというのは認識しとります。その他にはどういうもんがあるんかというのをちょっと教えてほしい言よんです」の声あり）

その他の増額の中には、そういった先ほど言いましたような扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当等の異動部分等もございますので、そういったものが含まれております。

（4番 山本泰正君「給与改定外のというもんが」の声あり）

はい。

（4番 山本泰正君「もう了解。よろしいです。3回しました」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 12ページ、財産売払収入です。町有地売払収入で、佐伯郵便局を売って243万円ですか、収入を得ておりますが、今まで多分家賃収入で貸しておったと思うんですが、なぜ売却されたんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） こちらの佐伯郵便局の売却につきましては、当初、旧佐伯町時代に桃谷順天館の従業員の住宅として改修いたしました。当初の契約時に、買い取りを前提としての改築をしておりましたが、このたびそのことが桃谷順天館の方から買い取りたいという申し出に基づきまして売却したものでございます。

○議長（草加信義君） 1番 山本君、よろしいか。

（1番 山本 稔君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 参考資料の4ページ、それと8ページ、11ページについてお尋ねいたします。

まず、参考資料の4ページですが、和気町立学校・園英語指導助手派遣事業というのがありまして、9,396万円、3年間で予算が限度額としてついております。これを1年で割ってみますと3,132万円で、人数を数えてみますと、ちょうど真ん中辺ぐらいに幼児施設に1人、それから3小学校に3人、2中学校ですから2人ということで、9,336万円を1年で割って更に6人で割りますと、1人当たり522万円、年に収入があるようになるわけでありまして。この522万円は誰に払うんですか。というのは、派遣業者から委託するという、そういうやり方でALTの方々を雇用するということになりまして、派遣元は派遣業者のところであるということになるわけです。そうすると、お金の支払いは派遣業者に払うんですか。それとも、派遣されてきているALTに払うようになるんでしょうか。そこを第1点として質問いたしたいと思っております。

次は、8ページのところにあります参考資料に、藤公園駐車場改良工事施工箇所というのがありまして、五角形ぐらいのところ、県道からの出入り口を増設して採石舗装を500平米、法面が100平方メートルというふうになっておりますが、その西側に畑があります。この畑も駐車場にすることができるというのは、その畑に続いているところが藤公園の駐車場ですから、畑を何もあけなくても、これから施工するところとずっと合わせて藤公園の駐車場を広げることができるんじゃないかというふうに思います。そうした方が効率的でもありますし、駐車場が転々としておるよりも一まとまりになった方が駐車場としての機能が大きいんじゃないかなという

ふうに思います。この新しくできるところから県道に出るときにどういう出方をするのか、結構危ないんじゃないかなと思いますので、このところを質問いたします。

次は、11ページのところですが、現在の日笠の町営住宅ですが、一般質問でもちょっと取り上げておりますので、ここでご回答をいただければ、一般質問とダブリましたらそのところを省略したいと思うんですが。

このところに、家が5軒建っておるわけでありまして。そうすると、あと7つの土地を分譲すると12戸ぐらいになりますんで、住宅機能としては20戸ぐらいが普通集合住宅としては望ましいんでしょうが、この土地全部を売って住宅になるといいんじゃないかとは思ってます。ところが、この場所は日笠でありまして、日笠小学校は学校の統廃合で幼稚園もそれから小学校もなくなる。そうすると、若い方がここに分譲地を買って家を建てるというような可能性は非常に減るんじゃないかと思ひまして、統廃合計画とこの分譲計画との間は整合性がないという感じがしますので、これは売れんんじゃないかなというふうに思うわけですが、対象が若い人だとしますと、日笠に、こう言っちゃあ何ですが、統廃合計画で小学校も幼稚園もなくなる、こういうところで若い人が来にくい場所になっているんじゃないかなというふうに思います。この3点についてどう考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼します。

4ページ、英語指導助手派遣事業に関してです。この額は、幼児施設と小学校、中学校は額は変わってくると思うんですけども……

（11番 柴田淑子君「マイクに近づけて言うてください、ちょっと聞きにくいので」の声あり）

はい。額は、今契約しておる会社の金額を参考に、これ以上は高くならないだろうという額を出しております。

（11番 柴田淑子君「どこの回答をしていらっしゃるんですか」の声あり）  
誰に払うかということなんです。

（11番 柴田淑子君「4ページ」の声あり）

4ページです。4ページでよろしいでしょうか。

（11番 柴田淑子君「はい」の声あり）

英語指導助手、この報酬は誰に払うんでしょうかというご質問に関してですが、これは個人個人のALTの方ではなく、派遣をしてくださっている会社と委託契約をするつもりですけども、その会社に対して支払いをいたします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼します。

8ページの藤公園駐車場の改良工事の関係なんですけども、間に畑の印がありますが、現在多分潰れ地等になると思われますが、町の所有ではないと思われます。今後、購入に向けて検討していきたいと思ひます。

それと、県道と気笹目作東線との間に水路があります。その水路が34メートルほどあるんですけども、7メートル部分ふたをかけまして、出入りできるようにするという工事でございます。これの安全につきましては、実際期間中は警備員等を配置して対応しますので、問題ないかと思ひます。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 柴田議員の分譲宅地、資料の11ページに対する回答でございます。

議員おっしゃられますように、学校の統廃合ということで、日笠地域に世代的に若い方が難しいんじゃないかということでございますが、こちらの方が日笠団地の跡地の有効活用ということで、団地の分譲宅地を計画いた

しております。移住定住を進める中で、町有地の有効活用ということでこちらの分譲宅地を計画いたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君、よろしいか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 最後の回答をいただきました11ページの宅地分譲事業についてですが、現在5戸ありますが、そこのところ新しく7戸分を分譲して有効活用したいというのは、これは町の方のお考えだと思っておりますが、これが有効活用になるとは思えないというのが私の質問の意図であります。ここを買う人がおるだろうか。こういうところが有効活用になるのだろうかというのが質問の趣旨でありますので、これが大丈夫、売れるとか、ここに若い人が家を建てるとかという見込みがありましたら聞かせてほしいと思っております。石生のところにも五、六軒建てておまして、そこのところも有効活用ができてない。というのは、学校も統廃合計画の中に石生小学校も入っておりますので、こういう学校がなくなるところでは、新しく若い人がやってくる可能性があるかどうかということが非常に問題になると思っております。そこところの回答をお願いいたします。

次に、この学校の英語の指導助手派遣事業という4ページについてですが、幼児施設に1人、真ん中辺に書いてありますが、3小学校に常駐させるというんですから3人、中学校は2つありますから2ということになりまして、合計8人の方が常駐して幼児施設で英語を教えるということになるわけで、派遣元にお金を払うということになりますと、この方たちの一体勤め先はどこになるんでしょうか。和気町の教育委員会というわけにはいかずに、派遣元が派遣してそこにお金を払うのであれば、派遣事業ですから払ったところに少し手数料が行きまして、この人たちに渡すお金というのは、このお金を8で割ったお金より少なくなるんじゃないかなというところが心配になるわけであります。

それから、この派遣元からやってくる方たちは、3年間同じ人がやってくるようになっているんでしょうか。引き続きそこところもお願いしたいと思っております。

それから、今さっきの8ページのところで、間の畑はどうなるのかというのがよくわからなかったんですが、笹目作東線のところに水路があって、水路があるような記号は出てない。水路があるのは畑との間に水路があるんですか。ここに駐車場をつくりまして、この駐車場に入ったり出たりするところの入り口、出口というのはどこになっているのかご回答がなかったような気がするんですが、お願いいたします。

それじゃあ、あと続けて質問に答えていただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） それでは、失礼します。

分譲宅地の件でございますが、なかなか若い世代の方は非常に統廃合の関係で難しいのではないかとことですが、和気を中心部等から日笠地域へのこちらでの購入というのはなかなか難しいように思っております。執行部といたしましては、日笠地域、岸野地域とか室原地域、こちらにある世帯を分離とかされた方がこちらを購入ということがないだろうかということ踏まえて、こちらの計画をいたしておるところです。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 4ページ、英語指導助手に関してです。

まず、人数を今議員が8名とおっしゃったんですが、6名です。中学校2名と小学校3名、それぞれそれは常駐です。3幼児施設、3つあるんですけども、1人をということなので、1週間で言うと1、7日ぐらいになると思うんですけども、そういう派遣をしていただく予定です。

その業者に関しましては、また近隣の地域の情報を今集めておるところですので、3つ以上のところからこれから決めようと思っております。

その金額について、本人に渡さなかったら何ばか引かれるんじゃないかというお話ですけども、そうなります。

委託の契約をする予定でございますので、まず研修ですとか管理も全てその会社がしてくださいませ。ということですので、会社を通じてALTの方一人一人には謝金が渡るということになっております。

それから、3年間同じALTが来るかというお話ですけども、これに関しましては、そういう希望は出したいと思っております。ただ、いろいろ要望もあつたり、向こうの方も何か理由で変わるということもあるかもしれないけれども、これに関しては必ず同じような質の高いALTをよこしていただける場所を選びたいなと思っておりますので、3年になるかわかりませんが、理想は3年間余り変わらずに系統だった指導をしてほしいなということは希望しようと思っております。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 藤公園のこのたび整備しようと思っております西側の畑についてですが、現在のところ購入には至っておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

それから、今回の修繕ですが、西側に用水路がございます。県道沿いに溝がございます。その溝を今回埋め立てまして出入りをさせるということに予定しております。今現在は、図面で言いますと、五角形の右下の部分、そこから出入りをしとるという状況ですが、それを県道に沿って出入りしやすくするという計画でございます。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君、よろしいか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 今、万代課長にご回答をいただいたところの駐車場ですが、約何台ぐらいを予定していらっしゃるのか。出入り口が一番南のところになってくると、かなりのスペース、出入り口に至るまで、車が何台か入りますと場所をとりますので、この隣の畑を買えなかった理由があるんですか。これがあれば、この藤公園の駐車場と一体化しまして、駐車場としての機能は一段と上がるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺のところはどうなんでしょうか。

それから、派遣会社をお願いして、給料を払うのは派遣元に払うと。そうすると、派遣元からALTの先生方がお金をいただくと、こういう形態で雇用関係ができるということなんですね。和気町には、こういう派遣業者を使ってALTの方を雇用したという例が今までにあるんでしょうか。このことを追加してお尋ねしたいと思います。

それから、分譲住宅の件ですが、分譲住宅といいますか、こういう新しい団地に家を建てるときの集落機能ということを考えますと、ぼつんぼつんと建てたぐらいじゃ集落機能は成立しない。佐伯の方の町営住宅を見ますと、大体20軒以上で一集落になっておりまして、子供たちはたくさんそこに入っておりますので、その子供たちをよく遊んでおるような様子が見えます。ここの子供たちは、遊び相手を求めてどこに行きよかなというふうに思うんですが、やっぱり最初からきちんと集落機能まで考えてここは町営住宅ならつくるべきであったと、石生もそういうふうに考えますが、これが売れる可能性についてはなかなか難しいというふうに言われましたが、頑張っって売りたいということであろうと思います。せつかくお金をかけてやるわけですから、お金はかけた、しかし売れなかったというようでは税金の無駄遣いというようなことになりますので、そこら辺の見込みなどもあわせてついでにお願いいたします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 台数はということなんですが、約500平米の土地でございます。これまでも駐車場として使用はしてはしておりましたが、出入りがしにくいということで今回県道に沿って出入りできる場所に広げるということでございます。整備した結果、線等を引いて、通路との関係もありますから、はっきり何台とは申し上げにくいんですが、40台から50台はとめれるんじゃないかとは思っております。

それからあと、なぜ隣の用地も購入しなかったかということなんですが、今回については、これまであった駐



車場として利用していた土地を整備するというので、これまでの経緯については承知してないのが現状でございます。

○議長（草加信義君） 学校教育課長 藤原君。

○学校教育課長（藤原文明君） 失礼します。

4ページ、英語指導助手のことですけれども、派遣会社からの雇用について今まであったのかというご質問ですが、現在幼稚園それから保育園、和気町内に行っていた先生は、そういう会社から今来ていただいております、すごく評判もいいです。

それから、小学校も同じです。小学校も今町内で1名しか派遣をしてもらっておりませんが、その先生もすごく評判がよくて、同じ会社から派遣をいただいております。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼します。

分譲宅地の販売に対して柴田議員にご心配いただいておりますが、このことについては移住定住アドバイザーの紹介、それからホームページ等でこちらの分譲宅地の紹介等を十分にいたしまして、全力で販売促進に努めたいと思います。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） それでは、2点ほどお聞きいたします。

初めに、20ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金です。これは今まで何回か説明を受けたことがあるんですが、再度この給付金をいただける方の条件を教えてくださいたいと思います。

それと、これ受け付けを今1階でされてると思うんですが、これ期間はいつまでか。今、現実何人中どれくらいの方が済まされているのかと、その辺をお聞きしたいと思います。

それからもう一点は、債務負担行為の参考資料2ページです。和気町立学校ICT環境整備事業というのがあります。整備内容の1に、児童用のパソコンの更新に伴うタブレットの導入というのがあります。これはPC、パソコン教室用のタブレット36台掛ける2小学校ということは、本荘小学校とそれから和気小学校が36台、36台、こういうことでしょうか。それから、佐伯の場合はグループ学習用のタブレット6台と、こういうように書かれております。これ佐伯は、要するにこのパソコン用の教室というのはないということでしょうか。それとあと、中学校です。今現在恐らくないと思うんですが、中学校についてはこれからどのようにされるかと。それから、備前市なんかは、今1人1台タブレットをやってるというように聞いております。和気町も、いずれ近い将来1人1台持たせていくと、こういう予定があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（草加信義君） 健康福祉課長 永宗君。

○健康福祉課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

まず、20ページにございます年金生活者等支援の臨時福祉給付金についてでございます。この対象者は、平成28年の住民税非課税の方でありまして、通常の、これまで3カ年実施をしまして臨時福祉給付金の対象となる方のうち、障害基礎年金あるいは遺族基礎年金の受給をされている65歳未満の方が対象となります。町の方での見込みといたしましては、対象者としては約230人程度が対象になるのではなかろうかと推計をしております。この受け付け事務ですが、10月31日から開始をしまして、1月31日が申請の期限となっております。現在のところは、97名の方に11月末にこの手当て、お一人につき3万円ということですが、支給事務を終えております。

それとあわせて、通常のこの3万円につきましては、65歳以上の方につきましてはこの春に支給を終え

ておるところです。あと、今現在申請事務を受け付けております65歳以上等の方、臨時福祉給付金お一人につき3,000円でございますが、これにつきましてはおおむね3,500名程度の方が対象になろうかというふうに推計をしています。そのうち11月末現在で1,739名の方に給付事務を終えていると、こういった状況でございます。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） それでは、資料2ページのパソコン更新に伴うタブレットの件でございますけども、2小学校は和気小と本荘小学校です。1小学校に36台のタブレットを予定いたしております。グループ学習用として、佐伯小学校に6台という計画です。佐伯小学校につきましては、パソコン教室はございます。佐伯小学校のこの表を見ていただきますと、整備状況の表なんですけど、平成24年11月から6年リースとして今パソコンは既存のものを使っております。タブレットがございませんので、班学習、グループ学習用として6台は整備しようということで今回考えております。和気中学校、佐伯中学校につきましても、パソコン教室はありまして、平成21年4月にパソコンはもう購入いたしております。そのため、これから佐伯小学校それから佐伯中学校、和気中学校につきましては、タブレットの導入について順次更新していく計画でおります。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） 年金生活者の臨時給付金についてはよくわかりました。

それから、ICTの関係なんですけど、もう一点回答をもらえなかったんですけど、今後1人1台というようなことをされていくんかどうかです。

それから、佐伯と山田はリースがまだ平成30年までであるということなんですけど、ということはこのパソコンとそれからタブレットを併用して今後30年までは使っていくと、こういうことでいいわけですね。

それから、このタブレットについては、やっぱり家に持って帰るということはこれはもちろんできないですよ。1人1台の場合はそうなんですけど、グループごとですからそれはできないということでしょうね。その辺、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 児童・生徒に1台ずつというのは、将来的にはその方向がいいんでしょうけども、やっぱり財政的に非常に厳しいということで、パソコン教室にはタブレットを導入という方向でこれから考えていこうと思っております。

自宅に持ち帰ることは、今のところは考えておりません。ただ、屋外に持って出すぐパソコン教室に入って授業も受けれますし、各教室でも持ち運び可能ですので、非常に便利にはなってくると思っております。

（8番 安東哲矢君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかにございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 済いません。

今、ICTについても言われたんですけど、ちょっとまだわからない点がありますけど。要するに、佐伯、山田以外はリースが切れているので、新規の分のリース契約を始めるということなんですかね。要するに、全体として見積もりが全体の額でいってるんで非常にわかりにくいというか、計算根拠、これがわかるような分をぜひ委員会の方では出していただければありがたいかなと思うんですが。

それからもう一つ、タブレットを導入するということで、結局だからサーバーを和気に1つ、本荘に1つ、佐伯に1つ、またサーバーもこれはタブレットを運用するのに要するんですかね。その辺の構造がよくわからないんですよ。相当これ研修に費用が要ると。研修費も含めてこういうふうな額になるんですかね。先生方が研修しないと利用がなかなかすぐにはできないんじゃないかということがあって。

それから、これ後年度負担で、いわゆるソフトを導入するとまた金がかかる。ソフトはまだこれは込みじゃないんですよ。その点も教えていただければありがたいと思います。

それから、ほかの件で、予算の15ページ。

修繕料が555万2,000円、佐伯庁舎の発電機というふうなことでございましたが、もう使えないような状態になってるんですか、自家発電機か何か。その辺の説明がなかったので、もうちょっと詳しく教えていただければありがたいと思います。

それから、15ページの財産管理費のまちづくり基金積立金341万5,000円、基金の利息をここへ入れとると。運用益というのはつまり利息ですか。利息が出たので、これを計上してるということですかね。

それから、同じページの移住推進員とかアドバイザーとかいろいろあるんですが、アドバイザーは1名減なんですか、で12万円減。移住推進員の賃金は5万1,000円増ですよ。この用語もそうなんですけど、推進員とアドバイザー、2名おられた方が1名になったんですかね。それから、この増額した賃金の分はどういう意味なのか、その辺の振り分けがよくわからないんです。

それから、先ほどの日笠住宅、私も現場を見たんですけど、今のところ水路だけしてるんで、それを道路部分というんですか、それを舗装するんですかね。区画の部分も何かするの、その辺がちょっとわからない。多分道路部分なんでしょうね。それを舗装する費用が160万円なんです。それを確認させていただきたいと思います。

それから、25ページの県営事業負担金が、初瀬川に係る分が450万円ぐらいでしたか、佐伯長船線が350万円、もうちょっとそれも詳しく説明をいただければありがたいと思います。

それから、同じページ、橋梁維持費の霞橋の1,200万円、社会資本整備総合交付金というものでされるということなんですけど、いわゆる更新というか、新しく建て替えるんですか、これは、その辺の説明がよくわからなかったんで。芳嵐園の和気神社へ行く橋だと思いますけれど。

それから、先ほどの柴田議員も言われた藤公園の分の8ページですか、この駐車場を買い増しする理由というのがちょっとよくわからないんですけど。昔内田議員が、大体この藤公園の駐車場を買うということ自体に反対したというのを聞いてるんですけど、どうしてこれだけまた増やすのか、その理由、これがわかりません。それをもう一度説明願いたいと思います。

それから、26ページの河川改修工事費、寺谷川の改修ですか、460万円、これはあそこの岸野の前に川が濁ってどうのこうのというあの谷の川ですかね。それから、その広域農道との関連は何もないんですか。その辺をちょっと教えて。これはまた町の方で今度やるっていうふうに言われたんですけど、広域農道は、それとの関連もわかれば教えていただければありがたいと思います。

それから最後に、27ページ、これ特別委員会でも言われると思うんですけど、小学校閉校記念事業負担金が、20万円、6校分と言われたんですけど、とりあえず全体で和気地域もやり、佐伯もサエスタでやり、それからそれぞれ佐伯は山田と佐伯でやりというふうなことだったんで、和気の方もそういう格好で、全体でこの役場の隣でやって、また各学校で閉校記念式を何らかの形でやるということなんです。その辺のいきさつをまた説明をお願いいたします。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 2ページのICT環境整備事業の件でございますけども、全体の明細ということなんですけど、委員会の方に提出をさせていただきます。

それから、サーバーにつきましては、現状本庁にあるサーバーを利用しておりますので、容量等のそういったものは必要かと思いますが、同じような利用の仕方をしてまいります。

それから、ソフトにつきましては、学習ソフトもこの中に入っております。全体の中にソフトも入り、そうい

ったここに（１）から（５）までありますけれども、これプラスソフトウェアも入っておるということで、これを買いたいと思います。

○議長（草加信義君） 地域審議監 竹中君。

○地域審議監（竹中洋一君） 佐伯庁舎の自家発電機なのですが、本年８月から故障のため停止中でございます。故障の内容と伺いますか、これは保守管理をさせていただいております中国電気保安協会の指摘なのですが、停電時のオン、オフスイッチが正常に機能していないと。また、誤作動により過電流になり、機器が損傷する可能性があるため、８月より停止しているということで、部品の耐用年数は１５年で、２２年経過しております。部品の交換は製造を停止しております交換部品は流通していないということで、今回補正計上させていただきます。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼します。

まちづくり基金の積立金でございますが、こちらにつきましては、議員がおっしゃられます歳入の方で計上しておりますものを運用益を積み立てたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

和気町定住促進アドバイザーの報酬の減につきましてでございますが、当初和気町の定住促進アドバイザーを２名、また移住推進員を１名雇用する前提で予算を要求しておりましたが、和気町の定住促進アドバイザー１名が移住推進員の雇用となりましたものですから、和気町定住促進アドバイザーの１名分の予算を減とするものでございます。

また、移住推進員の賃金５万１，０００円につきましては、本来移住推進員に係る通勤手当等につきましては賃金で支払いを行うべきものでございまして、それを当初職員手当等の方で誤計上しておりましたものを賃金の方に予算を振り替えるということでございます。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

西中議員はたしか４点のご質問があったかと思えます。

まず、２６ページの住宅費の舗装新設改良工事費１６０万円でございますが、現在、おっしゃられましたように、区画の工事をやっております。その道路部分の舗装をするものでございます。

続きまして、２５ページの県営事業負担金の説明でございますが、まず今初瀬川の改修工事を進めておまして、稲坪橋という橋がございまして、これの架け替えをやっております。それで、今はもう橋を落としておりますが、現況の橋の幅が４メートルということで、新しいものは５メートルにさせていただくことになっておまして、その１メートル部分の工事費は全額町負担となります。それに際しまして、２メートルの歩道部も設置いたします。これも和気町の負担でございますが、これが４，５２６万８，０００円、それから今現在進めております岡山赤穂線、佐伯長船線、美作岡山間道路の事業費の見込みが確定しまして、これが３，５２５万円の減額ということで、差し引き１，００１万８，０００円の増額となっております。

それから、２６ページの橋梁維持費、霞橋の橋梁維持工事でございます。これにつきましては、国が６５％補助をいたします社会資本整備総合交付金事業で実施いたします。本来、霞橋は２９年度で行う予定でございましたが、本年追加割り当てがございましたので、補正をいたしまして工事を進めるものでございまして、これは平成２５年度に点検したところ、ひび割れ多数、それから漏水箇所も多数見受けられましたので、修繕工事を行うものでございます。クラックに特殊モルタルを注入したり、それから橋の上部を取りまして新たにコンクリートを打ち替えるというような工事をいたすものでございます。

それから、4点目の26ページの河川改修工事費460万円でございますが、これは広域農道関連ということで、岸野の寺谷地区の町道の佐伯との町境付近の工事をしておりまして、土質の関係で水が濁りまして、営農に影響が起きました関係で、濁水対策工事を現在進めております。ですから、用水をとる川をまた別のところから用水をとるような工事をしておりまして、その関係でゲートをつけたり水路を整備したりする必要が生じてまいりました。それで、その関係で、護岸の工事を管理等をする必要が生じておるんですけども、岡山県の方で対応できないということの中で、町の方で護岸工事を関連工事で行うということにいたしております。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 参考資料の8ページの関連で、駐車場をなぜ買い増しするのかということなんですが、今回の補正では買い増しはいたしません。あくまでも今既存の駐車場を整備するというものでございます。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 27ページの負担金・補助及び交付金の小学校閉校記念事業負担金の120万円の件です。小学校、今回統廃合される6校分が20万円掛ける6で120万円となっております。これは、全体の閉校記念事業じゃなくて、各校で実施する閉校に関する事業について20万円の負担金を出しますということになってます。当然町の補助金交付規則に準じて交付する予定にしております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 大体わかったんですが、今の藤公園の件なんですけれど、じゃあ前任者の建設部長のときにこれ買ったんですかね。それだけ、昔どうだったのかわかれば。

それから、閉校の事業っていうのが、一応見識的には佐伯、山田、それからこっちの7校になるように思うんですけど、その辺計算が合わないんですけど、6校というのが、その辺どっかやられないところあるんですかね。もう一遍お尋ねします。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） いつ購入したかというお問い合わせなんですけど、済みませんが、手元に資料がないので、また後ほど回答させていただけたらと思います。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 該当する小学校は、佐伯、山田、日笠、藤野、和気、石生の6校です。一応今の学校を全て閉じるということで、閉校になるというふうに……

（6番 西中純一君「本荘を除くですね、わかりました」の声あり）

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼しました。

平成26年度取得。

（6番 西中純一君「わかりました。ありがとうございました」の声あり）

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第107号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第107号を総務厚生常任委員会及び産業常任委員会並びに和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第107号は、総務厚生常任委員会及び産業常任委員会並びに和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

場内の時計で、2時10分まで暫時休憩といたします。

午後1時54分 休憩

午後2時09分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第108号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 国保です。44ページの電算事務委託料で33万2,000円、国保広域化のシステムの委託料ということなんですけれど、これをもうちょっと詳しく。

それから、単県、岡山県の国保になるということで、その辺の指示とかそういうのは新たに何か来ているのかどうなのか教えていただきたいと思います。

それから、46ページの特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費、財源が国庫支出金がだめになって、これ一般財源が63万8,000円を立ててるんですけれど、その理由というか、そのいきさつを教えてください。お願いします。

○議長（草加信義君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 44ページの委託料、電算事務委託料の33万2,000円でございますが、これは先ほども申しましたように、平成30年度から広域化になります。それに伴う関連のシステム改修でございまして、内容といたしましては、広域化後に資格異動情報等の連携が出てきますので、それに伴いまして、現在あるパソコンに機能の追加をするものでございます。

それから、46ページの財源更正でございますが、歳入の方で国、県の負担金が31万9,000円ずつ減額になりました。その関係で、一般財源の方で財源更正をしておるものでございます。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） もう一遍ちょっと今のを。財源はどう言うたん、特定健診の。もう一遍ちょっと教えてもらえますか。

○議長（草加信義君） 民生福祉部長 青山君。

○民生福祉部長（青山孝明君） 国、県の特定健診費用の分につきましては、事業費の3分の1が補助としてついてまいります。その補助金の分が、費用額の減額によりまして国庫それから県の負担金が31万9,000円ずつ減額になりました。それに伴いまして、一般財源の方で31万9,000円掛ける2の63万8,000円を一般財源で充当するという形になります。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

（6番 西中純一君「わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第109号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第110号平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算

(第2号) についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、議案第108号から議案第110号までの3件の質疑を終わります。  
お諮りいたします。

議案第108号から議案第110号までの3件を総務厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) ご異議なしと認めます。

したがって議案第108号から議案第110号までの3件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第111号平成28年度和気町上水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第112号平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第113号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第114号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、次に議案第115号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、議案第111号から議案第115号までの5件の質疑を終わります。  
お諮りいたします。

議案第111号から議案第115号までの5件を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) ご異議なしと認めます。

したがって議案第111号から議案第115号までの5件は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第116号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、議案第116号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第116号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第116号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第8）

○議長（草加信義君） 日程第8、議案第117号和気町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第117号の和気町公の施設の指定管理者の指定についてであります。和気町三保高原りんご工房条例に規定するりんご工房の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明しましたが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第117号の細部説明を求めます。

事業課長 岡本君。

○事業課長（岡本康彦君） 議案第117号説明した。

○議長（草加信義君） これから議案第117号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第117号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第117号を産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第117号は、産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第9）

○議長（草加信義君） 日程第9、議案第118号から議案第121号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、議案第118号から議案第121号の4件につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第118号の工事請負変更契約の締結についてであります。平成28年度和気こここ園園舎建築工事の工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第119号の工事請負変更契約の締結についてであります。平成28年度本荘こここ園園舎建築工事の工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第120号の工事請負変更契約の締結についてであります。平成28年度佐伯こここ園園舎建築工事の工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第121号の工事請負変更契約の締結についてであります。平成28年度和気小学校校舎改修工事の工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約



及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては、教育次長に説明させますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 次に、議案第118号から議案第121号までの4件、順次細部説明を求めます。

教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 議案第118号・議案第119号・議案第120号・議案第121号説明した。

○議長（草加信義君） これから議案第118号から議案第121号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第118号工事請負変更契約の締結についての質疑はございませんか。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 議案第118号から議案第121号までということなのですが、どの契約もいったん契約した後、何%かの増額の変更になっておるわけですが、いったん契約したのをそれを破棄して、新たに増額の契約をしておるわけです。そこら辺については、それぞれ理由が書いてありますが、カーテンだとか排水だとか、それから地中にあるいろんなものを掘り出したとかというようなふうに増額の理由があるわけですが、最初契約のときにそういうものを見越して契約をしとったはずだと思うんですが、後からこういうふうに全部について増額の契約変更というのは、理由はそれぞれ書いてありますが、おかしいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺についてどういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 当初契約を破棄してやってるものではございませんで、あくまで変更、増契約を行っているというふうにご理解ください。

ここに主な変更内容を書いております。当然当初契約どおりにできればよろしいんですけども、やっぱり工事をしていく途中で現場に応じていろんな追加工事、当然減る工事も出てまいります。今回お示ししておりますのは、主な増額の工事について上げさせていただいております。その点、当初契約では思っていないものが生じたのご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 中建とかおなじみの会社が次々出ております。中国建設、アイサワ工業、次が中国建設、中国建設というふうに、4つのうち3つまで中国建設なんですけれども、こういうのは和気町が非常にみやすい町だなということでこんなことになるとんじゃないかなというふうな疑いを町民に持たれてもしょうがないような、全部増額の契約なんで、そこら辺について疑問はなかったんでしょうか。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

（11番 柴田淑子君「ちょっと待ってください。今田次長より町長にお願いしたいと思います」の声あり）

○教育次長（今田好泰君） 変更については、工事は先ほども申しましたけども、追加、減、当然減になる箇所も生じてまいります。トータルして今回はこういった増になったというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それぞれ理由はあるわけでごさいます、それについてはもう省略させていただきますが、いわゆる請負をして工事を進めている中で、追加工事があつたりいろいろするわけでごさいます。その辺の調整をされて、今回の変更契約を結んでいるわけでごさいます。それぞれ項目がございしますが、その内容について、もし柴田議員の方で不信に思われるならば、その辺のご指摘をいただいきたいというふうに考えております。

今回の入札については、非常に厳しい入札でありました。県下のそれぞれ近隣の学校統合、園等の発注については、本当に再入札、再入札といった厳しい状況でございます。そういった意味からも、そういったことがあるから変更をするという意味じゃございませんので、こういった部分が新しく新年度でできる予定にいたしておりましたが、それを工事内容の中で処理をしていくということで変更をかけている部分もでございます。そういったことも十分ご理解いただいて、今回の変更についてはそれぞれの理由があって変更をかけていくんだということをご理解いただきたいというように思います。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 理由があつてと、厳しいというふう非常に企業の立場に立ったような弁解をなさっているように受け取れるんですけども。カーテンについて、遮光2級だとか、こちらにはこういうものを見抜くだけの人はおらんと思うんですよ。専門家の方がいらっしゃるわけでもないし、みんな役人です。相手は、企業の方で、そしてこういう工事を次々とやっていらっしゃるわけですが、こういう中でもうことごとく増額の契約変更ということはおかしいなというふうには考えられなかったんでしょうか。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 設計業者がおつて、設計をつくっていつて、あとの工事施工に伴う施工上の問題の管理監督等につきましても、そういった配置をしながらやってきております。ですから、最初設計し、そして入札に付し、そしてそれを管理監督をしての設計業者がおるわけでございます。その中で、こういう形での追加工事とか調整された事業とかがあるわけでございます。その辺も、当然後で出てきた事業ということで、その辺のご理解をいただきたいというように考えております。ただ、最初から入つてた全体の事業費の中に入つていたのにまたそれを追加するのかというんじゃないし、改めてこの追加の事業が発生したという解釈でご理解をいただきたいというように思います。

○議長（草加信義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第118号の質疑を終わります。

次に、議案第119号工事請負変更契約の締結についての質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） この図を見て、青の部分が透水舗装というんですか。それから、普通の塗装か、薄いところのあれは、青じゃない、緑のは塗装ですか。それから、赤でやってるのがますですかね。それだけ確認というか、その部分が新たに、予定してなかったんだけど、するんだということでございますか。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 済いません。本荘にこここ園でよろしいんですよ、本荘ですよ。

（6番 西中純一君「はい。5ページ」の声あり）

3番の——済いません、カラーでないんで——黒くなってる、4分の1円の部分のカラーで色づけしているところが透水性の舗装工事です。それから、一番上の雨水排水設備工事は、そこに長細く縦と横と斜め下においている、これが雨水排水の工事となっております。集水ますは四角のものでございます。

1番に上がっていますのがカーテンの設置工事、両サイドに色塗りしている部分がカーテンの設置部分となっております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 青のだからこれが透水性で、雨水排水に支障が出るおそれがあることから舗装自体を透水性舗装に変更する費用を計上したと。この意味が私よくわからない、排水勾配というのが少なくてどうのこうのとなってる、その辺の意味合いがようわからんですけど、これ。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 通常の舗装は、勾配をとって排水路の方に流していくんですけども、ここは勾配がとれないところでして、その場合には、舗装の上に水がたまらないように降った雨は地下の方に浸透していつて、そこから外側に流れていくという透水性の舗装という工事に変更したということでご理解いただけたらと思います。下にしみていくと。

（6番 西中純一君「しみていく」の声あり）

はい。ということです。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第120号工事請負変更契約の締結についての質疑はございませんか。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） この障害物除去範囲と書いてるんだけど、行ったら、これ建物はもうできているように思うんだけど、これをもう一遍下の方だけやるんですか。その辺がよくわからないので、もう一遍お願いします。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 現在建物を増築している地下の部分に、最初の基礎工事のときに掘削した時期に埋設物があって、それを撤去する必要がありましたので、その部分だけ増額になったということです。

（6番 西中純一君「予算は後から、先にして……」の声あり）

もうそれを撤去しないと工事が前に進捗しませんので、先に除去させていただきました。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） だから、予算についてるのは先に使ったということですか。その辺、ちょっと微妙なところなんですけど。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 当然先行してしないと工事が前に行きませんので。工事は、全体の工事費を当然増額するところもあれば減額が発生するところがあります。その辺をうまくやりくりできれば一番いいんですが、最終的にもうこの時期くくらないといけないということで、数量とか減額、増額したそれぞれの工事によってトータルしたものが今回こういった増額になったということでご理解いただけたらと思います。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、よろしいか。

（6番 西中純一君「はい、わかりました」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、次に議案第121号工事請負変更契約の締結についての質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、議案第118号から議案第121号までの4件の質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第118号から議案第121号までの4件を和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託したいと思います。

いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第118号から議案第121号までの4件は、和気町学校・園再編成整備事業特別委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第10）

○議長（草加信義君） 日程第10、請願第1号「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書を議題といたします。

これから請願第1号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願書の紹介議員になっておりますので、趣旨を説明させていただきます。

きのう地域医療構想の内容と問題点という分も、岡山県医労連という請願団体の方から取り寄せまして、急きょ先ほど追加でお配りしてもらっているところでございます。

要するに、政府が医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会というのを立ち上げまして、今の病院のベッド、それを既存の病床数に比べて15万から19万床少なくしようという2025年問題というのがありますが、大幅に削減を求められると、そういうふうな案が全国的に厚生労働省から出て、各県で計画を練っていると。岡山県は、去年、2015年度にやったようでございますが、最終的には実際は今年度の4月に策定というふうになっておりますけど。この地域保健医療計画というのがありまして、それぞれの地域でどれぐらいの病床が必要かというふうなことをいろいろと推計をしていくというか、そういう作業をやっているということでございます。

この資料によりますと、この地域、県南東部圏域というのは1,903床、16.7%マイナス、それはそんなにあれじゃないですけど、激しいのは高梁、新見圏域では380床もベッドを減らすと、そういうふうなあれで、全体でいくと4,046床ぐらい削減というふうなことでございます。そういうことで、一方的にこういう病床削減というものが行われると、病院であればここに今北川病院だとか平病院とかいろいろベッドがあるところがあるわけでございますが、そういう地域の医療ニーズに応えることができなくなる。それから、医療機関の経営も圧迫すると、で、医療従事者の雇用の機会も喪失になると。そういうことで、医療体制の崩壊を招きかねないということで、ぜひこの今の国の厚生労働省の地域医療構想、これが地域の実情に応じた内容になるように抜本的な見直しをお願いしたいというのがこの趣旨でございます。

2025年、高齢者がどんどん増えるから本来的には大変になって、もっと病床が本当言うたら増えてもいいんじゃないかというふうな気持ちもあります。介護とかいろいろな問題がありますけれども、ぜひ請願が採択いただけますようにご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） これから請願第1号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、ご苦労さまでした。

請願第1号及び陳情第3号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおり総務厚生常任委員会に付託いたしますので、審議をお願いいたします。

なお、その他の陳情についても、議員控室のファイルに整理しておりますので、ご高覧をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

12月8日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業及び和気町学校・園再編成整備事業の各特別委員会が予定されておりますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時46分 散会

平成28年第8回和気町議会会議録（第7日目）

1. 招集日時 平成28年12月13日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年12月13日 午前9時00分開議 午後3時47分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
 

1番 山本 稔	2番 居 樹 豊	3番 万代 哲央
4番 山本 泰正	5番 尾崎 忠信	6番 西中 純一
7番 広瀬 正男	8番 安東 哲矢	9番 当瀬 万享
11番 柴田 淑子	12番 草加 信義	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
 

町 長 大森 直徳	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 朝倉 健作	総 務 部 長 岡本 裕之
総合政策監 小西 哲史	危機管理室長 則枝 日出樹
まち経営課長 立石 浩一	地方創生課長 野津 浩之
税 務 課 長 桑野 昌紀	民生福祉部長 青山 孝明
生活環境課長 岡本 芳克	健康福祉課長 永宗 宣之
介護保険課長 大石 浩一	産業建設部長 南 博史
産業振興課長 万代 明	上下水道課長 豊福 真治
地域審議監 竹中 洋一	事 業 課 長 岡本 康彦
教 育 次 長 今田 好泰	学校教育課長 藤原 文明
社会教育課長 山崎 信行	
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 8番 安東哲矢 2. 5番 尾崎忠信 3. 2番 居樹 豊 4. 3番 万代哲央 5. 4番 山本泰正 6. 6番 西中純一 7. 1番 山本 稔 8. 11番 柴田淑子	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、橋会計管理者が病氣療養中のため、欠席をいたしておりますので、ご了承願います。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数3回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてでございますので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして8番 安東哲矢君に質問を許可いたします。

8番 安東君。

○8番(安東哲矢君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、企業版ふるさと納税についてでございます。

内容は、企業にとっても、また自治体にとっても非常にメリットがある制度であるが、今後の取り組みをどのように考えてののかということでございます。内容的には、和気町としての特定の事業とはどのようなものか。また、周辺市町村の状況、また他市町村の取り組みがわかれば教えてほしいというような内容でございます。

現在のふるさと納税につきましては、各市町村、競い合うように力を入れております。ある周辺市では、12億円を超えるような寄附金を集めて、その寄附金を少子化対策、また高齢者の対策を実施しております。本町でも、今定例会でふるさと納税寄附金で2,000万円の補正で、合計7,000万円の額を計上しております。今後更にこのふるさと納税には力を入れていく必要がありますが、今回の質問は企業版ふるさと納税でございます。

通常のふるさと納税が個人を対象にしたものから、この企業版ふるさと納税というのは、相手が企業だということでございます。国は、地方創生を実現するためには、産業界また行政機関、そして教育機関、金融機関、また労働団体、またメディアを初め、各界、各層の参加と協力のもとで取り組みを進めていくことが重要であり、中でも産業界の役割は非常に大きいものがあり、こうした考えに基づき民間の企業から積極的に寄附を行ってもらうよう、平成28年度税制改正において、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を創設しております。この企業版ふるさと納税は、地域活性化を目的とする自治体の事業に寄附をした企業が税控除を受けられるものでございます。国が認定した事業が対象で、8月に続く11月25日の追加決定をして、その数は全国で157事業に上っております。

この制度には、自治体からも熱い視線が注がれております。独自に地域振興策を実施したくても財源不足に悩むところが多いわけでございます。認定された事業は、観光や産業の振興など、地域の特色を反映したものが並んでおります。例えば、今年我々も視察に行きました北海道の美瑛町、ここは美しい丘陵景観を保全するための植樹や案内サインの整備、また世界遺産、白神山地の自然体験ツアーやイベントの開催、これは秋田県でございます。また、日本有数のクリの生産を生かした加工品の開発、これは茨城県の笠間市、それから宇都宮市の地内を走るLRT、次世代型路面電車システムの導入に伴う道路や駐輪場の整備、それから栃木県芳賀町などでござ

います。

企業が受けるメリットも大きいものがあります。寄附額の約6割が法人関係税から差し引かれます。これは従来の寄附金の控除の約2倍に当たり、節税効果は非常に高いものがあります。その上、地方創生に熱心な企業というイメージアップ効果も大きいわけでございます。自治体への寄附を通じて地域との結びつきが強まれば、新たなビジネスチャンスも生まれてきます。こうした利点は企業にとって非常に魅力的でもございます。

一方、自治体にとってはいかに多くの企業から寄附を集められるかが知恵の絞りどころということでございます。企業にとって魅力的な事業を立案できているのか、興味を示してくれそうな企業のリサーチができていのかなど、自治体の戦略的な取り組みが問われます。とりわけ、情報発信力の強化が不可欠でございます。寄附金は10万円から可能であり、たとえ少額でもより多くの企業が寄附活動を行うことが制度の普及に欠かせません。企業側の機運を高める啓発活動も今後必要でございます。このようなことから、企業版ふるさと納税に今後どのように本町として取り組んでいくのかについてお伺いをいたします。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） おはようございます。

企業版ふるさと納税についての質問についてお答えいたします。

和気町として特定の事業とはどのようなものがあるかということでございます。

企業版ふるさと納税は、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことを目的に創設された制度です。地方創生を実現するため、地方公共団体が作成した地方版総合戦略に位置づけられた雇用の創出や移住、定住の促進、結婚、出産、子育て支援、まちづくり等、地方創生を推進する観点から幅広い分野の事業が対象となります。ただし、この中から特に地方創生を推進する上で効果の高い特定の事業を選択し、地域再生計画を国に認定していただく必要がございます。

寄附をした企業側のメリットとしては、税制面では寄附金額の最大6割が法人住民税などから控除されることです。また、地方創生に取り組む地方を応援する企業であることをPRでき、社会貢献へのイメージアップにつながります。しかし、控除があるといえ、寄附金額の4割は企業の負担です。よって、特定の事業をいかに企業側の賛同を得ることができるような事業とするかが企業版ふるさと納税を推進していく上での重要なポイントと考えます。

和気町につきましても、昨年策定しました和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、和気町の優位性を活かしたまちづくりを推進するや、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるなどの4つの基本目標を設定し、その具体的施策を上げているところです。

今のところ、寄附を募る前提となる地域再生計画の申請を行っていないため、特定の事業というのはございませんが、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられ、企業側の賛同を得ることができるような地方創生に資する事業を検討していきたいと考えています。

次に、周辺市町村の状況はどうかということです。

企業版ふるさと納税の地域再生計画は、都道府県では8月の時点では10件、市町村で92件が認定されています。団体数では、都道府県が6団体、市町村では81団体になります。県内の周辺の市町村では、8月の時点では倉敷市1件、総社市4件、奈義町1件、合計6件が認定を受けています。

全国の取り組みの状況ということで、先ほど安東議員が11月の国の報告をお話されましたが、申しわけございませんが私の方ではちょっと11月の内容について分析はできておりません。8月の時点で申し上げますと、全国では102件の地域再生計画の事業の中から認定されております。特に特徴的な事業例としましては、農林水産分野の農林水産振興の分野では、秋田県湯沢市の地熱水を活用した高収益園芸作物の実証実験、働き方改革の分野では鹿児島県奄美市の働きたい、暮らしたい、子育てしたい離島創生プロジェクト、まちづくりの分野で



は埼玉県熊谷市のラグビーによるまちづくり事業などを上げられています。

なお、岡山県の例を挙げてみますと、倉敷市の倉敷の個性と魅力の情報発信力強化と観光力強化、総社市のそうじや山の中の英語教育推進事業などや、奈義町の奈義町子どもの“学びと創造の広場”づくり事業が報告されております。なお、具体的な内容等については報告がございませんので、今後取り組みの状況について研究をしたいと考えております。

なお、この企業版ふるさと納税につきましても、県下の町村の組織であります町村会の会議の中でも研究、事例発表を行っていただいているところです。今年の9月23日にも総務課長の会議の中で唯一奈義町の方で取り組まれているという事例が報告をされておりますが、他11町村につきましても、今のところ研究、検討をしているという状況でございます。和気町においてもメリットがございますので、今後そういった事業に賛同できるような企業を今後研究してまいりたいという考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） ありがとうございます。

先ほどもお話ししましたように、企業にとっても非常にこれはメリットがあります。例えば、企業がこの和気町に1,000万円を寄附したという場合は、現行の制度では寄附額の約3割、300万円の税の軽減効果があったわけなんです。この地方創生の応援税制では新たに寄附額の3割、約300万円が税額控除されて、これまでの2倍、約600万円の税の軽減効果があると、非常に企業にとってはメリットの多いこの制度でございます。

ただ、こういうことについては、今回のこの制度はできませんということがございます。それは、これ本社があるところについては、その自治体はできないということになっております。それからまた、寄附を行うことへの代償として経済的な利益を受け取ること、こういうことについても禁止をされてると。それから、地方交付税の不交付団体、東京都、もちろんそうなんですけど、あと幾つか全国的にもあります。こういうところについても、こういう控除はできないということになっております。

ちょっとこの気になるのが、この自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については本税制の対象となりませんということになっております。これは和気町で考えると、和気町の中の企業がこの和気町に企業版ふるさと納税を使って寄附をするということは、これはできないということなんですか。基本的にはよその企業が和気町に対して寄附をするというのが本来だと思うんですけど、ちょっとそこらあたりをお聞きしたいなというように思います。

それから、具体的にどういうように企業からお金を集めていくかという手順というのがあります。まずは、和気町なら和気町がこの事業を企画立案して、まず企業に相談を持ちかけてくと、どれくらい寄附ができますかというのを聞き出すと、これがまず第1番目と。それから、その和気町から相談を受けた企業がどのくらいほんならやろうかというのを検討すると、これがその次の順番です。それから、和気町が、その寄附がある程度決まれば、次にこの和気町として内閣府にこの事業の地域再生計画というのを申請をしていくと、その次に内閣府がこの事業を認定、あるいは公表していくと、こういう順番になっておるんですが。

とりあえず、そのさっき言いましたこの本社の関係です、この本社があるところへは寄附ができないということについてちょっとお聞きしたいんですけど、そこらあたりお願いします。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 企業版ふるさと納税についての寄附でございますが、本社が所在する地方公共団体への寄附については本税制の対象とはなりませんので、その点を留意して和気町のゆえんのある方、和気町出身の方が町外で活躍をされている企業等についていろいろお話をさせていただき、提案させていただき、営業して

いくというようなことを働きかけたいというふうに考えております。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） ということは、和気町の企業がここの自治体、和気町に寄附をするということは、これはできないということです、基本的には。

ということになると、これは相当営業活動していかないと、なかなか非常に難しいかなと。さっき部長言われたように、何らかのかかわりがある和気町と、そういう企業を探しながらこれから、今後しっかりこの企業版のふるさと納税をしっかりと集めていくということになると思うんですが、まずその前にどういう事業をやっているかというのがまず第一点、一番大事だと思うんですけど、特に今回の地方創生の目玉であります英語特区なんですけど、このあたりについてはどんなんですか。これは、この事業として国へ申請して認定をもらうというようなことはできないんですか。これに賛同した企業にしっかりと寄附をしていただくということが必要ではないかなというように思うんですけど、そこらあたりと。

それから、通常のふるさと納税の場合は当然返礼品があるんですけど、これ企業版の場合はどういう返礼品になるんですか。1,000万円した場合にどういう、返礼品があるんかどうか、もしあればどういふようなものが返礼品としてその自治体に、その企業に渡すんですか、そこらあたりをちょっと教えていただきたいというように思います。

それからあと、ちょっと町長からもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） まず、1点にどのような事業が対象となりますかということで、英語特区等についての小・中・高校の教育の魅力化のことについては、和気町の本戦略の重要施策としても取り組みで地方創生に掲載されてあります。こういった事業につきましては、対象とはなりますが、先に申し上げましたように、企業版ふるさと納税は6割の免除が受けられる、4割はあくまでも自費負担というようなこととなります。企業版ふるさと納税は返礼品もないため、個人向けのふるさと納税以上になかなか賛同いただけるのが非常に難しいのではないかとこのように考えております。先ほども申しましたように、和気町と縁やつながりがなければ寄附をしていただくことが非常に難しいのではないかとこのように思っております。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 企業版のふるさと納税なんですけど、やはりトップセールスで町内から外へ出られて事業をしておられる方、そういったところへのセールスをして、それから町が持つてる今の事業、英語特区とかそれからまちづくりとか、そういったものの事業をこういう事業でいわゆる企業版の納税をしていただけないだろうかというセールスをしなきゃいけないというように思います。

ただ、事業をこれから精査しながら早急にそういうトップセールスをして、相手方が理解をしていただき、ふるさと納税の対象事業としてこれからぜひ進めていただきたい、いきたいというように考えておりますが、従来2年ぐらい前に佐伯の方が高齢者の介護を長い間していただいたんでということで、1,000万円寄附しますと、それは丸々寄附しましても、法人の税の免除が幾らかあるということで、親の介護をしていただいたお礼だということで、1,000万円の寄附をいただきました。これは、まだふるさと納税がないときでございましたけれども、いわゆる企業用の冷蔵庫というか冷凍庫というか、そういったものの製造をして非常に今収益が上がった、それで法人税を払うならば寄附した方がということで、1,000万円の寄附をいただいたケースがございます。それ以外にも、和気町からの出身で、今も非常に大きな企業としてやってる延原倉庫とか、それから先ほど言いました企業とか、そういったところへの十分リストアップをしながら、そしてメニューは何をするかというのは先ほどの英語特区とか、それからこれからまちづくりをやはりこういうふうな形でやりますということが具体策を十分練った形で、特に9つのまちづくり協議会がやってる事業等がまだまだ本当に、いわゆる従来の

事業を継続するような事業であるわけなのですが、新規にこれから地元が生き残りをかけた事業に取り組んでいく、そういったものをやはり外へ出られている方で企業等へ案内をしながら内容を検討していただいて、企業版のふるさと納税がこれから進めれるように努力してまいりたいというように思います。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 企業版ふるさと納税ですけど、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業への寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは、この事業については禁止されております。

○議長（草加信義君） 8番 安東君。

○8番（安東哲矢君） ご答弁、大変にありがとうございました。

先ほどは、町長も言われましたように、まず和気町とつながってる企業がどういうところがあるんかというやつをまず精査をしっかりとっていただいて、そういうところがあれば、まずもうこれは町長自らトップセールスをしていただくということをお願いしたいなというように思います。

今後、地方交付税が段階的に削減をされていくわけで、やはり自主財源というのをいかに確保していくかというのが今後非常に大事だというように思っております。そういう中で、この企業版のふるさと納税というのが今後非常に重要な財源確保になっていくということは間違いありません。本町としても、企業に事業等を売り込むための情報発信力の強化をまずお願いをして、先ほども言いましたように、町長自らトップセールスをしていただくということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。大変にありがとうございました。

○議長（草加信義君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、5番 尾崎忠信君に質問を許可いたします。

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） それでは、一般質問をさせていただきます。

執行部の皆様にはお手元に質問要旨を配っております。

それで、恐れ入りますが、6ページの訂正がございますので、ちょっと訂正を最初に申し上げておきます。

6ページの上から2行目、「③番」と書いてありますが、これは「②」の間違いでございます。直していただきたいと思います。

それでは、まずお金を借りなくて事業ができるのに、なぜお金を借るのかということについて質問させていただきたいと思います。

これは、ごみ処理施設解体事業であります。実は、この事業に合併特例債を借りたいということで、地方債を起こすということにつきまして、地方債を起こすには、次の2つの要件を満たさなくてはならないと。1つは、起債の対象となる事業が適正かどうかということ。それから、その事業において、地方の負担額が発生するかどうかという場合であります。

1の要件、これにつきましては、そこに書いてありますように、新設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とするものであるという、この要件にかなうだろうと思うんです。

2番目の地方負担が生ずる、この地方負担というのはどういうものかということ、最終的に対象経費から国庫補助金や県の補助金、あるいはその他特定財源を引いて、その残ったのを大体地方負担額というわけです。ほんで、本件の場合は、2ページ目に書いてありますように、この28年度の事業費は2億446万2,000円でございます。国県支出金、都道府県支出金、ありませんので、ただその他特定すべき財源として2億5,000万円のうち、2億1,844万2,000円、これが残るとるわけでございますから、これを充当すれば、ほぼこの事業はできるということでありまして、この2億5,000万円が特定財源、そういうふうにかんがえることができるわけで、そうすれば借金をしなくても済むわけでございます。そういう意味でお金を借りてやる必要は全然ないというわけでございますが、その点につきまして、執行部のご答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 失礼いたします。

尾崎議員のご答弁をさせていただきます。

現在の和気町クリーンセンターは、平成26年4月に和気北部衛生施設組合から無償譲渡されたものでございます。また、和気北部衛生施設組合の建物及び附属施設の解体工事に要する費用に充てるため、和気北部衛生施設組合基金の譲渡を受けてまいりました。和気町クリーンセンターの解体更新工事につきましては、解体及び更新事業を一体的工事として平成28年度及び平成29年度の継続事業として実施しております。解体事業の財源といたしましては、解体更新事業が一体的工事であり、既存施設を撤去しなければ新設の設備を設置できないことから、議員のご見解のとおり、合併特例債の対象事業になるということでございます。

また、その他の控除すべき財源がある場合は、控除するようになっている、このことについてのご指摘でございますが、その他の控除すべき財源にご指摘の基金が当たるとしても、その財源より有利な起債がある場合は、起債が可能であるとの判断により、岡山県との協議をいたしております。

合併特例債を活用することによって償還金の70%が交付税に算入されることから、試算をしてみますと、約7,800万円の交付税算入となることから、和気町にとって有利な財源確保になると判断し、合併特例債の借入れを行うものでございます。なお、合併特例債借入れに伴う償還金については、組合から移管された基金を充てることといたします。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 先ほど尾崎議員の方から町長にということなので、お答えいたします。

合併特例債の借入れにつきましては、和気町として政策判断であり、有利な財源として活用を判断したものでありまして、先ほど課長が答弁をいたしましたように、合併特例債を活用することによって交付税算入が7,800万円あることから、合併特例債を活用しないで基金だけで対応した場合と比較いたしまして、大変有利でありますので、活用を判断いたしましたところでございます。

なお、借入れしました合併特例債の償還につきましては、組合から譲渡を受けました基金を充てるものです。交付税算入されましたものは、和気町ごみ焼却施設の解体事業を特別会計に算入し、管理いたします。また、和気町といたしまして、財産処分に関する協議書の2基金に、建物の解体工事に要する費用に充てるため、和気北部衛生施設組合整備基金条例第5条の規定に基づき処分し、その費用を和気町へ譲渡すると記述いたしております。今回のクリーンセンターの解体更新事業で解体工事は全て完了したかどうかと検証する必要があると考えております。建物には、可燃物処理と不燃物処理とそれから浸出水の処理と車庫等がありますので、これらの建物全ての解体が完了した時点が組合基金条例の適正閉鎖と考えられますので、このことを和気町といたしましても、見解の判断として今後備前市、赤磐市と協議を行ってまいりたい。

私といたしましては、適正閉鎖が完了し、基金設立の目的が達成するまでは解体事業、特別会計において管理することも考えております。合併特例債の残高の問題等もございますが、先般の会議でも残額については申し上げましたように、残りがあと残額として5億9,000万円ほどの残額がございます。それが32年までの事業等を精査して、その残金という考え方を持っておりますが、いろいろ議員さんらからご指摘のように、これから何が起こってくるかわからないじゃないかというご指摘もあろうかと思いますが、一応我々とすれば、今行政を進めている中で、これこれの事業を一応リストアップし、それが合併特例債の対象になるということから、あと残金がこうこうこれになってくるというように考えておりますので、そこら辺も十分ご理解いただいて、今回の北部衛生の解体、一部解体、そして新設の事業を進めていくという考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 財政運営上、有利かという、私は借金をすることが必ずしも有利ではないというふうに判断いたします。確かに7割の元利償還金が交付税に算入されることは確かですが、借金には変わらないわけです。金利はつくわけです。3割相当分は返さないといけないわけです。ですから、財政運営上有利とは僕は決して言えないと思います。公債費比率も上がります。今、和気町は届け出だけで起債は許されると、借り入れできるというふうなそういう状態であります。起債制限比率も下がってきております。そういう中で、借金をするということは、その制限比率も変わってくるわけでありまして。

要するに、財源があるのに、わざわざそういうふうな将来3割でも負担しないといけない、借金をする必要があるのかと。要するに、借金というのは、まず事業を起こすと、そのときにお金がないときに初めて借金をするわけです。僕が言ってるのは、今お金があるわけですから、そのお金を使って借金をしないでこの事業を完了したらどうかと、解体事業を完了したらどうかということを申し上げてるわけで。借金の国という、そのものの中に入れば、金利というものが必ず発生するわけです。ですから、財政運営上は余り有利ではないというふうに思います。

ただ、県が町村の判断に任せるとするのは、起債がそもそも許可から届け出制になってる、そういうところで消極的な介入しか、介入という言葉はひどいかもかもしれませんが、消極的な対応しかしないんだらうと僕は判断します。むしろ、これは自治体自身で考える話であって、やはり借金をしないでやる方がいいというのが財政上の判断だらうと思います。

私は、むしろこの会計は後々の後顧の憂いなく、早いうちに閉鎖した方がいいと思うんです。ですから、2億5,000万円については、借金しないでここで全部使ってしまうと。そして、清算してしまえというふうな方向の方がむしろ健全なやり方じゃないだらうかと思うんです。といいますのが、この2億5,000万円だけじゃないわけです。5,600万円、その他事業としてありました、この会計を組んだときに、2億5,000万円の解体基金とそれと5,600万円、これは北部衛生の後処理の関係で10年間にわたってこれと管理してくれということで預かった5,600万円があるわけです。ですから、そういうもろもろのものを引きずってるわけですから、2億5,000万円、ここで使ってしまうと。5,600万円については、やはり会計の処理の問題ですけど、これは僕は次に言おうと思ったんですが、5,600万円と2億5,000万円は別勘定にして、それぞれ年度で予備費として残額がわかるような会計システムをとった方がいいだらうかと思うんです。そうしないと、2つが一緒になっておるとごちゃごちゃです。2市に対して使った内容を詳しく決算で説明するのにやりにくいだらうかと思うんです。2億5,000万円は、29年度で一応全部使い切ってしまうと。そして、5,600万円はやはり10年なら10年というスパンを持ってるわけですから、そういうスパンの中で処理をしていくと、そういう会計システムを29年度以降の会計では組み替えた方がいいかと思うんです。介護保険が事業勘定ごとに分かれております。それで、予備費でそれぞれの勘定の残りがわかるようになっております。そういうことで、関係市に対して説明していけば、それは公明正大にわかってくれるだらうかと思うわけです。ですから、そこらあたりを総合的に考えていただいて処理をしていただきたいと思います。私は、借金なしの経営の方が町民にとって最高の財政運営ではないかというふうに思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 尾崎議員のご指摘の点については今後十分検討もさせていただきますが、現在によるところ、2億5,000万円の解体工事には、今後適正処理という契約の中での、ございますので、今後適正処理というのはどこまで期間があるのかという、法的な根拠もあろうかと思いますが、まだ建屋も残っておりますし、それぞれ旧来の建物が残っておりますので、そういったものが処理ができるのが適正処理というような判断もいたしております。そういった意味からも、この2億5,000万円をこれからの適正処理に十分活用できる

ように資金運用もして、いわゆる合併特例債を使いながら7,000万円弱のものが浮いてくる、そういったものも今後の基金としてといたしますか、特別会計の中で会計処理をし、そして地元のあそこで今まで40年ぐらいやってきた、あとこれからまた新しい施設をすればまた20年やらなきゃいけない、その中で旧来の建物をどうやって処理をしていくかということもこれからの課題でございます。十分その辺も精査しながら、尾崎議員の指摘についての資金運用の面ではいろいろとご指摘をいただきました。十分これからも参考にさせていただきながら、これからの北部衛生の管理運営については全力で取り組んでまいりたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 見解の相違もございますが、ともかくも町民にとって有利な財政運営になるように重ねてお願いを申し上げます。

それから、2番目の質問でございますが、国からの交付金が増えたのか減ったのかということで、まず執行部の答弁をお願いします。学校施設の関係でございます。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 交付金が増えたのか減ったのか、9月議会で努力をお願いしていた結果を伺いたいというご質問でございます。

9月議会において議員からご指摘を受けました内容の件で、県の財務課との交付金制度の協議を行いました。平成26年6月の建築計画において、佐伯幼稚園2億円、佐伯小学校2,000万円、藤野小学校2,000万円の対象工事を申請してからの事業計画等の経過を説明する中で、交付申請、決定経緯を確認いたしました。配分基礎額実工事費の考え方も含め、5倍に膨らんだ藤野小学校改修に対する交付金の増額について要請をいたしましたが、文部科学省への制度は確認済みである、執行残についても、県がプールして市町に配分ができるものではなく、文部科学省が制度により決めた金額が交付されるとの回答でございました。

11月17日にも県財務課に対しまして要望書を持参して伺いたい、無理であるならば、送付して受け取っていただきたいと依頼をいたしましたが、協議の中で説明したとおりで、受け取ることはできないとの回答でありました。

交付金の減額を少しでも補填するため、人件費を含めた事業費の事務費について、合併特例債、過疎対策事業債の充当を検討いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 今次長が説明したとおりなんですけれども、私も再三の交付金に対する弾力的運用をお願いいたしました。制度上、変更できないという回答です。

交付金の減額分をプールして県が配分できるものではないということと、平成27年度交付決定を取り消し、平成28年度分に上乗せして再申請はできないという理由から、交付金の増額は厳しい状況であります。厳しい財政状況の中で、制度の認識不足から生じた交付金の減額は非常に申しわけなく思っております。

今後の事業実施については、交付金起債事務を含めた全体のフローチャートの作成と財源に関するまち経営課との十分な情報交換、連携を図ることを徹底させ、より有利な財源確保と効率的な事業実施に努めてまいりたいと思っております。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 総務厚生常任委員会でも資料が配られたんですが、藤野小学校950万円減額されました。結局、本来もらうべきお金が僕が計算した中では5,300万円近くあるわけですが、実際もらえるお金は2,100万円減額と。これは余りにも大きな欠損です。皆さんが知恵を出せば、3,000万円相当の交付金

はたくさんもらえたわけです。やっぱりこういうこと責任をもう少し感じてほしいと思います。

交付金の事務の流れ、これに対する理解のなさ、やっぱりこれが一番大きいだろうと思います。また、それを当初の計画の中に入れてなかったというのも、これも大きな問題です。これは、やはり厳しく我々としても申し上げにやいけんと思います。今は県教委が窓口になっておりますが、その窓口を何とかこじあけて、少しでも多くのお金を取ってきてほしいと思います。

統合による効果というのは、県、国、大きな財政メリットがあるわけでありまして。教員の給与負担の問題、交付税の問題、これらを考えると、国、県、かなりなお金の節約になってるわけですから、やはり国、県もそういうことを頭に入れて対応していただきたいということを重ねて要望してほしいというふうに思います。

そういうことで、この件につきましては、これ以上言っても仕方ないんですが、町長の最後の決断になって悪いんですが、町長の今後の取り組みについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 本当に今回の問題についてはいろいろとございましたが、二度とこのような事態を招かないよう、チェック体制を強化し、これから緊張感を持った職務への取り組みを徹底を図ってまいりたいというように考えております。本当に申しわけございませんでした。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 重ねて申しますが、やはりもう少し努力をしてほしいと思います。反省は反省としてそれは必要なんです。しかし、この結果に対してどう責任をとるか、どういう対応をしていくか、そこらあたりの問題をもう少し明確にしてほしいと思います。やっぱりそうしないと、この問題は納得できない分がありますので、その点をお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 先ほども申し上げましたように、それぞれの責任分野のことにつきましては、今後十分精査をしながらそれぞれの処理をさせていただきたいというように考えております。その辺については執行部へ、我々とすれば最大のいわゆる交付金等、補助金等の減額があったということに対して十分緊張感を持ってこれからも取り組んでまいりますし、それぞれの職務の処分についてはこれから十分検討し、それぞれの処理をしてみたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

次の質問に入ってください。

前、登壇してください。

○5番（尾崎忠信君） それでは、次の質問に移ります。

学校の統廃合が進んで、あと学校施設の財産処分の問題がございます。それに絡んだ質問でございます。

町内有識者からの提言を生かすか、生かさないかについてお伺いしたいと思います。

まず、平成27年7月1日、文科施第158号公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等についてという文書が多分来てるだろうと思います。これについて詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 平成27年7月1日、文科施第158号の通知の詳しい説明をさせていただきます。

27年7月1日付、公立学校施設整備費補助金等の財産処分の承認等についての通知は、従来の平成20年6月18日付の取り扱いに比べ、より一層の既存ストックの活用を図るため出されたものでございます。ポイントとしましては、無償による貸与、譲渡の場合、補助事業完了後、10年以上経過していれば、相手方を問わず、報告書の提出をもって手続は終了し、国庫の納付は不要でございます。また、完了後10年未満の場合でも、耐

震補強事業、法令等の適合工事を内容とする事業につきましては、承認の手続のみで、国庫納付は不要となっております。有償による貸与、譲渡等の場合、補助事業完了後、10年以上経過していれば、承認手続を行った上で、学校の設置者である地方公共団体において学校施設整備のための基金に国庫納付金相当額を積み立てることにより国庫納付を不要とすることができます。ただし、完了後10年未満の場合には、承認手続を行った上で国庫納付が必要となっております。

以上、通知の内容でございます。答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 有償譲渡の場合もあるわけですから、今後それに備えてこのツールの関係条例の整備をする準備やすることは考えてるかどうか、お尋ねしたい。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 今回の統廃合によりまして、財産処分の対象となる4小学校の校舎の補助年度は、昭和55年から昭和60年度で36年から31年を経過しております。校舎は55年から60年、体育館の補助年度は昭和51年から58年で40年から33年経過をいたしております。具体的な処分制限期間としては、平成12年度以前の予算に係る補助事業により取得した鉄筋コンクリートづくりの校舎は60年、鉄骨づくりの体育館は40年であることから、1つの小学校の体育館を除き、処分制限期間にある学校施設となります。このことから、今後の跡地利用について、先ほど議員もおっしゃいましたが有償による貸与、譲渡等も想定しまして、基金条例の整備が必要と考えております。

○議長（草加信義君） 5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） 転ばぬ先のついで、そういうツールをあらかじめ準備して対応していただきたいと思えます。

○議長（草加信義君） 答弁よろしいですか。

（5番 尾崎忠信君「はい」の声あり）

5番 尾崎君。

○5番（尾崎忠信君） いろいろ説明ありがとうございました。特に解体基金、それから交付金等につきましては、やっぱり適正なやり方で後を処理をしていただきたいと思えます。

交付金につきましては、重ねてこれからの陳情活動をやっていただいて、少しでも多くの財源を確保するようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（草加信義君） これで、尾崎忠信君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、20分まで暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 居樹 豊君に質問を許可いたします。

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それでは、一般質問させていただきます。

まず、今回3問お願いしておりますけれども、まず第1の平成29年度予算編成の基本方針ということでございますが、これについては中身に書いておりますように、具体的に歳入歳出、その辺のことをこれから質問しとるとおり、少し詳しくということをお願いしたいと思っております。

ただ、一つ全体的な基本方針の中で、町長には最後にでもよろしいですけども、答弁していただくとお思います。



けども、全体的に予算編成方針、毎年同じような回答ですけども、今回は29年度、前年と比してどういう特徴、重点、その辺をもうさらっと流すんじゃなしに、特徴点だけでよろしい。変更点って、ポイントだけ、あと中身については、担当の方にも、担当部長にもお願いしたいと思いますけども、その中でまず歳入関係ではふるさと納税とそれからたばこ消費税と、これの税収増についての具体策を持っておるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

それから2点目は、経常経費、和気町の場合は経常比率が相当高うございますけども、その中でも一番大きいのは人件費、いわゆる総額人件費というように私は理解をしております。これは現職の状況、どうというんじゃなしに、将来的にこれは裏を返せば、これから5年、10年先の採用計画、そういうことをどういうようにしとんかということでお聞きしたいと思っております。これ、私昨年決算書を見ますと、9月の決算資料ですか、一人頭、職員今約200人ですけども、役場の共済、いろんな経費、1人約700万円、1人雇えばこれから来年か再来年、毎年新卒で入ってきますと、1人700万円要るということを、まずやっぱ私も見て、給料が幾らじゃなしに、給料以外にこれ役場負担というんがありますので、相当な人件費コスト、これわかるとるよう具体的な数字を見ていくと、大きいです。それと、和気町の人件費は皆さんもうご承知のとおりですけども、人件費だけでも13億4,900万円という結構大きな金、町税の15億円何がしの金からほとんどもうペーというようなことでございます。そういう中で、この支出の方の大きなものです。この総額人件費、採用計画、これ後で言いますけども、まずその辺のことをお伺いしたいと思っております。

それから、各種補助金、これはもう何年か前ですか、補助金の一覧表をいただきました。私も見てびっくりしたんですけども、結構大きな補助金をそれぞれ、昨年もこの議会で聞きましたけども、副町長の方から十分精査をしとるといってお言葉ありましたけども、じゃ今回は具体的にどう精査しとんかということ、チェックリストでもあるんであればそれを見せてほしいということで、抽象的な表現じゃなしに、具体的にどう精査したのか、相当、何百という、もうピンキリ、1,000万円単位の大台から10万円とかというのまであります。それをやはりこれ今和気町の財政事情、厳しい。厳しいは一般論で言うんですけども、厳しいから具体的にどう厳しいということ話しないと、物事はいつも表面で終わってしまうということですので、その辺を私、質問するまではそういう回答で、もうさらとした回答は我々も多少は議会で聞いておりますんで、わかっとなりますから、少し掘り下げた形での回答をお願いしたいということで、まず回答の方に重きを置きたいんで、あと再質問しますので、一つ一つこの項目についてご回答お願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

居樹議員の予算編成方針についてお答えいたします。

まず、平成29年度の予算編成方針につきましては、町長の諸般の報告の中でもご説明させていただきましたが、平成28年11月18日付で各所属長宛に通達しておるところです。内容につきましては、職員一人一人が本町を取り巻く厳しい財政状況を踏まえつつも、人口減少こそが本町が直面する最大の課題であるということ、共通認識の基に真に必要な事業を厳選いたしまして、創意工夫により最大の行政経過が得られる予算編成を行うよう通達しておるものでございます。議員からご質問いただいている点につきましては、この予算編成の中で通達しておるところです。

まず、たばこ消費税の増税につきまして、税収増についての具体策ということでございますが、市町村たばこ消費税は卸売業者等がたばこを小売業者に売り渡す際に、その小売業者の所在市町村から課される税でありまして、わかりやすくいいますと、1箱440円のたばこで約100円が市町村のたばこ税分であります。町内の小売業者が多く仕入れるほど、市町村のたばこ税収が増加することとなっております。

なお、昨今の喫煙者の急激な減少に加えまして、健康増進の観点からもたばこの購入が減っておるのが現状で

ございます。決算額で申しますと、平成26年度には8,349万5,000円が平成27年度には8,082万2,000円と減少傾向になってございます。現在も和気町のたばこ組合を通しまして、ポケット灰皿、ライターを配布いたしまして、町内の購入を呼びかけておるところでございますが、広報紙等を通じましても、町内での購入を推進していきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

居樹議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度予算編成の基本方針につきまして、ふるさと納税増収の具体策についての質問についてお答えいたします。

ふるさと納税は、地場産業の活性化や和気町のPRなどが期待できるだけではなく、町にとって大幅な税収増が期待できる有意義な制度であると考えております。ふるさと納税の税収増に向けては、本年度から新たに3つの具体的な施策に取り組んでおります。1点目が5,000円以上、1万円未満といった金額に対しての少額の寄附及び20万円以上、30万円以上といった高額寄附に対する返礼品枠の増設でございます。これにより、昨年12月のスタート時点では52品であった返礼品の数を128品と大幅に増やすことで、納税者が選択できる返礼品の充実に努めてまいりました。

2点目は、2年連続して3万円以上寄附いただいた方に対し、特典として5,000円相当の品を上乗せして返礼するリピーター制度の導入でございます。昨年度、3万円以上を寄附いただいたリピーター制度の対象者は384人でしたが、そのうち56人の方から本年度も3万円以上の寄附をいただいております。また、本年度新たに530人の方から3万円以上の寄附をいただいております。当制度の活用により来年度以降も継続した寄附が期待されるところでございます。

3点目は、クラウドファンディングの導入でございます。公営塾の運営資金の調達を目的として、6月13日から11月30日までの171日間で53件、93万円の寄附をいただくとともに、インターネットを通じて和気町の施策を全国に発信できるなど、税収確保に加え、本町のPRにもつながっているところでございます。平成29年度につきましても、こうした取り組みを継続することでふるさと納税の税収増に努めてまいりたいと考えております。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 失礼します。

私の方から経常経費、総人件費の抑制についての見直しをどう図っていくのかということについて答弁させていただきます。

先にまち経営課長が申しましたように、財政運営に当たっては、将来にわたっては健全財政を維持していくためには、長期的な財政見通しを踏まえた計画的かつ堅実な運営が不可欠なものであります。そういった中で、和気町の職員の定数管理の中で採用計画方針としましては、現在退職者の数に対して採用者を2分の1から3分の2程度にとどめるという原則は崩れておりません。これは、当分の間これを継続して適正な人員配置を計画したいと考えております。町民が主役、住民サービスが基本という基本姿勢のもと、町民の視点に立った行政改革を推進していきたいと考えております。

なお、総務の人事係としましては、今後の退職者数のリストも計画を設けておりまして、そうした中で、和気町の行政の業務の中で定員管理を進めていくというのが基本姿勢でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

各種補助金の見直しということでございますが、十分精査がされているのかということでございますが、以前

平成19年度に町内の各種団体等にしている補助金の大幅な見直しを行った経緯がございます。その後、各種事業及び補助金の支出につきましても、スクラップ・アンド・ビルド等、その都度見直しを行いまして、現在に至っております。大幅な見直しを行いましてから10年が経過いたし、財政状況が当時と比べまして非常に厳しくなっており、各種団体の活動も変化している状況でございます。再度見直しが必要な時期に来ておると考えております。

平成29年度におきましては、一般財源に削減目標を設け、目標達成のために、所期の目標を達成した事業、成果が上がっていない事業、社会的に必要性が低下した事業、国、県の財政措置がなくなった事業については積極的に廃止、縮小と、統合等のスクラップ・アンド・ビルドを行ってまいりたいと考えております。その上で、各種団体への補助金についても、活動状況を踏まえ検討していきたいと思っております。

なお、チェック表等についてのご質問がございましたが、そのことにつきましては、チェック表は今現在設けておりません。査定等の中で検討していきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 一通り承りましたけども、まず歳入関係のふるさと納税を引き続きということで、これ私ちょっと昨日、役場の方に聞きましたら、10月末の返礼品のベストファイブ、聞きますと、一番がピオーネ、シャインマスカット、ランドセル、ランドセル、ランドセルラックということで、かなりやっぱり果物が人気ようです。だから、ここで今品名を52から128に増やしたと、私正直言って、失礼ですけども、余りこれ増やせばいいというもんじゃないんで、逆に人気ランキング見れば、ある程度絞った形でもっとサービスした方がということで、多分128の方には1件もオーダーのないところもありましようから、それこそただ品目増やしておいたら何か充実したようなわけでも、やっぱりお客さんの視点等にある程度限定されるということも含めて、将来的にただ増やせば、どんどん増やしても、もう一件もないというなことがリスト見れば自然とわかるけん、そういうことで。やっぱり、どうも果物とかというのは人気、それと1万円だったら5,000円ですから、5,000円もというたら、その和気にあるりんごじゃ、すももじゃなかなか5,000円は難しい、いかないということで、ぶどう、もも、適当だと思います。そういう面で、もっともって地元の農業振興も含めてやっていただければと思っております。

それから、たばこ税の方は年間やっぱ8,000万円、これ和気町の15億円の町税の中の5.3%、これ5.3%というのは物すごく大きな金額です。これ、何もしなくてもこれは国から出てくるということで、これは言いたいのは、要はうまくやられとんだけども、やっぱり広報紙、若しくはそのたばこ販売組合と今一部やられとんですけども、もっとこれ強力にやっても、1回ぐらいやってもいいのかなと。キャンペーン言うたら大げさですけども、地元で買いましようというの昔から言っただけども、その辺を少し、これ8,000万円というお金は、今和気町の固定資産税、住民税、その次にはこのたばこ税でしょう。あと、軽自動車税が4,000万円ということで、この数字が僕もきょう決算の見て、大きいですから着目したんですけども、何とか、やっても無理やというんじゃないしに、1回やってみようかというぐらいのことで、販売組合と提携しながら、少しそういうこともつけて、少しでもそういう努力で、割合経費がかからない収入ですので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、職員人件費、これ3分の1とか3分の2ということですけども、ただ単に人を減すということとはなかなか難しいと思っております。それから、もう当然、これは釈迦に説法ですけども、やはり人員を少数精鋭にするためには、部課長、管理、監督者は日ごろから部下の育成しとかなないと、とてもじゃないけど人員は減すことはできません。そういう面で、人員がどうというよりも、まず僕はここで言いたいのは人材育成、やっぱり後継者育成をきちっとやって、それで和気町はもう3分の1、いや半分とかというのは無理ですけども、例えば5%にしたからというんじゃないしに、もっともって筋肉質な体質にこの役場っちゃうか行政、持っていく、これをしない

といつまでたっても多分同じようなことでこれからもいくと思います。そういう面で、そういう観点での、僕は質問したつもりです。だから、ただ単に人を抑えとかということではございません。やはり部下の育成、部下育成すれば職員は、皆さん方は仕事を覚えて、役場の中堅職員が仕事に対するやりがい、そういうことを、いろんな仕事を与えてやりがいを、これ部下の育成の一番大きいところです。やっぱりただ給料もらやあええというんじゃないし、日ごろの中で人材育成、後継者育成して、役場で一生懸命やって、町民の人から喜ばれたと、そういう意識を持つような形に少しずつ、一気にはできんと思うん、人材育成なんか5年、10年かかるかもわかりません。意識改革、そういうことを含めてやっていただければということ、趣旨でございます。

それから、補助金の方はそういうことで、平成19年、相当やったというのは、大分前だったんです、私、二、三年前にやったんかなと思うたけども、ぜひ再度見直しの時期が来てるということなんで、このチェックリストを含めて、やはりこれは大きなお金の部分で、ある程度見てもらえばわかりますんで、そこは町長も諸般の報告の中でスクラップ・アンド・ビルドと言よりしましたけども、それを言葉じゃなしに具体的などという形でやっとなかというのを、また今度、次回、次回かわかりませんが、その分析の結果をまた要求したいと思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（草加信義君） 答弁要りますか。

（2番 居樹 豊君「よろしい」の声あり）

2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） それじゃあ、2点目に入ります。

2点目は、和気町の特産農産物、夏秋ナス等のブランド化と支援体制の強化ということで、今現在和気町においては奨励作物として、ナス、白ネギ、ぶどう、黄ニラ、リンドウということでやられてます。これ、結構なことなんですけども、きょうここで強調したいのは、その中でも夏秋ナスということで、表題に書いたとおりでございます。これのブランド化、それから支援体制の強化ということで、私もいろいろ聞いてみますと、和気町のナス部会というのは平成23年1月からやまして、今過去5年間ほど経過しまして、今僕も初めて知ったんですけども、岡山県下の市町村で夏秋ナスは出荷量、売上高とも一番らしいです。これ初めて知ったんですけども、そういう意味で平成28年は参考までに150トンを出荷、売上高で約4,700万円、これやっぱり今14農家の1.5ヘクタール、1町5反でやっとなんですけども、こういうことがあったもんで、特にナスに特化というんか、奨励作物はもちろん皆さん知ってもらうんですけども、産地固めもできましたし、もうトップランナーでいっとなで、この後一押しということが必要なということで、当然農業支援、されとんですけども、やっぱりトップの一番強いところをもっと少し押しと、これは県下でもより産物もそうですけども、和気町が言ってる和気町の町のイメージ、これも上がりますので、そういう相乗効果ございますんで、そういう意味でここに書いておりますことで、全体もそうです。

その中で、この質問事項の中では奨励作物の生産高の把握と。それから、ここにあるもう一つ、JAとの連携強化、それからブランド化に向けての今後の課題をどのようにしとんか、もうこのとおりで。この辺の考え方をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（草加信義君） 産業振興課長 万代君。

○産業振興課長（万代 明君） 失礼いたします。

私の方からは、和気町特産の農産物のブランド化と支援体制の強化についてというご質問に回答をさせていただきます。

まず、奨励作物の生産高の把握についてのお尋ねですが、和気町では夏秋ナス、白ネギなどを推奨作物として奨励しています。これらは、新規に取り組む上で当初の導入費用、1反当たりの収入額という観点から位置づけられているものです。また、以前は産地であったぶどう栽培の復活を目指し、岡山県が推奨するシャインマスカ

ット、ピオーネ、オーロラブラックなどを町としても推奨しております。

生産高についてですが、JAを通じて夏秋ナスについては、平成26年度は2,712万円、平成27年度は3,747万円、平成28年度には4,647万円の実績が上がっており、県下でトップとなっております。また、白ネギについては、平成25年度出荷額が761万円でしたが、平成27年度には2,427万円になり、ぶどうについても平成25年度出荷額が1,072万円でしたが、平成27年度には1,332万円と増額しております。夏秋ナスについては産地として成りつつあるところで、白ネギ、ぶどうについても更なる規模の拡大を進めていきたいと思っております。

次に、JA等、関係機関との連携についてのお尋ねですが、和気町では農業技術者連絡協議会、地域再生協議会等の農業振興にかかわる協議会が置かれております。これらの協議会の委員、または会員としてJAのみでなく、県の管轄である農業普及指導センターなどからも様々なご意見をいただくことができます。また、町の事業である就農準備講座では、JA、農業普及指導センターにおいては講師という立場で携わっていただき、和気町の新規就農者の自立に向けてご支援をいただいております。また、JAでは、農家の利益と出荷体制の構築、農業普及指導センターでは農業技術の指導、町ではJAや農家のサポート、補助を行うといった関係ができており、農業に対する支援体制が構築できていると思っております。

次に、ブランド化に向けて今後の課題についてのお尋ねですが、現在和気町にはブランドとなっている農産物がないというのが現状です。和気町での農産物のブランド化への動きですが、夏秋ナスについては平成19年に2組の農家により栽培が開始されたものが、現在では県外からの新規就農者が加わるなどし、14組の農家により和気町夏秋ナス部会が組織され、栽培面積も1.5ヘクタールと広がりを見せております。また、出荷額は先ほど申し上げましたとおり、県下でトップであり、JAを通して出荷される夏秋ナスはわけまろなすとネーミング入りの出荷袋で出荷され、差別化を図ろうとしております。

農産物のブランド化を図るには、品質の維持、安定した生産量の確保が必須であり、そのためには大規模かつ組織的な生産体制が必要と考えております。また、それらを継続し、生産技術を継承していくためにも担い手の確保というのは重要な課題と考えております。更には、無農薬や低農薬野菜として安心・安全、地域の特色ある取り組みと結びつかせるなどの付加価値を見出し、またQRコードを利用するなどの情報発信の方法も今後の課題と考えております。

今後、更なる産地化を進めていく上で、夏秋ナスのほか、白ネギやぶどうなどについて圏域での生産状況や消費動向、また加工業者、消費者のニーズを把握し、需要が生まれる時期や場所に合致した供給が可能になるようマーケティング調査を行うことも必要であり、また和気町産のものが選ばれるようPRをしていくことも必要であると考えております。ブランド化に向けて課題は多くありますが、規模の拡大を進めていき、産地化を図ることが第一ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 生産高はお聞きしましたとおりでございます。ありがとうございます。

あと、特に私ここでは、関係機関との連携ということで、今もナスに特化して考えると、ナスは今JA、佐伯の支所とあそこが中心になって和気の物流センターで出荷ということですので、県とかありますけども、まずはJAの岡山東の担当レベルじゃなしに、責任者レベルで少しその意見交換といいますか、定型的な会議はやられとるのはもう知っております。しかし、私言ってるのは、それをブランド化をぐっと押すためには、やっぱり担当者は今一生懸命、農協の方も、町の産業振興もやられとるのは承知しとるつもりです。ただしかし、それを一歩進めるためには、やっぱり言うても権限、権能のあるJA岡山東のトップクラスと協議しながら、特に副町長、そういうことで機会をつくってもらえればと思っただけですけども、そういうトップ構想も必要だと思いま

す。大きなことをするためには、やっぱり担当者が地道にやると、それはわかっとなりますので、その辺をぜひ関係機関というのはそういう意味です。ぜひ機会をつくって、やっぱりトップの人に言っていただければ受け止め方も違いますので、農産物関係は大きなJAと関係行政機関ともっともっと密にせんといいんと思います。やっとなりますというのは、1年に1回とか定型的にやるとというのは僕らもう聞き飽きとるけども、やはりもっともっと実効のある打ち合わせ、機会をつくってもらおうということで、そういう趣旨ですので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、ブランド化に向けてのということで、もうきょう共通認識を持ってもらったということでいいんですけども、ただ認識の、何かちょっと違うんです。ブランド化するためにはどうすりゃいいかということで、今例えば部会なんかとの打ち合わせの中で、部会が今大規模化、省略化するために、生産性向上するために何を求めとるかということは、逆に今ご存じだったら教えてもらいたいんですけども、それもあえて時間かかりますんで。私が把握しとんのは、今共同選果場、そこでの建物は農協の物流センター借りとんだけども、中身の夏場の暑い、特にナスが、7、8、9が生産中止ですから、今年は日射病か何か1人出ておるようだけれども、そういうことの大枠の分は、個々にお金をくれというんじゃなしに、大枠のその枠組みをしてほしいというのは、やっぱり行政とか大きなところでやらないと、担当者レベルじゃ無理です。そういう要望があるということをし頭に置いていただければということで、そういうことを、ほんで細かいことは私もわかりませんが、そういう交渉を持ってもらえば、いろんな部会として個人どうというんじゃなしに、部会という大きな組織、県下でもかなりということにもう認識されとんでしたら、ぜひそういう会合を持って、何を求めとんかということも、ただ単なる要求とかということじゃなしに、本当にこのブランド化、やっぱり和気町という、先ほどもあったけども、わけまるなすのネーミング入りの袋ですか、それもやっとなるということであれば、和気町のイメージアップ、知名度もアップする。それで、当然農家の方の収入も上がる、そういうことで、これ何にも悪いことない、少し行政が後押しをちょっとされたらどうかなというのが、やっぱり一番効率というんか効果的な支援をしていただくんだというのが私の主張でございます。

それじゃあ、町長、その辺のトップ交渉というんか、トップ交渉というたら大げさですけども、JAとの、担当者一生懸命やっとなで、ぜひ町長、副町長、そういうトップの人が言っていただければ、やっぱり向こうもということで、向こうその気になるし、ということでこの和気町の特産物を更に躍進するためにお願いしたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 先般ナス部会の方とお話ししたんですが、一番の課題は7月から9月に集出荷をやるんで、夏場が暑いということで、倉庫へ冷房を設置してほしいという。農協の施設なんで、農協がやればいいんですが、このいわゆるナス部会というのは和気と吉永だけで形成してる。それで、赤磐の方とか、その他のJA岡山東の他のところは他でやってるというようなことで、農協とすればじゃあ和気部会だけ冷房を入れるというのはなかなか厳しいということで、今県と交渉をいたしております。県の補助を受けて行政が主体性を持って冷房ができるかどうかというのを、県との協議を今しているところなんですけども、県がどこまでそのことが取り組めるかというのを近々判断をいただくというようにいたしております。7月から9月までが集出荷の時期なので、非常に暑いという、いわゆるパートで12名ぐらいの方がその倉庫でやるんですが、暑くてなかなかできないんで、冷房をつけてほしいという要望でございます。

今後につきましては、非常に先進的に取り組んでおり、今14人ぐらいなんですけども、あとまた今度28年から29年にかけて4人ぐらい増えるということで、これから30年に向かっては面積も倍近く、そして出荷量も本当に倍に近い形で、今でも県下トップなんですけども、今後もだんだん増やしていくという計画であります。ですから、先般も行政としてもバックアップしてほしいというお話があったところでございます。ぜひ和気町のブラン

ド品として夏秋ナスというのを、それから白ネギがあります。そういったものを特産として出荷できるように、和気町もJA岡山東とセットになりながらやりたい。一部和気だけだから、JAとしては取り組めないという方向を出しておられるんですが、その辺は農家という対象を一つに考えていただいて、和気の農協管内、吉永とセットなので、これからJAとも十分交渉して、いい環境の中で生産者も増えていく、そして量も増えていくという形の取り組みをぜひこの夏秋ナスの和気町のブランド化に全力で取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 認識的にはもう一緒ですので、それから今町長の方から強力な支援をやるうというように私は受け取りましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に行きます。

次は、3番目の和気駅南駐輪場ですね、これ駐輪場の屋根拡張ということで、もう町の方も現場を見れば、認識されとると思えますけども、実は最近南口の方も交通量といえますか、駅の利用者等々増えまして、かなり駐輪場が雨ざらしでの、半分今されとんですけども、残り半分が雨ざらしという状況でございます。特に駅前の方がああいう立派な駐輪場されたんで、余計目立つわけございまして、できれば現状を見ていただいて、あそこの駐輪場のもう半分、反対側です、入り口の方に、駐輪場のとこに入れる、奥の方へ今しとんですけども、入り口の方へぜひ駐輪場を、お金もかかることなんですけども、これは和気駅の利用促進等の絡み、特別絡むわけございせんけども、やはり和気駅の利用促進されとる、利用しとる方ですので、ぜひその辺も予算事情もありますけども、何とか知恵を出してあそこはやっていただければということで、町民の行政サービスの一環としてぜひお願ひできたらなということございまして。

それで、この中身は和気駅南北の利用状況、やはりこれある程度把握されとんかもわかりせんけども、最近私の感じですけども、南北の利用割合が相当駅の裏といえますか、南の方へ来てる、自転車でございせんけども、車なんかでも夜6時半とか通勤者が帰るときには、もう10台以上、十数台、あそこ裏へ並んでるといような状況でございます。そういう意味でも、その辺の動きも変化も的確に捉えていただいて、必要な措置をさせていただくということで書いております。やっぱり現状把握してもらわないとどうしようもないんで。

それから、この和気駅の利用促進と施設整備、これは前も、先ほど言いましたやっぱり利用促進のためにやってくれとる、そういう人に対して少しは町の方としても着目しとんだということ、言われてからというんじやなしに、町民から声が出てやるんではお粗末なんで、こういう中であえてやってますんで、できるもんなら早急にということでお願ひしとってはと思っております。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員のご質問にお答えいたします。

現在の和気駅南北の利用状況でございますが、南北自由通路という駅の地下に通路がございまして、それを最近ではやってないんですが、平成25年5月に交通量調査をいたしております。その結果、平成19年度のときに調査した通行量508名に対しまして、952名と約444名の利用増となっております。最近の和気駅の乗降客の利用状況から考えまして、横ばいか若干増えておるのではないかと推測しているところでございます。また、先ほどおっしゃられましたように、和気駅南側にあります送迎用のスペースにつきましても多くの利用があると認識いたしております。

それから、南北に今町営の駐輪場がございまして、南側にあります駐輪場、屋根つきで2カ所、使用台数は1カ所60台で、120台の収容が可能となっております。また、北側には27年度で整備いたしました屋根つき駐輪場、これが200台の利用がありまして、どちらにつきましてもほぼ満車というか、いっぱい状況が続

いているのが現状でございます。

それから、駅の利用促進等につきましては、定期券の補助、バリアフリー化に向けてのエレベーター新設のその J R 協議、それから住宅施策などの施策を進めております。また、利用者の夜間降車客の利便性のためにトイレの設置工事も現在進めておるところでございます。

駅南側の駐輪場の増設につきましても、非常に利用が多いということから、整備時期については当然財政状況もでございますので、設置に向けて検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（草加信義君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 南側の駐輪場のことでございますが、先ほど部長が申し上げましたように、今後利用状況等見ながら、ぜひそういう方向に進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 2番 居樹君。

○2番（居樹 豊君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） これで、居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、11時10分まで暫時休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 万代哲央君に質問を許可いたします。

3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 一般質問させていただきます。

来年4月、学校・園は統合します。3小学校、3幼稚園、3保育園になります。現在は、教育委員会を中心に学校・園統廃合準備委員会や検討部会等を中心に統合に向けて大忙しだと思います。町にとってこの統合は大きな変革の一つと言えると思います。来年は新生教育元年とも言える年になると思います。一方で、少子化が続く中、今後子供が増えるように子ども・子育て支援、あるいは移住、定住に一層力を入れなければいけないと考えます。

統合によりまして廃校となる山田、日笠、和気、石生の小学校区に住む住民にとっては、統合やむなしの声はあっても、小学校、幼稚園、保育園がなくなることで、今まで地区に当然のごとくあったものがなくなる、そのこと自体、ぽっかりと胸に穴があいたような空虚な思い、そして気持ちの上で力が抜けてしまうような脱力感が特に年配の方にはあると思います。小学校、幼稚園といえば、自分の子供、孫、また近所の誰々ちゃんのきょうは学芸会と、今言葉で言えば生活発表会ですけど、座布団を持って学校に行き、その日を大いに楽しんできました。運動会と言えば、お尻に敷くござやシートを持って昔は歩いて、あるいは自転車で小学校に行っていました。小学校に行き、子供に触れ、先生とも話をしたり、区の人や他の区の人と世間話やよもやま話をして、その日一日みんなが楽しいときを過ごしてきました。考えてみれば、小学校の行事を通じて人と人との付き合い、それがぎすぎすしない潤滑油のような役目が学芸会とか生活発表会、運動会にはあったと思います。小学校、幼稚園は地域コミュニティの核だったというのは、こういう面を捉えての言葉であると私は理解しております。最近、小学生の生活発表会に引き続いて地域の人の歌や芸が披露されたり、おやつづくりなど物づくりで楽しんだり地域との交流を行っております。地域の人々と学校・園とのかかわりとしては、ほかに老人会、ひまわり奉仕会と子供との交流、あるいは田植え、稲刈り、芋掘りなどの体験、あるいは学校周辺や通学路の清掃、草刈り、また登下校の見守り、放課後学習の支援など、地区全体で学校とかかわってきました。来年4月からはこうした今までの環境が一変してまいります。だから、大変革なのです。



そうした中で、地区、学区でのつき合い、交流、地域コミュニティは廃校により活動範囲は極端に減るとい  
うのが実態でしょう。地区が寂れないように、何とかコミュニティのきずなをつないでいこうということで、地  
域の人が集まって今後村づくりを考えていかなければならないと思います。町長にお尋ねしたいのは、こういう  
状況下において、町の責任者として学校の統廃合が決定された時点で地域コミュニティの弱体化、衰退、これが  
予想されるわけですが、町としてこのことにどう対処していくのか、その対応をどう考えているのか、考えてお  
られると思います。この現実を町長、どう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

また、具体的にこういうことを考えているということをお答えいただきたいと思います。今から10年前の町  
の合併に伴い、助け合いのまちづくり協議会が発足したと思います。合併により広域の行政になることで地域が  
寂れないように、行政サービスが手薄にならないように、一つの対策としてこの組織ができた面もあると思いま  
す。今度統廃合によって、今後の地域の村づくり、まちづくりをどう捉えているのか、村づくり、まちづくりは  
これから一段と本当に大切だと考えます。町長のご所見をお尋ねしたいと思います。

次に、具体的に地域が村づくりを考えていく上でヒントになるかもしれないので、何点かお尋ねいたします。

1つ目が、地域の住民の通院とか商業施設へのアクセスのためにある過疎地域が登録ドライバーを集めて有償  
運送を行うケースを新聞で見ましたが、運送車等、地方創生の交付金の対象になるかならないか、お答えいた  
だきたいと思います。

2つ目に、来年17年度町に配分される地方創生交付金があるのかなないのか。ある場合には、こういう事業メ  
ニューがあるけど、地域で取り組むことを考えませんかというような情報提供はなされるのか、その点について  
お答えください。

それからもう一点は、地域おこし協力隊の方々や町に住んで活動しておられますが、その方々が町に対する気  
づきとか、外の目から見て気づいたこと、発見したこと、今後生かせるような資源が和気町にあるのかと、そう  
いう思いというものを地域おこし協力隊の方から聞いたことがあるのかどうか、あればどういう内容か、これに  
ついて教えていただきたいと思います。

最後に、総務部長にお尋ねいたします。

統廃合となる来年度当初予算で、廃校となる地域が衰退しない、寂れないようにするための対策予算があれば  
お答えいただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） それでは、失礼します。

学校は地域の最も環境のよい場所に設けられております。地域社会の中心的な存在として役割を果たしてきて  
います。それは、学校の取り巻く環境において、地域コミュニティの単位で地域の拠点施設であり、地域社会の  
コアであることは誰もが否定し得ない事実であります。幼稚園、小学校の地域社会の中では重要な公共施設であ  
るということは言うまでもありません。廃校をどのように再利用するか、なかなかよい知恵が浮かばないのが現  
実のように思います。

国の調査では、平成26年5月現在、全国の廃校数は5,801校でありました。廃校数は、少子化による児  
童・生徒数の減少などにより増加しており、毎年400から500校の廃校が全国で発生しております。廃校の  
約88%は校舎、体育館などの建物が取り壊しなどされず、そのまま現存していますが、約3割程度では施設が  
活用されていないままの状態であると報告があります。和気町でもそうならないように、地域の方々  
のご意見、アイデアをいただきたく、検討委員会の組織を設けたり、準備をしていただくようお願いをしてい  
るところであります。

また、先月の24日、25日の2日間、区長協議会の視察研修では兵庫県内4カ所の廃校利用を勉強してまい  
りました。企業への転売利用が2カ所、地域住民、地域が望む施設による利用が2カ所、要するに人が集まるこ

とが大事なのだと感じました。それには、都市部の人々を引き寄せる必要があります。都市部には、自然に増えている人がたくさんいます。廃校再建は地域社会の再建につながり、廃校問題を大きな視点から捉え直す必要があるのだと思います。この問題は、行政だけの問題ではなく、地域の課題であると考えています。地域コミュニティの衰退は、誰もが望むものではありません。将来の地域につなげるような協議、話し合いを持つ手段を今後とも進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 地方創生課長 野津君。

○地方創生課長（野津浩之君） 失礼いたします。

小学校、幼稚園の統廃合により廃校地域のコミュニティの衰退が懸念される件につきまして、具体的な政策、取り組みがあるかという点につきましてお答えいたします。

まず、過疎地域で登録ドライバーを集めて有償運送を行う場合、運送車両等が地方創生の交付金対象となるかという質問にお答えいたします。

議員ご指摘の過疎地域において登録ドライバーを集めて有償運送を行うという取り組みは、過疎地域における地域公共交通の利便性向上の取り組みの一つである公共交通空白地有償運送のことと思われまます。これは、自治会やNPO法人などの非営利団体が有償で住民を希望の場所に送迎する制度でございまして、その実施につきましては、岡山県への申請や地元の住民及び交通事業者等との調整が必要となっておりまます。

議員ご質問の運送車両等が対象となる地方創生の交付金があるかについてでございますが、国が地方自治体の地方創生の取り組みを支援する地方創生推進交付金の対象となる可能性はあると思われまます。しかしながら、その採択に当たりまますは、官民協働、地域間連携、政策間連携などの先駆性の有無について内閣府による審査などがあるため、必ず交付金の対象になるとは申し上げられまますので、事業を実施する場合には過疎債や県の補助制度の活用も検討するとともに、各省庁の補助制度についても研究してまいりたいと考えております。

また、来年度、地方に配分される交付金があるか、ある場合、事業メニューがあるか、地域で取り組まれないかというような情報提供はという質問でございますが、地方創生推進交付金は最長5年間の交付金でございます。今後、来年度以降また計画を見直す中で、地域で取り組める事業がある場合、逐次情報提供等にも努めてまいりたいと考えまます。

最後に、地域おこし協力隊から見た村づくりの取り組みに対する意見等についての質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域の意欲あふれる人材を積極的に受け入れることにより、町が活気にあふれる施策を推進するとともに、利便性が高く、暮らしやすいまちづくりを実現していくための制度で、和気町では現在7名の協力隊員が地域協力活動に従事しております。

和気町では、人口減少問題に歯止めをかけるべく、20代、30代の若年人口を取り込むために英語公営塾や和気閑谷高校魅力化、中学校英語学習支援等を中心とした教育環境の整備に力を入れており、地域おこし協力隊の活動についても主に教育分野の活動を行っているところでございまます。

協力隊員は、和気閑谷高校や町内の中学校等に赴き、様々な活動に従事しているところでございまます。これまで、日常の業務に対する意見等については聴取してございましたが、地域の村づくりの観点から町に対する気づきや外の目から見て気づいたことなど、その思いについて聞いたことはございませんでした。今後は、地域が村づくりを考えていく上で、増加している移住者の外から見た意見や地域おこし協力隊からの教育活動を通じて参考となるような気づきについても聴取してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 万代議員の質問の中で、町として何が考えられるのか、何をするのかということでございまます。

学校跡地、学校がなくなるというのは厳しい、地域にとってはさみしいことになるわけですが、特に通った学校が、自分の歴史が消されてくるというような気がするというように、本当に大変だというように思います。そこら辺も十分踏まえながら、これから地域の最も環境のいい場所につくられているのが学校の場所だというように考えますので、中心的な存在であります。ぜひ地域のコミュニティの火が消されない、やはり地域コミュニティというのを生かしていくということがこれからの課題であり、衰退とか共通意識がなくなる、学校がなくなることでそういった非常に薄れてくるという、そういう地域社会の再編という気持ちでこれから将来に向けたコミュニティの再築をしていかなきゃいけない。いわゆる跡地の問題もこれからの検討委員会の中で検討していただくわけなんですけど、ぜひその跡地がまたその地域の中心になり、そしてコミュニティの中心になっていく跡地利用ということをぜひ我々は跡地検討委員会の中で行政としても提案し、そして地域の跡地検討委員会でも検討していただいて、地域の皆さんがそういう方向ならそういう方向でいいという、やはりお互いに相互理解ができる提案もしながら、跡地の生かし方、そしてそれを活用する仕方、そしてそれがまた今までの地域コミュニティで、まちづくり協議会で行ってきたそういった協働事業というものが再度生かされるような跡地利用にし、そしてそれが本当に統合しても地域が寂れなくて、こういう形でよかったと言えるものをつくり上げていかなきゃいけない。ただ、行政がこうしたらいい、ああしたらいいという押しつけだけじゃなかなかいいものにはならないと思うんで、地域の皆さんと一体になりながら、その地域が本当に抱えてる問題等も含めてそれぞれが提案もし、そして相互に意見交換もしながら、地域の皆さんがそういう形なら我々も一生懸命頑張ろうと、そういう力が出るような相互理解ができていかないと、やはり跡地の問題というのはなかなか前には進まないというように思っておりますので、跡地の検討委員会、そしてこちらからも提案いたします事項等が双方でよくお互いに理解ができる、そういったものをコンセンサス、双方でキャッチボールをしながら進めてまいりたい。それがこれからの寂れなくて、合併してよかったと言える、よかったと言えることが本当に言えるならば一番善なんですけど、そこへ少しでも近づけていく努力はしていかなきゃいけないというように思っておりますので、地域の皆さんにも一緒になって相互でいい形で地域のコミュニティを生かしていくことを、我々も最善の努力をしてまいりたいというように思います。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼します。

来年度の予算への反映はということでございますが、このことにつきましては、今現在まちづくり協議会の方でコミュニティ活動を行ってございます各地区の助け合いのまちづくり協議会の事業は平成28年度から新たな3年計画のもと実施されており、計画2年目に当たる平成29年度におきましても、今年度同様に予算内で事業計画、予算編成を進めておるところです。しかし、地区によりましては、運動会、発表会といった学校行事と結びついて実施されている事業もございます。これらについては、いずれにせよ実施内容の変更を余儀なくされているところであり、統廃合後の新たな小学校の学校行事、跡地の利用活用の検討等の動向を踏まえながら、協議会内での事業実施に向け柔軟に検討いただきたいと思いますと思っております。

予算について先ほども申し上げましたとおり、3年計画の2年目でございますが、同規模の事業予算で進めていただきたいと思います。町といたしましても、必要なサポートも今後十分に行っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 町長がどんな認識を持っておられるんかと、地域が衰退していく、寂れていくということについてどういう認識を持っておられるんかなと思ってお尋ねしたわけですけど、跡地の問題がどうしても出てくるんじゃないかと予想しておったんですけど、そういうようなことで、跡地利用というようなこと、外部から話とか動きとかがあれば、それを町長がよしというふうには判断されるのであれば、地元調整といいますか、町

長の言葉で言えばコンセンサスを得ながらということなんでしょうけど、実現に力を注いでほしいなと思います。

また、町全体のそのまちづくりという観点から、この跡地利用が必要と思うということがあれば、それを利用していただきたい、そういう思いを持ってちょっと町長の話聞いておったんですけど、もう今後は廃校となる地区はコミュニティといいますか、新しい形にならざるを得ないんで、これにつきましては我々も一生懸命力を注いでいきたいと思うんですけど、町長には町全体のまちづくりを考えながら力強く町のまちづくりを、その統廃合というのを一つの契機としてまちづくりを進めていただきたいと思いますと思うんです。

それから、野津課長の方からは3点ほどお答えいただきましたけども、これについてはまた個別相談をさせていただきたいなと思います。

それから、せつかくの質問の機会ですので、1点、ある予算についてはわかりました。

それからもう一点、町長にぜひお尋ねしたいと思います。廃校になる地域が寂れない、それからまちづくり、村づくりといった観点と少し関係あると思いますので、一つ質問させていただきたいと思います。

先日の学校・園再編成整備事業特別委員会で委員の方から質問があったと思います。スクールバスのスクールバス以外の利活用についてという質問があったと思います。答えとしては、法的に見ればそれはスクールバス以外に使っても問題ないというような答えがあったように思います。使い方によってはまた法的な問題も出てくるのかもしれませんが、その発言といいますか、やりとりを聞いてって、これは私も大賛成というか、スクールバスのスクールバス以外の利活用、これは本当に必要なことじゃないかなというふうに思って聞いておりました。今、公共交通のあり方というのはいろいろと検討されているんだろうと思うんですけど、今年度は余り具体的な話にはならないというような話もあったと思います。和気駅を交通網の中心拠点として据えたその公共交通網というんができればいいんですけど、それはそれといたしまして、地域ごと、和気町も広いですから、地理的条件とか、その利用するのに病院へ行くとか銀行へ行くとか和気駅に行くとかいろんなニーズも多様だと思います。大ざっぱなことしか言えないんですけど、町長にお尋ねしたいのは、そのスクールバス以外の使用ということ、これはどのように考えておられるんか。それから、こういう課題があるんだということがあれば、思いつくような課題というものをちょっと教えていただきたいと思います。そういったことを含めて所見をお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） これからだんだん統廃合によって地域が寂れてくる、そして交通の問題、そして高齢者ドライバーが免許を返納していくってような非常に厳しい交通になってくると思いますが、スクールバスの利用範囲なんですけど、これは原則的にはスクールバスというのが根本にありますので、学校関係の事業等については本当に利活用は最大限有効に使っていかなくちゃいけないというふうに思っておりますが、これを一般の交通体系の中に組み入れることについては、今回公共交通の今のデマンドバスを再編成すべく今検討をいたしております。先般も交通対策会議へ諮っておりますが、その中へこのスクールバスが組み入れのいわゆる巡回バス、いろんなまたコースがあると思うんですけど、それを入れていくことができるかどうかというのは、これからの課題だろうというふうに思いますし、なかなか厳しいこれは規制があるというように我々は判断いたしておりますので、やはり行政は、一つの交通体系は行政主体の別のルートで考えていく、今のデマンドバスが本当に不合理ならば、それを新しいシステムに変えていくという。

ただ、スクールバスをそれに振り替える方法については、今後十分検討させていただきますけれども、ただ一般の交通体系に組み入れることができるかどうかというのは非常に厳しいというように私は判断いたしております。そういったことも含めて、これからの交通体系は新しい今のデマンドバスから新しい体系へ移して、それが活用されて、本当に地域の皆さんがよくなったと言える交通体系にしていかなきゃいけない。デマンドについて

は、本当にいろいろと皆さんが不便だとか、いろんなそれから乗る人が自分の力で乗れない者は乗せれないんだというようないろんな問題も起きております。今後については、そういったことを十分カバーしながら、これからの地域交通というものをどういうにしたいのかということ。

それから、先ほど僻地の場合は有償運送の自動車というような、いわゆるボランティアでやっていく、一部ボランティアなんですけど、そういったことも本当に必要不可欠なことが考えられる場合もあるかもしれませんので、そういったことについての行政はどこまで対応できるのかということについても十分検討させていただいて。もう目の前に見えてる29年4月1日から統廃合がされるわけですから、これからの非常に厳しい交通体系にスクールバスの活用がどこまで最大限、範囲できるかということの検討、今までの学校跡地の問題については普通財産に変わりますので、今までは教育委員会サイドで検討いたしておりましたが、普通財産になりますので、町長部局が所管になってまいります。窓口は町長部局が主管で行いますので、そこらも含めてこれからの29年4月1日からの体制と。それから、すぐ統合するんですから、4月1日からそれがいい形で皆さんに反映しなきゃいけないじゃないかということですから、これからもう3カ月ほどしかございませんが、それに向けて本当に皆さんが交通の不便さを解消できる方法というのほどどこまで対応できるか、十分検討もさせていただきます。

とりあえずは、今の交通体系のデマンドバスを変えてでも、4月1日からはいい形で町民の皆さんが再利用できる方法も、これはまずは考えなきゃいけない。それから以降、それからスクールバスの問題、地域交通のこれからのあり方を組み入れて、29年4月1日以降、どのような形にするかというのは十分しなきゃいけない。しかし、もう3カ月ですから、今のデマンドバスを最大限活用するというのが4月1日だろうというように私は考えております。しかし、それから早急に新しい体制づくりをしていかなきゃいけない。その中にスクールバスがどこまで一般利用ができるかということも検討課題として十分精査してまいりたいというように思いますので、皆さんの声が、本当にスクールバスも使えることがどこまで範囲で拡大できるかということも十分研究させていただかなければ、いろいろ陸運局との問題もございますので、そこも交渉して進めてまいりたいというように思っております。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） ぜひ研究、検討の方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 2項目めですけど、廃校地域のまちづくり協議会の活動見直しについてお尋ねいたします。

今、立石課長の方からご答弁もありました。先の総務厚生常任委員会でも、来年度予算は今年度並みを考えてるという発言があったわけですけど、重複するかもしれませんが、今課長がお答えになったとおりであらうと思いますが、私は今こういう統廃合を機に、ここでいま一度地域のコミュニティ活動というのを見直すべきじゃないかなと思っておったんですけど、廃校にならないような地区、あるいは廃校になる地区でも廃校による影響というのが余りないのかというような気もいたします。統廃合を機に見直しは必要になってくるわけですけども、それが全体の地区に及ばない個別地区の課題なんでしょうか。そういうわけで、予算額は少し融通を持たせて今年並みと、600万円余りですか、の事業費を想定しているのかなというふうな気もしますが、そういうことであれば、今後地区の中で役員、その間、皆さんと、地元の人と今後どういうふうに取り組むかというようなことを、そういった課題は考えていかなければならないかなと思います。

それから、きょうは何か資料の方も提供いただいておりますけども、平成20年度から継続してまちづくりの協働事業は行われているわけですけど、その事業の中で各地区、多くの方が参加して、まちづくりの成果が上がっている取り組みというのはあるんだろうと思います。そういう活動事例を印刷して配布していただいて、今

後他地区の取り組みというものの参考にしていきたいと思うんですけど、そういうものは作成してもらえるかどうか。各地区は毎年実績報告を出してくると思いますけど、工夫されているような催しとかというのがあれば教えていただきたいと思います。そういった印刷物、そういうものをつくったらいいと思うんですけど、そのあたりはいかがかなというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） 執行部の皆様に申し上げておきます。簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、議員からご質問がありました廃校地域のまちづくり協議会の活動見直しということでございますが、議員がご指摘のとおり、学校・園統廃合によりまして、地域の助け合いまちづくり協議会では、先ほども申し上げました小学校を会場といたしました行事、学校行事と結びついて実施しておりました行事がありましたので、当然見直しが必要になってくるものもあると考えております。

しかし、地区により状況は異なりますので、地区ごとに新小学校の学校行事、跡地利活用の検討等の動向を踏まえまして、協議会内で事業実施に向け柔軟に検討いただきたいと思います。せんだっても、まちづくり協議会の会長、事務局員会議の中でも平成29年度の事業計画、予算編成について協議をいたしたところでございまして、特に大きく変更されます和気地域内の地区の運動会、具体的な例を議題といたしまして、今後その取り組み等の検討を持ち帰りをお願いしておるところでございます。予算についても、平成29年度が3年計画の2年目ということでもありますので、昨年と同様の予算規模で事業内容の変更等によりまして、予算内で今年度同規模で執行計画をしていただきたいと思います。

それから、資料といたしまして取り組み状況を配布いたしてございます。先進事例でその冊子等の作成というお話がございました。こちらについては、事務局長会議、そういったもので参考資料、取りまとめの資料等の作成の配布を考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 3番 万代君。

○3番（万代哲央君） まちづくり協議会というのは、ずっと継続して続いとるわけですが、この継続して続いとるといところが大事だと僕は思うんですけど、長期的に取り組むような、それで成果が上がるようなことを地区でも考えていかなきゃいけないと思うんですけど、往々にして、もう8年ぐらい続いてくるとマンネリ化というんか慢性化というんか、毎年毎年同じことをやるといふことで、どっちかという飽きてくるようなところも出てくるんじゃないかと。せつかくこういう事業があるわけですから、そういうことにならんように僕らも考えていかにやいけんなど思っているんですけど、町の職員の中にもその地区の担当の職員が何名かおられると思いますので、この事業に対しましてこういうふうにしたらいんじゃないかというような新しい工夫といたしますか、そういうものがあればまた教えていただきたいと思っております。指導をいただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 答弁要りますか。

3番 万代君。

○3番（万代哲央君） よろしいです。

時間がありませんので、かいつまんでやらさせていただきます。

3項目めですけど、学校跡地利用検討委員会はどう機能するかということでもありますけど、お聞きしますと、日笠地区と本荘地区は既に跡地利用の部会を何回か開催されて、検討されていると聞いております。大変結構なことと存じます。

私は、跡地利用の件で、利用に関しまして外部からでも動きがあったとしても、またその動きは流動的で不明な点が多いとしても、また違う地区では全く跡地利用について地区民から声が上がらない、そういう場合であっても、最初の地元の部会というのは町が主体性を持って開催するように、まだ部会を開いていない地区に対しま

して、そういうふうに促すことがいいのではないかと思うんです。住民の中には案がない、具体的なことが何にもないのに開催しても意見は出ないと、こう言う人もおるかもしれませんが、しかし一人でも私はこういうことに跡地を利用したらいいと思いますという意見があるかもしれないと思うんです。こういう会社に来てほしいとかという意見とか、特産物の加工場にしようじゃないかという意見もあるかもしれないと思うんです。もう意見が出なかったら仕方がないんですけど、とにかく初回を開くという実績をつくるということが肝心なことで、必要なことだと私は考えております。そして、その部会をして、町全体の跡地利用の検討委員会につなげていくと。その内容をまた地区の部会へ情報を流して検討を深めていくと、そういう流れのきっかけとして第1回の地区部会の開催というのを、そういったものを早急にといいですか、スタートさせてほしいと思いますけど、それについてどう思われるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 現在、地区部会は、先ほど議員おっしゃいましたように、石生地区、日笠地区、本荘地区で実際開催されているのは日笠、本荘になっております。3地区において設置されていますが、いまだ開催されていない地区もあり、残る2地区の部会の立ち上げと会議の開催に向けて取り組んでまいります。

来年4月の統廃合スタートが間近に迫り、反対された方々に限らず、多くの住民が学校がなくなった後の地域の将来に不安を持っていると思います。今思えば、説明会での廃校への激しい反発も、地域の将来が見えないことへの不安があったことも考えられます。このことから、校舎の利活用について、事例を参考にアイデアを出し合いながら話し合いを進める跡地利用地区部会の開催は大変重要だと考えております。

今後の計画につきましては、全ての地区部会が立ち上がった段階で第1回の検討委員会を開催し……

○議長（草加信義君） 時間です。

3番 万代君。

○3番（万代哲央君） 今の話の続きも大体わかると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（草加信義君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番 山本泰正君に質問を許可いたします。

4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は和気町のスポーツ振興と一部事務組合の今後の運営についてお尋ねをしたいと思います。

まず、スポーツ振興についてでございますが、2020年には東京オリンピックも開催され、スポーツ熱の上がっている今日でございます。和気町においても、ソフトボール、バレーボール、野球、卓球など、昨年は1団体45個人が全国大会へ出場し、成果を上げたところでございます。今年においてもほぼ同様の状況でございます。また、大相撲でも郷土力士の誕生など、活躍が話題になり、多くの町民に夢と希望を与えているところでございます。

そこで、平成23年度からスタートした総合型スポーツ和気クラブであります。スポーツに興味や関心を持った子供から大人まで一般町民を対象に平成28年度ではソフトテニス、ソフトバレーなど、11種目14教室、3,000人以上が参加し、運営されております。開設当初、日本体育協会、岡山県、和気町、totoなどの補助金、助成金が約500万円程度あったようでございます。本年28年度からは、岡山県体育協会の6万

円のみ助成ということで、運営に非常に支障を来しておると聞いております。私もかかわったゴルフクラブでは、現在中学生になっています2名は全国大会にたびたび出場するなど、大きく成長いたしております。また、1名は国体の少年の部で高校生とともに岡山県代表として出場するなど、和気町にとっても大きな夢を与えてくれています。特に子供たちは、興味を持てば大きく成長する可能性を秘めております。スポーツに興味を持った子供が保護者とともにスポーツに親しみ、大きく育つ一歩でもあります。この和気クラブを町としてもっと支援できないでしょうか、まずお尋ねをいたします。

次に、全国大会の出場助成についてでございます。

平成27年度には、1団体45個人が全国大会へ出場し、和気町のスポーツを全国へアピールしたところでございます。特に中学生の活躍が目覚ましく、柔道、バレーボール、ゴルフなど、岡山県代表として全国大会へ出場するなど、目覚ましいものがございます。小・中・高校生の全国大会、中国大会等出場について、体育協会の助成金、町からの報奨金ですが、例えば中学生が全国大会に出場した際、和気中学校の部活から出場の場合は、体育後援会もあり、町の助成金とあわせてどのような状況になるのか。

また、和気中の部活以外で活躍している中学生、佐伯中の生徒や、硬式野球、バレーボール、ゴルフなど、他の組織で代表となり、全国大会や中国大会へ出場の場合との比較はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） それでは、山本議員の総合型スポーツ和気クラブへの運営状況、支援についてご答弁いたします。

総合型スポーツ和気クラブは、平成12年度に策定された国のスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向け、地域住民が自主的、主体的に運営し、子供から高齢者まで誰もが会員になれ、様々なスポーツやレクリエーションが楽しめるクラブを目指して、和気町では平成21年4月よりスポーツ推進員、体育協会役員、和気町職員が中心となり設立準備委員会を立ち上げ、岡山県体育協会の指導のもと、平成23年3月20日に設立総会を実施し、和気町体育館を拠点とした総合型和気クラブが立ち上がりました。

国の指導によりクラブマネジャーを選任し、その後5年間は国の補助金、サッカーのt o t oの補助金でございます。それから、和気町の補助金、国の約10分の1の額の補助金でございます。それから、事業収入等により、様々なスポーツ活動や高齢者の健康教室、幼児の体操教室等を実施してまいりました。この期間におきまして、当クラブより岡山県を代表して全国大会や国民体育大会へ出場したゴルフ競技の宇喜多君、バレーボール競技の若林君に代表されるように、優秀な選手を輩出いたしました。平成28年度からは、国、町からの補助金もなくなり、会員の年会費の増額、謝金の減額等、努力を行い、自主運営を試みております。このような状況が改善できますよう、町といたしましても、平成29年度より役員を一新して再スタートを切る総合型スポーツ和気クラブの今後の運営や活動方針をみのらせていただき、必要に応じて施策を考えていきたいと思っております。

次に、全国大会への出場激励金であります。和気町におきましては、個人競技におきましては、全国大会へ出場すれば、和気町より1万円、和気町体育協会より1万円、計2万円の激励金が贈られます。世界大会となれば、それぞれ3万円となります。野球やバレーボールなど、チーム競技であれば和気町より10万円が支給されます。平成28年度からは、体育協会の総会等により、1人年1回でございましたが、何回でも適用されるように改善いたしました。

近隣の赤磐市では、個人競技では全国大会出場は5,000円、国体のみ1万円でございます。チーム競技が5万円あります。体育協会からの支給はございません。また、備前市におきましては、金額は和気町と同額でございますが、体育協会からの支援はありません。このような状況から見ましても、他の市町村より和気町はかなり優遇されている状況でございます。



27年度の実績は、先ほど山本議員がおっしゃられたとおり、和気町は45人の方、1チームの方が全国大会へ出場しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） それでは、今課長の方が報告しましたが、補足で説明をさせていただきます。

今、和気中学校の部活動と佐伯中学校の部活動の補助金のことについてありましたが、和気中学校には年間34万9,000円と生徒1人当たり、人数割で500円掛ける人数の、これ部活動補助金を出しております。佐伯中学校には、基礎額15万2,000円に人数掛ける、これも500円の助成をしております。

全国大会、中国大会等の補助金でありますけれども、その補助金については中体連に加盟して、中体連の競技については助成を出す内規があります。今、中体連に加盟でないクラブチームだとかいろんなところについては、この助成は出ておりません。この中体連に加盟の競技に出る生徒については、今山崎課長が言いました体育協会、和気町からは激励金は出ておりません。

和気中学校には、これとほかに体育文化後援会というのは、地域が立ち上げたのがあります。そして、佐伯中学校にも部活動後援会というのができております。そこから部活動で足りない部分の助成をしているように聞いております。だから、同じ地域の中で体育文化後援会、並びに佐伯地域では部活動の後援会というのを立ち上げて、そこから助成をしているようになっております。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） ちょっと1点聞きたかったことが回答がなかったんで、再質問しますが、例えばバレーボールで中学生が全国大会へ行く場合、和気中として行く場合の、東京でもいいです、その積算と岡山市等のクラブで行く場合の、出場する場合の助成の差といいますか、そのあたりがどの程度になるのか、わかれば教えてほしいと思います。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 和気中学校の生徒として団体戦のバレー部が出る場合は、旅費、そして宿泊費を全て出るようになっております。それ、引率1名の分まで内規の中には含んでおります。クラブチームで行く場合には、今言った町からの補助金2万円だけです。あとは、そのクラブのところから幾ら出るかっていうのはわかりませんが、そういう違いはあります。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） かなり大きな差になろうかと思えます。特にゴルフあたりは、帽子にも和気中学校、胸へも和気中学校、ズボンへも和気中学校と表示しております。そういう形で代表で出ているということも踏まえて、財政的にも厳しい状況ではあろうかと思えますが、ぜひこちらからはお願いでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、この前の特別委員会で教育長の方からございましたが、小学校の郡の陸上記録会、これ統合したからしないんだということでございました。保護者の方にこのことを伝えました。非常にご立腹でございました。統合したためにそういう競技ができなくなるというのは私も大変不満でございます。そこらあたり、郡大会ができないのなら、新佐伯小、新和気小、本荘小、3校対抗にするなりで、町として大会を運営してはどうでしょうか。そのあたりどうお考えでしょうか。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） この大会は、教育委員会等の範ちゅう外で、小体連、中体連というものの中で校長会で決定することです。それを来年度はもうこういうことでできないということを教育委員会に報告あっただけで、我々がするとかしなさいということは一切言っておりませんし、各学校での記録会をやるというふう

に聞いております。各学校で記録会をして、そして記録のいい者が東部の大会に出場するというふうなことでやるんだというふうに聞いております。

なかなか今でも町の陸上記録会でありましたので、それを小体連の中でもうやめるといふことなので、それから先、我々が口を挟むところでないので、ぜひ校長会でやりたい、できる方向で協力してほしいという要請があれば、それには少しでも応えていきたいとは思いますが、こちらからやれということは、なかなか学校事情もありますので、言えないというのが現状です。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） 教育長の答弁、大変ありがとうございました。お飾り的な教育委員会だなというのがよくわかりました。もう少し指導力を発揮して、子供たちのために、将来の子供たちのためにやってほしいというのが私の気持ちです。

和気クラブにつきましては、2月18日に和気クラブのフェスタを開催して、広く町民に活動を周知して各スポーツへの参加を呼びかけるというようなことも計画されております。この際、ぜひtotoを中心に500万円からもらっていた補助金が県の6万円だけというような状況では非常に運営も厳しい、その中で参加負担金を上げる、講師料を低くするというような状況で運営はしていくというのは聞いておりますが、ぜひ子育て支援、あるいは人口減問題と絡めてスポーツ方面にも多大のご支援の検討をお願いしたいと思います。財政的にも非常に厳しい時期だとは思いますが、ぜひ近隣市町よりも一歩先ん出た形でスポーツ振興に力を入れていただきたいと思っております。

次に、一部事務組合の今後についてお尋ねをいたします。

まず、焼却場の解体工事についてでございますが、赤磐市議会で平成26年4月に解散したごみ処理組合について、解散後の26年11月18日、赤磐市、備前市、和気町の3者で確認書を交わしたということが議会で議論されたようでございます。また、解体工事に伴う財源は2億5,000万円、各市町の議会の議決を得て既に確保されているにもかかわらず、合併特例債を充当する理由はどういうことかという質問があったやに聞いておりますが、どのようなことだったのか。私は3月の当初予算議会から再三にわたり質問をいたしておりますが、なぜ和気町議会へは確認書の報告がないのか、あわせてお尋ねをいたします。

また、合併特例債を使用して赤磐市、備前市へ残金を返還するとのことでしたが、同僚議員の質問に対し、少々ニュアンスの違った回答もあったようですが、再度回答をお願いしたいと思います。

次に、火葬場についてでございますが、この件につきましても赤磐市議会で火葬場施設の妥当性を検討するよう議会から意見書が提出されたという情報も入っておりますが、備前市の状況とあわせて火葬場の改築、新築等の状況について。また、和気町の今後進むべき方向についてお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 山本議員の一般質問の一部事務組合の運営についてということで、趣旨はごみ処理施設の解体工事についてと火葬場の今後の運営についてという2点でございます。

ごみ処理施設の解体工事について、和気町クリーンセンターの解体更新工事につきまして、解体及び更新事業を一体的に工事として28年度、29年度の継続事業として実施いたしております。解体工事につきましては、組合からの移管を受けました基金を合併特例債の償還金に充てていきますが、基金の用途については財産処分に関する協議書2の基金に建物の解体工事に要する費用に充てるため、和気北部衛生施設組合整備基金条例第5条の規定に基づき処分し、その費用を和気町へ譲渡するとの記述があり、今後のクリーンセンター解体更新事業において、解体工事が全て完了したかどうかの検証をする必要があると考えております。

火葬場の今後の運営につきましては、まず組合の火葬場であります地元地域の方々には長年にわたりまして利

用させていただき、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。組合の火葬場につきましては、住民の方々にとって生活基盤の必要不可欠な施設であり、住民の方々に安心して利用していただけることが重要と考えております。組合火葬場につきましては、供用開始から30年が経過し、経年変化による老朽化が進んでいる状況にあります。このような状況を踏まえ、今後の施設のあり方、運営については、地元地域の意向を踏まえながら、組合構成市町である備前市、赤磐市、和気町で十分協議を行ってまいりたいと考えております。

先ほどもお話ありましたように、赤磐市議会では今後組合火葬場の改修につきましては、いわゆる参加をしないという方向で検討がなされているというように聞いております。備前市の場合の移りの踏まえ方は、やはり3カ所持っておるので、和気だけ改修をすることには、そのことの事業に参加することはできないという意向でございます。

今後施設のあり方、運営等については、地元の意向を十分踏まえながら、組合構成市町である備前市、赤磐市、和気町で十分協議を行ってまいりたいと考えておりますので、できるだけ地元が調整をされまして、どういう方向で施設を改良するのか新設するのかという、いろいろな地元意向があるかと思っております。そういったことを十分踏まえて、地元の意向が一番だというように考えております。そして、これから赤磐市、備前市とのいわゆる組合でございますから、2市1町の組合の方向というもん、一つの方向を考えなきゃいけない。

どうしても最終的にいろいろな事情の中で、2市が脱退される、組合を解散をするならば、次は和気町単独という時期があるかもしれませんけれども、今のところ組合でありますので、組合の意向を十分踏まえながら、今後のすすめをさせていただきたいというように考えております。

○議長（草加信義君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本芳克君） 山本議員お尋ねの確認書の件でございますけど、この件につきましては、26年3月に財産処分に関する協議書を交わしまして、基金については建物の解体工事に要する費用に充てるため、和気北部衛生施設組合基金条例第5条の規定に基づき処分し、その費用を和気町へ譲渡するという事で協議書を交わしておりましたが、その中で各市町において疑義が生じたため、協議の方を行ったものでございます。その協議の調整ができましたので、その内容について確認書で、協議書を補うためにその確認書を交わしたものでございます。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） はぐらかしの回答にしか思えません、確認書へ赤磐市、備前市へ残った金額は配分するということが書いてあるのかどうか。確認書を、そんな大事なものがあれば、議会へ報告すべきことではないでしょうか。それが報告できないというのは、一般論とすればこれは密約ということになります。そういうことを議会軽視の中でやってもらうということは我々も同意できませんし、この和気町の合併特例債を使って赤磐市、備前市へ残ったお金を返すという、これは絶対許せません。これは、最初から私言っているわけでございますし、もしこのことがきっちり話ができとんのであれば、これこそ返還しないという確認書を3者でつくってください。当然、そうなれば議会の方も議決もできると思います。そのあたり再度お尋ねします。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） このことについて先ほど最後までお答えすればよかったんですが、いわゆる建物の解体部分については、可燃物の処理等があるし、不燃物の処理等もある、そして浸出水の処理等、車庫等があります。これらの全ての解体が終了した時点で組合基金条例の適正閉鎖と考えておりますので、このことを和気町としての見解と判断し、今後備前市、赤磐市と十分協議を行ってまいりたい。ですから、和気町が返していくとかというのは今のところ、文章的にはあるかもしれませんが、適正閉鎖というのはいわゆる今の建物の残存部分でございます。こういったものが適正に閉鎖されなければ処理は終わらない、その時点でいわゆる金銭的な処理もあわせて行うという考え方を持っていますので、その辺のご理解をいただきたいというように思っております。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） わかったようなわからないような何かごまかされたような回答にしか感じないんですが、あと倉庫やいろんな施設は和気町が独自で使うわけですから、それを改修するまで本当に分配せずにいけるんでしょうか、そのあたりと。

今までは私の質問の回答に対して、赤磐市、備前市へ余った分は返還するんだという回答でございましたが、今回は回答しないという意味にとれる発言ですが、赤磐市、備前市へは合併特例債を使って債務を得たものを余ったからといって配分はしないということをここで明言していただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。明言していただければ、確認書までつくる必要もないのかなというふうに思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 返さないと言ってるんじゃないでございますので、今交わしておる書類の中で組合の基金の適正閉鎖、基金条例の適正閉鎖というのは、いわゆる全体が閉鎖される時点、既存の建物の部分で最終的に処理ができる、その時点が適正閉鎖と考えておりますので、その時期においてはそれぞれの処理を備前市、赤磐市、和気町という形で、3者で処理をさせていただきたいということで、その文書の中に適正処理というのがありますので、それにのっって今後肅々と進めてまいりたいというように考えております。

（4番 山本泰正君「この確認書の提出はしてもらえるんですか、してもらえんですか、それだけは確認させてください。議会へ報告はないんでしょうか」の声あり）

確認書の提出が議会へされてないということでございます。

今後そういう場合で、確認書については当然3者で交わしておりますので、確認書について提出することについてはやぶさかじゃございませんので、提出させていただきます。この会が終わった後でも、確認書の配付についてはさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 4番 山本君。

○4番（山本泰正君） わかったようなわからないような回答でございます。

私は、和気町の合併特例債を使って、それを解体事業に充当して余った部分を赤磐市や備前市へ配分するというのは絶対反対でございますので、それは申し上げておきます。

市町村合併によりまして一部事務組合の運営にひずみが生じて、運営が非常に厳しいというのは我々も十分認識いたしております。状況に変化があれば、密約ではなく確約書をすれば、確約書を議会へ報告するとか、議会からもいい意見もあるかもわかりませんので、二元代表制のもとに和気町のため、和気町民のためにぜひとも報告も願ひながら、和気町の将来に禍根を残さないように最善の努力をしていただくことをお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（草加信義君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

次に、6番 西中純一君に一般質問を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

まず、私は1番目に石生地区にある和気町総合グラウンドは売却するののかということで質問をさせていただきたいと思います。

和気町のグラウンド、石生のグラウンドですが、昭和52年だと思んですけど、それぐらいにその整備をしたということでございます。途中、拡張のために池の中にあつた照明用ライトがあつたと、その部分まで土で埋めて今のような状態になる。そして、後に学校法人創志学園がグラウンドの土とかそういうピッチャーマウンドっていうんですか、ブルペンという、その手入れについてもご援助、相当の額いただいたということを聞いて

ております。そして、今に至るあのグラウンドになっているということでもあります。聞きますと、硬式野球の公式戦、そういうふうには使えないってということで、いわゆる練習用グラウンド程度に野球なんかでも使えるというふうな状態であるということです。バックグラウンドがたしか2つあって、照明も4カ所ぐらいですか、あったというふうに思います。

そのグラウンドですが、今回の学校統廃合により石生小学校、そして幼稚園の跡地問題、これに絡めて石生のその総合グラウンドも一緒に処理しようという考え方がありそうです。これは9月の前回の議会、9月の議会補正予算の審議のときに土地や学校に絡めてグラウンドについても土地鑑定評価、そういうふうなものをすると、そういうことをお聞きして、売却の考えがあるということで大変びっくりしたというところでもあります。池を埋めてまで整備をしております。そして、その石生地区の池でございますが、和気町民全体の財産でもあるということでもあります。ですから、先ほどスポーツ振興のことも言われましたけども、そう軽々にこれを売却というふうには私はならない、慎重にやはり考え方をまとめていく必要があるのではないかとこのように思います。そういうことで、学校跡地でもないその和気町のグラウンドをなぜ売却するのでしょうか、そのことについてきょうお答えをいただきたいと思います。

佐伯のグラウンドについても、利用状況について回数等を教えていただきましたところ、和気のグラウンドが269回、いろいろなグループが利用していると。それから、佐伯のグラウンドが163回、これが平成27年度でありますけれども、利用されていると。佐伯の方はやはり面積も狭くて、外野の方向ってというのは非常に山が迫ってる、かたい岩盤があるように思えます。拡張については相当難しいんじゃないかなというふうに思いますが、仮にです、私はそれを必ずしもいいとは思いませんが、売却したとして今後町民のスポーツ要望に応えられるんであろうかということです。もしそういうふうにする、仮に売却するとしたらば、その代替施設としてもう一つ町内にグラウンドを準備するのでしょうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

また、跡地検討委員会は報酬について規定しているだけで、残念ながら権限が非常に明確でない、条例をつくっていない、これは非常に問題だったと思うんですが、それは今後どうなっていくのか、どうこの跡地検討委員会、対応していくのか。また、利用者には、利用者の方があの表によると十何件、和気グラウンドだけでもあったと思いますが、どのように説明していくのか、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず第1問目、よろしくお願ひします。

○議長（草加信義君） 社会教育課長 山崎君。

○社会教育課長（山崎信行君） それでは、西中議員の3点のご質問にお答えいたします。

まず、学校跡地でないグラウンドはなぜ売却するのかということでございますが、これは小学校の統廃合により、平成29年3月末をもちまして4小学校が閉校となります。その後の使用案を検討していましたところ、和気総合グラウンドを使用しております環太平洋大学から石生小学校、石生幼稚園、また和気総合グラウンドを一体化して活用できればとの意思表示がございましたので、検討いたしますが、今後は地元の方々の検討委員会におきまして協議するものでございまして、結果は今のところは全然出ておりません。

次に、佐伯グラウンドだけでは町民全体の要望に応えられないのではないかと、代替地は準備するのかということでございます。

現在和気総合グラウンド、佐伯グラウンドの使用状況は、平成27年度におきましては和気総合グラウンドが年間248日使用、佐伯グラウンドが年間160日使用でございます。また、8割方は町体育協会、スポーツ少年団等の主催事業ではなくて、一般のチーム、町外のチームも含みますグラウンドの使用であります。ということから、佐伯グラウンドのみでも町主催、体育協会主催、スポーツ少年団主催の行事は実施可能だと思われま。しかし、佐伯グラウンドも老朽化が進み、正規の野球場の規格ではございません。野球愛好者からは新設のグラウンドを望む声も聞いております。これが2点目でございます。

次に3つ目、跡地検討委員会はどうか対応してるのか、利用者への説明はということでございますが、跡地検討委員会が一番大切な機関だと思いますので、今の石生小学校の状況、環太平洋大学から希望があるという状況を石生地区の4区長へ伝えております。今後、石生地区学校・園跡地利用検討部会におきまして検討していただき、その結果を踏まえて体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進員等の関連機関に説明会を開いて学校検討部会におきまして検討したい、そこで出た結果についてご説明いたします。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） かなり具体的な名称が出てきたということなので、じゃあもう一度だけお聞きしたいと思いますけれども、やはりそういう創志学園というのが、私も調べてみましたところ、環太平洋大学、それから創志学園高等学校、クラーク記念国際高等学校、それから東京国際ビジネスカレッジというんですか、結構、もっとあるんですけども、ニュージーランドに国際大学、IPUニュージーランドだとか、これを見てみると、15ぐらい大きいというか結構広くやっている学園だそうです。そして、今では鶴飼谷温泉のプールとか、それから和気ドームですか、そういうところまで利用していただいているというように聞いております。確かに施設を利用していただくのは結構なことだとは思いますが、やはり先ほど申しましたように、町民のそういう要望に佐伯グラウンドではいかにもちょっと無理じゃないかなと、見た感じでは、本当にそれは思うところがあります。

ですから、その点で今後、今後です、そういうどうなるかわかりませんが、そういう要望を満たしていくためには代替施設、それぐらいはちょっと考えていかないと、売却というのはやっぱり最後の手段じゃないかなというふうに思います。徳島へ昨年視察に行きましたけど、ほとんどが住宅とか事務所に貸しとるとかというのにしても、無償で貸与してるというのがほとんどでございます。その点で、今後展望といいたいまいしょうか、町民からそういう要望があれば、そういうもう一つのグラウンドについても考えるというふうなお考えがあるのかどうか、教育長あるいは町長でもその点だけ教えて、お答えいただければと思います。よろしく願います。

○議長（草加信義君） 教育長 朝倉君。

○教育長（朝倉健作君） 今、グラウンドのことで質問がありましたが、今環太平洋大学からそういう希望が来ておることを、教育委員会が提供を今しております。石生地区の方々に本当に来てもらってもいいのか、どうしたらいいのかということで、今後検討をしていただくということにしております。もしそうなった場合には、今の我々としては本当に町民が望むグラウンドがぜひということになれば、そこで考えさせていただくというふうになると思います。

前に草加議員が言われてたと思うんですけど、町が合併してからそういうグラウンドだとか、いろんな2つも要らないんじゃないかと、一つに絞った方がいいんじゃないかなというご指摘もいろいろあって、いろんな施設についてもそういう考えでやっておりますので、もしどうしてもそれができないなら改修、いろいろのことやいろんなことで今後対応していかなければいけないかなと思っていますので、よろしく願います。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） ですから、やはり今言われましたちょっと複雑になるんで、学校の跡地問題ということになると、地元の要望が本当に一番重要になっていくことだろうと思います。もし、寂しくなるから、いわゆる石生地区の振興のためにそういうことを誘致しようということになっても、結果としてそのスポーツの関係だけになって、地元にとってそんなにメリットがないというんですか、そういうふうになると失敗したなということになる場合もあると思うんです。ぜひともその辺について慎重に本当にそこは跡地の検討委員会でも検討していただきたいと思うんですけども、何しろ先ほど申し上げましたが、もう一つだけお聞きします。

権限が跡地の検討委員会には出てないんです。あれは報酬っていうか、日当かなんか出すための規定かなんか

が出ただけで、そういう検討委員会の条例というものはつくってないんです。その点はどうなんですか、今後は総務部総務課が跡地については検討するという事なんですけれども、その辺の跡地の条例、これは通告してないですけど、どういうふうなお考えなのか、その条例とかそういうものはもうなしでいくのか。そうすると、もうかなりそういう向こうの成り行きというたらおかしいですが、今の状況が進んでいくんじゃないかなと私は思ってるんですけども、石生地区の方の意見というのいろいろあると思うんです。そういうことも含めて、もし町長か総務部長か、お考えがあればいただきたいなと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 地元の検討委員会が法的拘束力がないということでございます。

施設自体が今は行政財産でございますが、新しく統廃合が終わりますと、いわゆる行政財産から普通財産に変わってまいりますので、それからは所管は町長部局になってまいりますので、そこで組織をつくりながら、これからの後処理の問題を検討してまいりますので、それがいろいろ検討する中で条例が必要かどうか、検討委員会というのが条例で位置づけをしなければ拘束力がないというようなことも、十分法的拘束力があるかないかというそういったことも踏まえて、今後の説明をさせていただきたい。

そして、地元意向が一つの方向性で最終的に検討委員会が、我々が責任を持つと言われるならば、双方のキャッチボールはもうそれ以上はできないんじゃないかなと、地元意向が一番最大だということに考えております。法的な拘束力については、十分検討しながら処理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） じゃあ、そういうことなので、ぜひともこのグラウンドというのが本当に石生地区にあるということもあるわけですけど、町全体の財産でもある。スポーツ要望にもぜひ応えていかないといけないというふうに思いますので、そこら辺は十分慎重に判断をして、本当に石生地区が衰退しないように、そして和気町のスポーツ要求が満たされますように、ぜひともうまく処理をしていただきたいというふうに思います。最低限売却するのであれば、やはり代替施設がなければだめなんだというふうに私は思っております。よろしく願いいたします。

次に、質問に行かせていただきます。

次は、今月は人権週間というんですか、そういうことで、3日にもそういう講演会もあったようでございます。人権条例に基づくそういう事業です、これについて、これを制定するときにも非常にいろいろな議論があったようでございます。平成9年にこれを制定している。この条例っていうのが、ちょっと読ませてもらいます。目的というのがありますが、この条例は人権尊重のまちづくりに関し、町及び町内に暮らす全ての者の果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題をはじめ、子供の問題、女性問題、障がい者問題、高齢者問題、在日外国人問題と全ての人権問題解決への取り組みを充実することによって差別のない、真に人権が尊重される社会を実現することを目的とするというふうに目的を第1条にうたっているわけでございます。

それで、今まで、今実は国の方でもその差別禁止法というんですか、そういうふうなものが参議院をもう通過したようでございます。共産党はそのことについては反対をして、特別扱いのそういうものはもう終わりにするべきだと、このことによってまた再びそういういろいろと人権尊重と言いながら、問題のあるその確認会とかそういういろんなものがありました。そういう負の遺産といいましょうか、そういうものがまた復活してくるのではないかと、非常に今の法律案は問題があるというふうに思っているところであります。

ちょっと余談となりましたけれども、それで同和对策事業というのが昭和44年、1969年に始まって、いろいろ延長、延長となり、2002年ですか、平成14年ですか、終了するという事で、それでは施策ができないということで、平成9年にこの人権条例ができたものと思っております。今までそういうことでやってきた

わけでございますが、多くの自治体では終結宣言というものもやってきた。その中で和気町はこの条例をつくって、隣保館管理の事業です、それから集会所管理、それから人権啓発事業などを実施してきたところであります。現在でも、大体都市によって若干上下ありますけれども、約3,000万円ほどの予算を使っているところでもあります。それで、運動団体の補助金としては約300万円、それからその旅費です、研修旅費等に約200万円を計上しているところであります。でも、この運動団体の補助金や旅費を支出している自治体はほとんど、岡山市も平成二十何年に、ちょっとはつきり覚えてないんですけども、数年前に廃止したと思うんですけども、岡山県内でまだそういうものを支出している団体が、地方自治体がほかにあるのであろうか、そのことについてお答えいただきたいと思う。また、この成果はこういういろいろな施策、人権条例に基づく施策は成果が出ているのであるかと、差別解消にこのことが寄与しているのかどうか。

それからまた、内容について決算でもあえては出してこない。私が請求すればまた出してくれるんでしょうか。情報公開の請求をすれば出してきている、出していただいております。しかし、黙っておればそういう報告もない、なぜ報告しないのでしょうか、その点についても教えていただければありがたいと思います。

最後に、27年度予算の一般会計の決算で集会所管理費の270万円余りありましたけど、そのうち今回は139万円、不用額が半分以上出ているわけでございますが、これあたりは、そういう使わないのであれば減額すべきじゃないのかなと思ってますので、その点についてもお答えをいただきたいと思います。

とりあえず、以上。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 人権条例に基づく事業はいつまで続けられるのかということのご質問で回答させていただきます。

部落解放同盟和気町協議会との共同による人権同和教育啓発の推進は、和気町独自の取り組みであります。差別の現実から深く学ぶ、町協議会の運動は和気町が目指す人権尊重のまちづくりと合致するものであります。これまでの成果といたしましては、町協議会、学校、行政の三者がスクラムを組み、毎月第3金曜日に藤野会館で行っています部落解放同盟和気町協議会三者交流同和教育研修会があります。今月で478回を迎え、差別を見抜く、見逃さない、しない、させないをテーマに自らの体験を語りながら人権問題解決の実践力を身につける企画参加型の研修会であります。この取り組みは全国的にも評価されており、お互いに人権感覚を磨くことで、町民一人一人が人権尊重のまちづくりの担い手として明るい、住みよい和気町の実現を目指すもので、今後も心理的な差別が存在する限り、ともに研修、啓発を重ねてまいります。この取り組みにつきましては、今後も議員皆様を初め、広く町民に報告してまいります。

次に、教育集会所及び教養館の管理運営につきましては、これまで対象地域の自立に向けた意識改革と文化、教養、教育向上に有効に活用されてまいりました。維持管理につきましては、それぞれの施設が老朽化しており、利用状況に合った予算措置を行いながら適正な管理運営に努めてまいります。

また、国では現在もなお部落差別は存在するとの認識を示す中、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない、解消することが重要な課題であると規定した部落差別解消推進法が衆議院、参議院の本会議で可決されております。この理念法の制定により、国や地方公共団体の責務として相談体制の充実や教育啓発、実態調査を実施するよう明記されており、和気町が制定する人権条例の規定と同じ内容であります。このことから、和気町に暮らす全ての者はともに力を合わせて真に人権が尊重される社会の実現を目指して引き続き研修、啓発に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、県内市町村の運動団体への支援状況についてであります。県北部エリアで3市町、県西部エリアで3市町あると把握しております。なお、支援の内容については、詳細は把握しておりません。また、市町名についても控えさせていただきます。



最後に、27年度の決算報告で半分以上の不用額になっていることについての回答をさせていただきます。

当集会の研修講座の参加者の方が高齢になって、参加人数が減ったことによりまして講座等の開催が減ったことに原因がございましたので、これにつきましては、現状を把握しまして予算措置を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） 成果といいましようか、それがこれからは報告は何か今後いろいろとするようなことは言われたんですけど、そういう講演会もいろいろとやられているようでございます。

差別の実態から学ぶということですか、差別の現象から深く学ぶというふうに言われたんですけど、その辺本当に成果が出ているのか、その辺がよくわからないわけでございます。町の広報には何か作文出したり、いろいろ啓発のページが出てるんですけども、なかなかそういう問題っていうのは出しにくいのか、ほとんど私たちにはよくわからないというところでございます。ですから、今の状況では、やっぱり和気町の場合はそういう同和問題がちょっとタブーになってるというか、取り上げてはいけないような、触れてはいけないような、そういう雰囲気があるわけでございます。その辺については、そういう今後どういうふうに変更されるのか。特に成果出していないということも含めて、タブーになってはいけないというの、ですから研究というふうなものは、私たちはもう本当手弁当で自主的にやられたらいいんじゃないかなというふうに思っているわけなんです。それをわざわざ300万円の補助金及び旅費200万円を出して、研究についても援助してるということだろうと思うんですけども、なかなかそれがよく私は理解できない、タブーになってる。やはりその感想として、その地域は違うんだとかそういうふうな感情が出てくる今のやり方じゃないかなと思っています。その辺については今後どういうふうに変えていかれるのか、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 総務部長 岡本君。

○総務部長（岡本裕之君） 成果、成果というふうにおっしゃられますけど、先ほども申しましたように、三者交流同和教育研修だとか、地域啓発の研修ということで、いろんなところで住民、町民一人一人が生きがいを持って暮らせるよう、差別が許されないようなというような共生社会を目指しながら、自らの生き方を問題としているような参加型の研修やら、それぞれの家庭学習、学校教育、社会教育が密接に連携しまして、町民が一体となって身近な生活の中で人権意識を高めるよう今も続けておりますし、このことは重要な、大切なことでありますので、今後とも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） やはりその差別というか、そういう厳しい現実学ぶということ、それをいわゆる排外主義というんですか、同和地区以外の方がその差別者だというふうな考えでは差別の解消に私は向かっていかないというふうに思います。新しい法律ができたわけでございますが、町内の人が本当に仲よく、いわゆる融和できるというんですか、そういうあり方がやはり本来的なものであるもので、特別扱いのこの人権事業というものは私は廃止すべきだというふうに思っております。ぜひそういう要望をしたいというふうに思いますので、その要望を述べまして、この件については終わらせていただきます。

最後の、もう時間5分でございますけれども、学校のスクールバスの関連、ほかの議員も言われたわけでございますが、和気地域にもこの来年4月から運用されるわけです。バスが5台、ワゴン車が4台だと思います。今、PTAを通じてバスの停留場所、時間など確定しつつあるようでございます。運用については、バスが派遣会社の資格を取得した運送会社で5年契約で契約をしていくということです。それから、ワゴンについては単年度の契約にするというふうに聞いております。

それから、私は委託よりも、かねてから直営にして臨時職員、賃金職員でやってもらった方が学校の学習対応とか要望にも対応できるというふうに思っていたところであります。PTAからも要望が出ているというふうに思い

ます。ちなみに、和気小学校の方から放課後の水泳特訓とか陸上特訓の帰り便、放課後学習する子、しない子、それぞれの帰り便とか、夏休みサマースクールの水泳練習する子に対する対応だとか、参観日の保護者往復便等々、いろいろと出ておりますけれども、基本はスクールバスはやはり学習とかそういう観察とか、そういうものに使うのが基本だと思いますけれども、その運用についてどのように、通学以外の運用について考えておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） スクールバス、スクールワゴンの運用について答弁をさせていただきます。

今議会の開会前日の12月6日、第6回の学校・園統廃合準備委員会を開催しまして、通学方法について提案をいたしております。議員も傍聴いただいておりますので、内容についてはご存じかと思いますが、スクールバス、ワゴンの運行ルート及び停留所をご確認いただきました。また、11月15日付で各小学校、幼稚園の保護者宛に統廃合に係るスクールバスの取り扱いについてのお知らせを添付させていただいております。

スクールバス運行についての説明では、登下校、学校授業、学校行事、行事としましては放課後学習、放課後水泳練習、放課後陸上練習、午前中にある夏期水泳練習及び夏期補充学習がございます。また、運行ルート上の学童保育への降車と記載いたしております。

委員から、PTA部会から要望が上がっている地区水泳のバス利用について、当日も質問がありまして、運行ルート上で地区水泳のバス運行をすると回答いたしております。

なお、契約方法についての要望をいただいたことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 6番 西中君。

○6番（西中純一君） そういういろいろとやとられるということですが、契約については決まりということですか、いわゆるバスは委託。それから、派遣、単年度ですか、ワゴンはということですか、これは委託ではないと。それだけちょっと。

○議長（草加信義君） 教育次長 今田君。

○教育次長（今田好泰君） 先日の債務負担のところでご説明をしましたが、スクールバスについては5年の委託契約、それからスクールワゴンにつきましては単年、来年度では単年で実施するというに予定いたしております。

○議長（草加信義君） 6番 西中君、時間がありませんので、答弁席で締めくくりをお願いします。

○6番（西中純一君） 時間がありませんので、まとめます。

やはりバスについて、それからワゴンについて、子供たちの勉強が保証できるように、ぜひともいろいろな方法の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（草加信義君） これで、西中純一君の一般質問を終わります。

場内の時計で、2時半まで暫時休憩といたします。

午後2時14分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 山本 稔君に質問を許可いたします。

1番 山本君。

○1番（山本 稔君） それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の方からは3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、広域公共交通についてでございますが、今までも同僚議員がたびたびデマンド交通、デマンドタクシーについては不便だとかいろいろ問題があるということで、質問を重ねてきておると思われます。現在もなお、デマンドタクシーについてはルートが少ないとか行きたいところにすぐに行けないとか、いろいろと問題があると聞いております。

それから、同時に赤磐の市営バスなんです、このたびから運行が始まっております、乗車をされている人数が少ないにもかかわらず、先ほど町長の答弁で3年ぐらいまで続けていくということでございますが、利用が少ないので、分担金まで払って赤磐市と合同でやっていくのはちょっとどうかと、問題視されると思います。もしこのまま続けていくのであれば、その市営バスをどういうふうにご利用するか。

それから、和気町でその市営バスについての利用方法を、赤磐市の方にこういうふうな利用をしたいんだという考えを表明して、両方でうまく使っていくようなことが考えられるのであれば、そのようにしていただきたいと思うのでございますが。まだまだ町民の方のニーズに合った交通手段が確立されていないように思いますので、これからそういうふうなニーズをどのように収集して、それからその今の交通に生かしていくのか、ご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

山本 稔議員からの質問で、公共交通、デマンドタクシー、赤磐市営バスの利用とその問題点ということで、ご質問をいただきました。

和気町の交通手段、公共交通を必要とするいわゆる交通弱者は、高齢者で移住地が点在しており、そういう状況ではございます。そういった中で、これまでのアンケートからも和気町に住みにくいと思う理由について、買い物、通勤、通学に不便だからという回答が一番多く、町の行政の中で今後特に力を入れてほしいと思う問いには、公共交通機関の充実という回答が上位でありました。こういった経緯も踏まえまして、平成19年からデマンドタクシーが和気エリア、その後21年からもう全域でということで進めております。

しかしながら、運行後、来年10年を迎えるに当たって利用者の高齢化が進む中、乗り合いのための送迎時間が定まらないであるとか、予約運行のため緊急利用に対応できない、障害者の利用に制限があるなど、課題も多うございます。特に山間部への送迎対応につきましては、送迎時間のロスや道路の狭い箇所により利用者の自宅まで乗り入れができない状況もございまして、乗車定員がいっぱいでないにもかかわらず、予約がとれない状況が現在も続いております。そういったご指摘を日々いただいているような状況でございます。

また、赤磐市広域路線バス、赤磐・和気線につきましては、昨年10月より備前片上バスの廃止に伴う代替手段として開始しております。現在利用されている方につきましては、他の代替手段がない方が大部分であることから、運行につきまして赤磐市及び和気町の公共交通会議において、平成32年3月までの計画となっております。

このバスにつきまして、乗降調査の結果から見ますと、まず周匝発の朝1便の利用が最も多く、和気駅発では午後の便に集中している状況です。片道利用の方と往復利用の方はほぼ半々であります。特に利用目的につきましては、通院、通学、JRの乗り継ぎのため利用される方が大半であります。また、利用頻度につきましては、週二、三回利用する方が多いようであります。特に利用者からの声として、増便や休日運行の要望等もありますが、今後の運行につきましては、事業主体の赤磐市と意見交換を行いながら進めてまいりますし、特に和気町の負担という部分も、先ほど議員もおっしゃられたとおり、そういったあたりの調整も必要になってこようかと考えております。

ただ、これからにつきましてでございますが、現在和気町では和気町地域公共交通網形成計画の策定作業に入っております、この年末の広報「わけ」の配布に合わせまして、全世帯を対象とした日常生活における移動に

関する実態調査を行い、現在の和気町におけます公共交通に対する意見や今後の移動手段に対する要望を取りまとめていく予定であります。そして、デマンドタクシー等の乗降調査も引き続き行い、またタクシー事業者へのヒアリングも密に行いながら、町内公共交通網の効率的見直しの検討をやっていく上で、ただいま進めております地方創生やまちづくりのメニューと連携した多面的かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも町民皆様の貴重なご意見をいただきながら、あり方を、実態調査を今年度中に取りまとめて、来年29年度において新たな計画を策定し、30年4月には新たな交通体系のスタートを切る予定で計画いたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 先ほど山本議員からのご質問がありましたいわゆるデマンドタクシーとか、それから赤磐との委託、受託のバスにつきまして、乗るためのいろいろなアクセス、いろんな問題があつてなかなか住民のニーズに合っていないということでございます。今度デマンドタクシーの見直しを考えておるんですが、地域交通は今年度から来年度に向けて計画をいろいろ意見を聞きながら、3年目からの実質稼働というような、ちょっと長いスパンなので、今後どういうふうにしていくのが一番いいのかというのが、スクールバスを7台、それからワゴンを学校関係で4台、計11台購入するわけですが、これを陸運局の認可をとりながら赤磐方式で通学の送り迎え等については時間帯ですと。あとは、時間帯を設けて、停留所を設けて今のデマンド方式ではなしに、停留所を設けたバス運行をやっていくと。デマンドタクシーが、家まで行くのにいろんな形で交通アクセスと、それから言われる家が十分認識できないから時間がかかる、そういった関係で全くもう時間が正確でない、それですら電車に乗ろう思うても乗れない、そういったことの不満が多いわけなんで、陸運局の認可をとってバス7台、スクールバスなんですが、ワゴンの4台、これもスクールバスなんですが、これを赤磐方式のいわゆる定期バスで動かすということも検討を視野に入れないと、今の交通体系では、デマンドではなかなか町内住民のニーズが十分把握できないというのが現状でございます。十分これから、デマンドは2年検討するというんですが、もっとスピード感のある形で検討させていただきたい。ぜひスクールバス等の運行を陸運局の認可をとりながら進めること。

それからもう一つは、赤磐市営バスのことなんですが、これについては特に佐伯地域の旧塩田地域がこちらでの人の動きが全然ない、赤磐の福田、周匝という方向への流れなんで、あっちを止めてしまうと、赤磐から脱退して止めてしまうと、もう塩田地域の人が動けないという、これも前からの声なんですが、前の結局片鉄バスについても回数が少なく不便だと。今回も回数が少ないんですが、これを止めてしまうと塩田地域の人には動けないというのが状況です。商品、買い物全部福田、周匝へ流れておる、この状況があるんで、この辺の実態を十分踏まえた形での交通体系を考えないと、今度はそこからまた不満が出てくる。スクールバスとかスクールワゴン動かすことについては、町内しか動かない、町外へ出ることはもう赤磐の交通対策会議、そして備前へ出るためには備前の交通対策会議の許可を得なければ町外へは出れません。特に備前、赤磐とも、旧佐伯地域からは赤坂へ出る便と、それから熊山へ出る便を、熊山の宇野バスの停留所へ出ると、つくれと。それから、こちらは市立吉永病院へ出るバスを認可をとれと言われるんですが、赤磐もそれから備前市も交通会議で認可をいただけません。それはなぜかという、タクシー会社が反対でございます。タクシー会社がもうそれをやられると、我々はタクシーの運行が、採算が合わないということで、特に飯掛あたりからが今いわゆる運送タクシーか何かいろんな、自分らで、自前でつくったのも吉永タクシーが反対して、和気のデマンドをあそこへ入れることについて反対なんです。ですから、飯掛、牛中あたりが和気のデマンドへ入れてほしいといって吉永から備前市へ要望するんですが、もう頑としてタクシー会社が聞かないということで、ああいう運送をやっている状況です。

ですから、赤磐、備前へのアクセスをつくることはこれから十分隣の市との協調性を得ながら粘り強くやらなきゃいけないことは当然なんですが、今のところそういうことで、デマンドでは皆さんが時間がかかって、電車

にも何にも間に合わないというのが大きな声でございますので、ちょっと今の交通の計画についてはここ3年ぐらいかかるんでございますが、その辺をどうにかスクールバス7台、それからワゴン4台の陸運局の認可をとりながら、赤磐方式の運行ができるかどうかということを検討課題としていきたいというように考えております。

ただ、これも実施できるかどうかということについては、これから十分検討させていただかないと、今のところまだ陸運局、そしてそれから教育委員会の方の学校の運行との時間調整というのがありますので、十分調整させていただいて、その辺が主要道路だけはいわゆるスクールバスを代行で、時間設定をしながらバス停を設けて走れるようなことも検討を視野に入れていきたいというように考えておりますので、十分皆さんの意向をこれからも聞かせていただいて、住民の声が入るいい交通体系にしていきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） 答弁ありがとうございました。

赤磐市にデマンドタクシーは乗り入れていただきたいというお願いもしようかと思ったんですが、タクシー会社等の反対でそういうのが難しいということであれば、これからもその乗り入れができるような方向で粘り強く交渉をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして和気町の広報についてということでお尋ねをしたいと思います。

最近、岡山県では知事がテレビなどを通じて岡山県のPRを盛んに行っております。我が和気町でも、前回の質問でインターネットのホームページをもう少しわかりやすくして和気町の宣伝ができるようにしたらどうかということをお願いをしておりましたら、今のホームページは大変いろんな項目がありまして、和気町の宣伝がなかなか行き届いているんじゃないかと思っておりますが、まず和気町というのを知っていただかないと、そのホームページにもアクセスしないということでございます。今、和気町で有名ということであれば、消防団が日本一、何回かとなっておりますので、消防団では全国でも有名な和気町ということになっております。

最近、トラックの荷台とかバスのボディに市町の宣伝を書いて走っていくようなことがはやっているようでございます。その点について、我が和気町にもそのトラックの荷台とか、それから町のライトバンですか、宣伝を入れた車が1台走っております。そういうふうなことで、清麻呂太鼓のトラックとか、和気町の長距離のトラックの荷台等を利用して、和気町のPRを全国に向かって発信してはどうかということを考えております。このような方法でどのくらい経費がかかるか、ちょっと私も計算してないのでわかりませんが、月々の契約であるとか、それから1台貸し切って全部の値段でやるとか、そういうふうな方法で交渉ができると思いますので、その点についてできるかどうか、考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） まち経営課長 立石君。

○まち経営課長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の和気町の広報について、トラック等の荷台を利用してPRできないかというご質問でございますが、内容につきましてはラッピング広告といいますか、ラッピング広告による情報発信のことではないかと思いますが、ラッピングにも方法がございまして、今その広告を情報発信したものをフィルムで張る方法と、それから直接車体に塗装する方法等がございまして。現在多くの自治体で自己所有の車両、乗用車にラッピングをして情報発信をしている事例も多く見られます。先ほど議員がおっしゃられましたように、和気町におきましても、電気自動車1台にラッピングを施しまして、情報発信を行っておるところでございます。

現在、全国的な状況でございますが、岡山県内でいいますと、倉敷市がアニメのロケ地、倉敷市の児島では、市内の循環バスにラッピング広告を年明けに予定をされております。それから、岡山市の方ではトラックのラッピングをこれも検討予定ということで、近くで高知県の方では貸し切りバス等に、バス事業者に対しまして委託を行いまして、高知家という広告を行っておる事例がございまして。

このラッピング広告につきまして、メリット、デメリットというものが当然出てくるかと思うんですが、メリットといたしましては当然インパクトがある、見た目にそういうことがはっきりわかるということがあるんですが、デメリットといたしまして、どうしても走行中の場合で非常に見にくい、特に文字が見にくいというような面が出てくるかと思えます。

それから、費用のことにつきましては、委託形式によりまして車両の使用料、媒体使用料です。それから、ラッピングフィルムの施工費用、それからデザインの制作費用、それからそのフィルムの解約時の剥離費用、その他経費等多額な経費が出てまいります。事例といたしまして、媒体ボディの大きさにもよりますが、バス等でもいいですと、初期費用を含めまして、全国的な事例で申しますと150万円から約250万円の経費がかかっておるようでございます。他の事例、それから費用対効果等、それからこちらの事業に補助金が充当できるものがないと、そういったことを確認しながら十分検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） いわゆる町のPRということで、和気町ではわけまろくんとフジコちゃんとそれからタンタンを自動車に描いた乗用車1台は走らせておるわけなんですけど、いろいろとこれからも工夫しなきゃいけないとは思っています。

それから一つ、これは提案ですが、和気町がプレートを発行してる、50ccから125ccのいわゆるプレートで和気町独自のデザインをつくって、募集をしながらそれをつけていく、それが和気町の一つのPRにもなるということがあるわけなんで、これについては今ここですとかしないとかということとははっきりは言えませんが、そういう方法も、軽自動車の50ccから125ccは和気町独自のプレートをつくることのできるわけなんで、これのデザインを、十分和気町が発信できるデザインをつくるのが可能ならば、これによってプレートデザインをつくり、そしてそれをプレートをつけていくという方法が一つありますので、この点について十分検討をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

それじゃ、ラッピングについては今後検討していくということですが、もうやっていくような方向で検討していくのか、どうしてもやってほしいということで、お願いすればその方向でいくのかどうか、これだけ一つお願いします。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） もう意向は十分わかりましたので、内部調整をさせていただいて、私一存でやりますと言うと、そんなことできるかという職員からの何があるんかもしれませんので、その辺は町の政策会議等で提案もいたしながらまとめていきたい、そういう方向で進めたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

いいことだと思いますので、なるだけ現実味が帯びて、できるようにお願いしたいと思います。もう町の運送会社に頼めない場合は、町の公用車でも結構ですので、できるだけ宣伝ができるようにお願いしたいと思えます。

それでは、3つ目の町の防災訓練についてでございます。

この防災訓練についても、同僚議員から何回か質問があったと思います。私たち議員もこの前の研修で防災についてテレビでおなじみの山村さんの方からご指導をいただきまして、防災とはどういうことかということでお

聞きしてきております。防災は災害を防ぐということなので、今までの防災訓練については、災害が起きてからの対応でございますので、そういう訓練も必要でございます。ですが、その訓練にあわせて防災のための勉強とか、どういうふうにすればその災害が起きたときに人命が確保されるかというようなことをテーマに取り組んでいただきたいと思います。今度の1月の防災訓練も今までと同様に避難訓練で終わるのではないかと思います。こういうことはずっとやらなければいけないんですが、災害というのは明日起きて、今起きてもおかしくないのが災害ということなので、それに対応するように常日ごろから準備が必要だと思います。我が家においても、この前の防災のことでやっぱり今までのちょっと甘さというのを覚えまして、非常用の持ち出し、それから水の備蓄等を始めました。ですから、そういうふうなことを地区ごととか、それから町全体の方で取り組んでいただいて、年に1回防災訓練をすりゃええということになしに、年に数回行うとか、何回もやるのはまた大変でしょうから、この年はここを中心にやるとか、この年はこっちを中心にやるというような格好で取り組んでいただいたらいいんじゃないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） それでは、失礼いたします。

山本 稔議員からのご質問でございます。

これまでの町の防災訓練がマンネリ化していないかという面でございます。

今年度の防災訓練は台風の影響で中止になりました。先ほど議員からも紹介がございましたが、来年1月15日に告知放送を使った情報伝達訓練を行う予定であります。今回の広報の方で周知してまいりたいと思っております。この訓練につきましては、地震発生時に情報伝達をスムーズに行うためのもので、有事の際の告知端末の操作になれていただくというものも想定しております訓練でございますので、ご了解をいただきたいと思っております。その日にあわせて、各区の自主防災組織からの要望がありましたら、自主訓練の実施もお願いをしております。特に各区の自主訓練につきましては、東備消防組合の協力を全面的にいただきながら対応してまいりますので、しっかり全体の訓練にあわせて52区それぞれの訓練をお願いできるようにこれからも啓発してまいりたいと思っております。

特に和気町は災害が少ないということで、町民それぞれの備えがやや低いのではないかとご指摘もあります。災害はいつやって来るかわかりません。被害を最小限にするために、やはり平常時に災害に備え、災害時には自らの身の安全を守る行動をとる心得を持ってなければならないため、そういった面の研修、啓発もこれから必要になってくると思っております。特に地震に対しては、室内の安全確保のためのいろんな転倒防止のことは行うとか、先ほど議員も申し上げられましたが、非常用持ち出しの用意などを平素から準備していく必要があると思っております。

風水害につきましては、昨今集中豪雨や突発的な異常気象で起こる発生は、町内でもゲリラ的に起こる可能性がありますので、町からの情報がおくれる可能性もあるので、そういったあたりは共助の面からもいって、町民、地元の方々の協力のもと、避難誘導等にも協力していただくといったことも必要になってきますので、各区の防災組織を活用して避難所の点検、それから避難時に避難する場合の避難経路の確認等を自主的に行っていただくようにこれからも町と各区長を窓口で協力体制を率いてまいりたいと思っております。

特に来年度の防災訓練につきましては、先ほどの議員様の提案を主にしまして、新たなメニューを考えてまいりたいと思っておりますので、引き続き災害のない平常時から町民に対して自助、共助について啓発を重ねてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 災害ということで、訓練等にかかわるわけなんです。和気町、52区あるんですが、防災組織が80%弱というところで、各区の組織率が非常に県下、そして東備地域では一番悪いという状況です。

ので、ぜひ各区の防災組織をやはり確立しなきゃいけないという。

それから、今後周辺では防災士を各組織に置いていくという形をとっておりますので、今後防災士の養成等についても十分検討させていただきたいというように。

それから、災害が発生というか、いわゆる今までは避難勧告ですぐ避難ということでしたが、避難予告をしなさいと、首長は必ず避難予告をしてそれから避難勧告をしなさいということなんで、予告をしたらもう出ていくぐらいな気持ちでやっていただかないと、鬼怒川の災害じゃございませんが、予告もしないし、勧告もいよいよに出なかったということで、もう避難する場もなかった、時間がなかったということが大きな課題でございます。それで、岩手の場合もいわゆる障害者の施設が全員亡くなられたというような状況、これも予告も勧告もなかったというような状況でございます。ぜひその辺についてはこれから避難の予告をしながらか、そして準備をしていっていただきながら、もう出ていくという。そして、勧告になれば、もう本当に体制に入っていく。そういう中で、今度はいわゆる弱者と障害者が避難する場を確保しなきゃいけないんですが、和気町の場合、そういう弱者、障害者等をどこへどう避難したらいいのかという、いいのはそりゃあ宿泊者があるとは思いますが、鶴飼谷温泉とかそういった場所、それから町内の介護施設等を障害者、弱者の避難誘導の場にしないと、一般の集会所とか学校あたりへ入ってもなかなか自分でそこで動きがとれないというようなこともありますので、そういった障害者等の避難の場所の確保も今後検討課題でございますので、これから十分その辺を確立しながら、災害があっても最小限に被害をとどめていくということのこれからの防災意識を十分高めていかなきゃいけないというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） いろいろと考えていただいているのはありがたいと思います。

この前、その鬼怒川のところでそうですが、災害の本部がちょっと機能しないということもありましたので、和気町内のその避難場所についての、もう一度更なる検討をしていただいて、住民に周知徹底をしていただきたいと思います。何年か前に避難場所のところとかいただきましたので、大体のことはわかっていますが、災害が少ないということで、住民の皆さんも意識が低いようなんで、避難場所をどこに行ったらいいのか、そういうのがわからない人も多々いるかと思っておりますので、そこら辺の徹底をもう少しお願いできたらと思っております。

○議長（草加信義君） 危機管理室長 則枝君。

○危機管理室長（則枝日出樹君） ありがとうございます。

何年か前から避難場所についてはわかりやすい看板を町内全域に設置してまいりました。ただ、移住された方々等、まだ地元で認識がない方も多々ございます。避難場所について再度徹底するとともに、実際にその避難場所が適当かどうかといったあたり、集中豪雨の際に避難する場合と地震の場合、いろいろあると思っております。前回も申し上げましたが、自宅にとどまる方がよい場合と避難した場合がよい場合と、そういった判断も有事の際には行わなければならないようなことになってまいります。議員言われましたように、平素からやはり何回も何回も防災についての意識高揚を図っていく必要があると思っておりますので、今後とも防災、災害がないにこしたことはないですが、平常時からそういった活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） 1番 山本君。

○1番（山本 稔君） ありがとうございます。

今回、質問をさせていただいたのは、同僚議員の方から何回も質問があったことをもう一度させていただきます。こういうことは、なかなかその後のことについてうまくいってない証拠だと思っておりますので、なるべく一度質問したことに対しては、それがうまく実行されるように執行部の方もよろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



○議長（草加信義君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

次に、11番 柴田淑子君に質問を許可いたします。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） 議長のご許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは私が最後であります。

皆さんの机の上に新しくこういうプリントが配られておると思っています。この参考資料というのは、前いただいた参考資料がこれです。赤色で書いてある分なんです。こっちの分は、色が違うので、ちょっと戸惑いいますが、この皆さんに配ってあるこれによって説明をしたいと思っております。

まず、この土地の概況についてですが、6つのブロックに分かれております。道によってそれぞれのブロックが区別されておるわけでありまして、この図を見まして、宮田集会所というのがありますが、このブロックを宮田ブロックというふう呼びます。これから説明するのに宮田ブロックというふう呼びたいと思っております。その隣に子供が遊んでいるようなかわいらしい、野球しとるようなブロックがありまして、遊園地というふう書いてあります。これを遊園地ブロックと呼びます。次に、宮田集会所の下にあるブロックを、これを宮田集会所前ブロックというふう名づけるとわかりやすいと思っております。それから、遊園地前のブロック、これを遊園地前ブロックというふうに言います。それから、1番東にあります、この東っていうのは向かって今図の右手なんです、ここのところに細長いところがありまして、遊園地ブロックの隣のブロック、東側ブロックというふう呼びまして、ここが土地が一番標高が高い。そして、その下に小さいブロックがあります。24棟、25棟、2つが一緒になっている小さいブロックですが、これを24、25ブロックというふう呼びますと、今回分譲地をつくるというブロックはどこかといいますと、宮田集会所のブロックと遊園地ブロック、ここの2つのところかなりの家がありますが、これを全部住んでいる人をその周辺に移転してもらって、そしてここを更地にして全部家を倒して、そして出ていった後を分譲地にして、これを売りたいというのが今回の町長の政策であります。

9月議会にこれが出てきたんですが、この後、この話で宮田ブロック、それから遊園地ブロックに住んでいる人たちの反応はどうであったかといいますと、ばかにするなと、ここに住んどるかと思っ、どこへでも行かにゃいけんというふう考えとるんじゃろうかというような大きな反感がありました、雰囲気的に。そして、みんな住みなれたとこなので、出ていきたくないという意見が圧倒的だったと思っております。

しかしながら、前から出ていきたいと言っていた方がいらっしゃいます。それは、遊園地ブロックの67という番号がありますが、その67に住んでらっしゃる方が、ご主人が足が悪くなって、ここは2階建てなんです。緑色に上が塗ってありますが、緑色に塗ってあるところは2階建てなんです。ご主人が帰って、今施設に入っておりますが、帰ってきたときに2階建てじゃ困るので、平家建てのところに移転したいということを申し出た方です。その申し出たときには何か相手にしてもらえなかったというようなことですが、今回は渡りに船ということで、その方には快く移転していただくと、平家建てのところに移転していただくとということで、真っ先に決まったのがその方です。その方は、一番小さいブロック、24、25ブロックの116、116のところもうほとんど中の改修が終わっております。ここに移転するというので、みんながどの程度改修してくれるか、どの程度きれいになるのかと注目の的のところでした、116番。これがちゃんとしてなかったらみんなは動けえ動けえと言われても、あのくらいのことしかやってくれんのんじゃたらってという話になるので、みんなこの116がどうなるかという注目の的でありました。

次に、移転がさっと決まりましたのが遊園地ブロックのところの63であります。この63の世帯は他の人たちと比べて入ってから年数が10年ぐらい。それから、今さっき言うた116、みんなの注目の的の116に入る人もこの宮田住宅に来たのが遅うて、この63の方とそれから早う出ていきたいと言っていて、今116に入る人、この人たちはそれぞれ10年ぐらいしかこの宮田団地には住んだことがないという、宮田住宅の中では

一番の新人たちがいち早く動くということを決めて、そして一番いい残ったところはどこかということで、63の方は112を選びました。112というのは、東側のところにある細長い東側のブロックの一番隅でありまして、なるほどなど、ここは道が近いし、出やすいし、それから割と端ですから、空き地があって、112、116というところは出る先としてはかなりゆりのある場所で、やっぱり早くから出たいという人はいいところを狙って、いいところに出ていくというふうになったんだなと思いますが、この112のところももうほとんど中がきれいになっております。そして、中もきれいに、塗装もしております、塗装だけで何か10万円ほどかかったとかという話です。

この地形について見てみますと、この宮田団地全体としては東側、向かって右側の細長いところがありますが、そのところが標高が高いんです。そして、だんだん低くなってきて、一番低いというのが集会所ブロックの前、それから集会所ブロックも土地の高さとしては余り高くないわけです。地形がだんだん低くなってきて、もとはこの土地は湿田であったと、しつめた場所であったというわけで、この宮田前ブロックは大抵大雨が降ったり、梅雨のときなんかは家の中がしけて、そして押し入れの布団を入れるところなんかは、周りから結露しまして、布団がびしょぬれになるというような、低いところにあるんで、私は移転するんだったら、移転先としては余り適してない場所だなと思いましたが、ここに多分移転するのが宮田ブロックの中の25、26、ここは親子が住んでおまして、その人たちが母親と息子ということで、空き家が2つ2軒続いとるところがありますが、そのところにほとんど出る気持ちでおります。

こういうことで、皆さん早いもの勝ちじゃないのかなというような感じがだんだんみなぎってきております。最初は誰も出ていきたくないということでしたが、9月議会の当初はそういうことでしたが、今は皆さん出にゃいけないのかなと、みんなも本当にいい人ばかりそろっていて、文句を言おうというような気構えの人もいらっしやいますが、こういう人はいち早くいいところへ目をつけて出ていかれるということになりまして、自分たちはしっかりと自分の人生を築いていくんだというはっきりした主張を持っていらっしやいます。

そういう中で、現在はどういうことかといいますと、みんな出る気になって、自分一人残るとというのは皆さんに悪いんじゃないかというような気持ちがだんだん広まっております。特に南部長がここに行かれて、温厚な話で出ていってほしいという話を皆さんの誠意に訴えてお願いをしているので、次第にそういう雰囲気が出てきておるわけですが、気持ちの中にあるのは、自分たちが好んで出ていくわけじゃないんだと。出ていけと言うから、家主といいますか、和気町の方でこういうことを言うんだから、出ていくわけだから、出ていく以上は費用はそちらが持たにゃいけん、自分たちが持ついわれはないというようなことで、和気町としては現状で家を修理するというので、650万円を計上しております。650万円、1世帯当たり50万円から60万円ということになります。これでその早く決まった2人、2軒の家のうち、東側のブロック、一番高いところの112のところなんかはもう塗るだけで10万円かかったと。部屋を、壁をずっと部屋を塗って、天井も白くなるだけで10万円かかったというんですから、合計1軒当たり50ないし60万円で、塗装するだけで10万円ということになりますと、全体的にどのくらいな費用になるかというのはちょっと予測が付きませんが、しかしながら皆さんその範囲内できにゃいけんのかなというような覚悟はしております。

ただ、問題点は何かといいますと、ここを分譲地にするために、住んでいる人をよけてくれよけてくれと言うて、よけさすということになりますと、この人たちの居住権、これは居住の自由というのは憲法で保障されております。憲法の22条、居住移転の自由というのがあります、人からどう言われたかというんじゃない、自分で進んで移転するんなら憲法に違反しません。しかし、何らかの圧力があって移転せにゃいけんのかなっていらっしやいますと、この憲法22条に違反した政策じゃないかと。それから、憲法13条っていうのがあります、これは個人の尊重であります。幸福追求権であります。自分たちが出ていくときに、もう出ていきたくないんじやと、本当に一生懸命出ていきたくないし、自分は年だし、病がちなんでよそに行って全部片づけをして移転先に

行って、そこをもう一遍整理して、またもとどおり住めるようにするだけの体力がないので、とてもそういうことは自分にはできんと言った人も、何か出ていくんだという話も聞きます。その方とはまだ話をしておりませんが、出ていきたくない、出ていきたくないと言う人がどうして出ていくような気持ちになったのかなというのが一つ疑問があります。

それから、宮田集会所のところから2軒続きでなかったら、親子ですから、25、26の人たちがこの一番しけたところに出ていくというんです。40、41のところは2軒続いておりますから、そこに行くんじやと、こういうふうに言うとります。それから、ほかの人たちは、例えば遊園地ブロックのところにあります。それから、81と86は親せき同士で、そして81のところの人は足が悪い、ひとり暮らしということで、兄弟なので、81と86の人は2軒続きのところに移転したいんだということを言うておりますんで、2軒続きのところの出られるんじゃないかなとは思いますが、まだまだこれから先が長い。それから、出ていくというふうに言っていっしょらん方がおりますが、1軒でも出ていかんということになると、全部倒して、更地にして、分譲地にすることは難しいわけでありまして。

そのあたりを次々考えていくと、この政策は非常にどうも住民の立場を考えていないんじゃないか、寝耳に水であって、動ける人は動けるとしても、動けない状況にある人は一体どうなるんだろうかなという心配がありますが、そこら辺のことをお尋ねしたいと思います。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼いたします。

それでは、柴田議員のご質問にお答えしたいと思います。

町では、今現在宮田住宅の住み替えということで、先ほどは議員の方からもご説明いただきました宮田ブロック及び遊園地ブロック、これは4棟13世帯の住み替えを進めさせていただいております。

まず、宮田住宅の住み替えを行う経緯と経過について簡単にご説明をしたいと思います。

和気町では、昭和30年代後半から40年代に建設されました町営住宅について老朽化が進み、また耐震性もないことから、近年空き家政策を進めております。したがって、空いた棟から解体してく方針で管理を行っております。

町内に9団地あります町営住宅の中で、宮田団地が和気駅に比較的近く、住宅事情が高いと判断し、跡地利用を進めていく上で住み替え施策を進めております。

まず、平成28年10月7日に対象区域の13世帯のお住まいの皆さんに集まっておきまして、宮田集会所におきまして住み替えの進み方、和気町の方針、費用負担等についてご説明をいたしまして、ご理解を求めたところでありまして。その時点では、私の判断としては趣旨はご理解いただいたというふうに判断いたしております。その後、きょう現在13世帯のうち、7世帯の方から住み替えの承諾書をいただいております。また、先ほど議員おっしゃったように、3世帯につきましては住み替えの先も決定して、修繕工事を行っております、12月末日の完成を目指しております。また、2世帯につきましては、自己都合の理由によりまして、この機会に町内に転居をいたします。したがって、13世帯中、9世帯が承諾をいただいているということになるということでございます。

残りました住み替えの検討中の4世帯につきましても、先ほどおっしゃられてましたけども、修繕が完了した住み替え先の住宅を見ていただくなど、継続して住み替えに関する説明、またご要望、ご意見を聞きながらご理解をいただくように努めてまいりたいと思っております。

なお、住み替えにつきましては、強制的に行っておるわけではございません。先般の9月議会でもお答えしたとおり、入居者への十分な説明、ご理解、ご納得の上で今後も進めてまいりたいと思っております。

また、跡地利用につきましては、分譲するという事はいまだ、現在決まっております。ここへ町営住宅を

建てるか、分譲するかということは今後の検討課題になると思っております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） まず、費用についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今のところ、一番最初に修理が完了した、まだすっかり完了したわけじゃありませんが、116の24、25ブロックの一番端っこのところでありますが、そのところでまだまだやってもらいたいことがたくさんあるらしいんですが、そこへ引っ越しをするための費用というのはどこから出るのでしょうか。この家を修理するのに大工が入っておりまして、電気関係の人も入っております。それから、お風呂とか水道関係の水回りの関係の人たちもそれぞれ入っておりまして、あとふすまだとか畳を入れにゃあいけんということになりますと、その費用もかかるわけでありまして。それから、物置がありますので、その物置を持ってきて、この横に置くというふうになりますと、そこら辺の引っ越し費用というものは誰が持つのでしょうか。この116番の方もつえについて歩いておられますんで、そうたくさん歩き回れるほどの足腰がしっかりしてらっしゃるわけでもありませんので、その物置を運ぶのは業者の方が運ぶんだろうと思いますが、その物置を置く下のコンクリートを誰がつくるんかとか。それから、これを持って行ってほしい、これも私たちが新しくつくったばかりの水道の蛇口なんだと、これは持って行ってあそこにつけてほしいとかというような様々な余分の費用、こういうものがこっから先、この116ばかりじゃありません。それぞれのところでこのところは、例えば宮田のところから2軒一緒に移転する25、26の親子なんですけど、お風呂をきれいに塗ったばかりだと、こっちに行ったらお風呂をもう一遍塗り替えにゃならんようになるけども、その費用はどうするかという、そりゃあもうと、息子さんがおっしゃいました。わしらが出ていきたいと言いうわけじゃないんじやから、そういうものは出ていけという者が持つのが当然なんじやとはっきり言われました。そりゃそうだろうなと思ったわけですが、様々なそういうことが出てきます。引っ越しも24、25の場合は、もう50年住んどるというふうに言われました。50年っていうのはちょっとなと思うんですが、そのくらいは住んでいらっしゃるでしょう。嫁に来たときからもう50年になって、自分の年は何ぼじゃと言われたんで。そうするともうとにかくほとんどそのガラス戸はアルミサッシに替えてあるし、それから風呂は改造してあるし、いろんなところでお金を使って住みやすいようにやとられるわけですが、そういう方が今度40、41に引っ越しをするときに、そのお風呂の、この間塗ったばかりじゃということがありますけど、もろもろの、蛇口のこともありますし、費用はこの1世帯あたり50ないし60万円の間で果たしてできるんか。水回りだとか、それから電気関係、畳だとかふすまだとか、いろいろこれはつけてほしいというようなもんもこの間お金を使ったばかりだというようなことからいいますと、あそこの家がしたんならこっちもしてほしいというようなことになるわけですので、費用についてどうなるのかということをお尋ねしたいわけです。引っ越し費用をどこまで持つのか。

それから、引っ越しをした後、不具合が次々あって、これじゃあ生活ができんというところが後から設備について出たときのこの費用、こういう言やあその修理をして、はい、あなた行きなさいというても、その25、26の人なんか80ぐらいになつとります、お母さんの方が。息子さんは52じゃと言ってらっしゃって、仕事が毎日あるわけですから、誰が引っ越しするのかと。引っ越しのもろもろのたくさんものを仕分けして、そっちまで持って行って、そしてそれをまた生活できるようにし直すというような手間暇がすごくかかるわけですが、そういうことに関するこの費用です。もろもろの雑費といえますか、そういう費用はどっかで計上してあるのでしょうか。この650万円の範囲内では到底できんのかなという感じがするんですが、それでちゃんとしたことができなったら、後から移転する人はもうわしは出ていかんということになってきます。改修したところを、みんなが見に行つとります。どんなふうになるんかというので、ここはどうなるん、あそこはどうなるんっていうのを見た上で考えるということと言われますんで、どこまでそのプラスアルファの費用を町は分担するのかという費用について、一つお尋ねしたいと思います。

それから、時期です。全てが完了しまして、これを倒すというふうになりますと、高齢者が非常に多いわけですから、引っ越しをして、またあそこが不具合だといろんなことが出てくるわけですが、最終的にどのくらいの期日です、何日間、最終期限です。期限はいつぐらいを考えていらっしゃるのか。費用と期限、そういうものについてお尋ねしたいと思います。

それから、まだ話ができないところがありますが、そこの話はこれから出ていかんと言われたときには、その棟全体を倒すわけにいかんわけですから、かなりのお金をつぎ込んだ方で、もう一遍それをつぎ込むだけの、年齢的に考えても、いろいろ考えますと、100万円、200万円じゃないとおっしゃっていらっしゃるんですので、そこら辺の現状によって移転するということになるのと、どこら辺までを現状というふうに言うのか。現状どおりにするという、その現状の内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、2軒続きでなければいけないというときに、もう2軒続きがなくなってしまうときには一体これがどうなるのかと。早いもの勝ちだということにはならないと思うんですが、そういう状況の中で2軒続きながら出ていくという条件があります。それから、もう絶対に自分は引っ越しするだけの気力がないんだと。年でもあるし、がんを患うとるし、ものはええように言えんしというような人の引っ越し困難な人、体力もないし、気力もないしと、こういう引っ越し困難な人に対するの支援をどうやるのかというようなことで、現状とはどういうことなのか。それから、期限はいつまでなのかと、引っ越し困難な人の支援はどうするのかと、この3点についてお願いしたいと思います。

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 失礼します。

まず、修繕の費用のことでちょっとご説明したいと思うんですが、修繕費用は1世帯当たり50万円ということで、13世帯、650万円、予算化させていただきました。これは、本年1月に火災が起きまして、3世帯移転しておりますので、その修繕状況から判断して予算化しておりますが、当然場所によって大きな差が出ると思いますので、50万円以上かかるとこもあるでしょうし、それ以下のところもあるでしょうし、今後、まだ3世帯ほどしか修繕しておりませんので、今後の状況次第ではまた補正等お願いするケースが出てくるかもしれません。

それから、引っ越し費用につきましては、説明会のときには引っ越し費用については町の方で予算化してあるので、そちらで対応したいと返事をしておるんですけど、予算的に80万円という数字がありますが、もうケース・バイ・ケースでございますので、その居住者の方と個別にご相談して、当然ご意見やご要望をお聞きしたいと思っております。

それから、住み替え先の希望を聞いておるんですけど、町からここにしなさいとかというのは一切なくて、個人の方がここがいいということで、もし2つ重なったり3つ重なったりする場合はお話し合いで決めていただくというふうにしております。

それから、時期につきましては、9月議会では29年3月、今年度中をめどにしてるという答弁をいたしましたけれど、やはり若干全員の承諾がまだ得られてない状況の中で、29年度にはずれ込む思うんですが、今のところ期限は切っておりません。そういうふうに進めたいと思っております。

それから、引っ越し困難な方が1名おられると思います。それから、13世帯中、9世帯の承諾いただいているということで、回答いたしましたが、最新の情報ではもう2世帯、計11世帯は動いていただくと。1世帯の方がちょっと入院中とか病気なので、非常に困難であると聞いておりますので、町といたしましてもできるだけ協力はしたいと思っております。それから、最後の方につきましても、一応完全反対でなくて、一番最後にしてほしいというような意見も聞いておりますので、今後十分ご意見を聞きながら、この住み替え政策を進めていきたいと思っております。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） もろもろの費用が出てくると思うんですが、宮田前ブロックのところで水が出てきて非常にしけたところなんで、ここへ今衛生上、ちょっと前のことなんですが、トイレが腐って上に乗るとどきっと下に落ちるんじゃないというような話を聞いたことがあります、こういうようなところに土を運んで、土を入れたいんだというふうなことを25、26の方が引っ越しをするならば土を入れたいというふうに、土を入れなったら衛生的にようないんで、こういうようなことを考えとるといふことも言ようられましたけども、自分が進んでそこに行きたいわけじゃないんで、そこら辺の費用について考えてもらわなったら、行こうに行けれんんじゃないかなというような話が出とります。

もろもろ非常に困難な状況なんですが、最後に1つ質問したいことは、町長は何で出てこんのならと。こういうように、宮田団地の人たちがあっち行きこっち行きして、次々と生活困難になっていって、新しいところに行くとして新しい住宅になじむまでに、ちょっと急いで外に出たらつまずいて転んだとか。それから、ずっとなれているので目をつぶっても大体わかるんだといふところから、もう70、80になって、足が痛いといふ方たちが違う場所に移ったときのいろんな状況の変化で、その状況の変化に対応できないような場合が出てくるんじゃないかと思えます。そこら辺の話も聞きたいんだと。南部長が行ってしっかり話をして皆さんに納得してもらっているわけですが、町長はなぜ出てこんのならといふような声があります。

そこで、こういうようにたくさんの人が移動して、そして何もここを分譲住宅なんかにする必要があるんかといふようなこともあります。長年住みなれたところからよその、一番いいのがこの宮田ブロックと、それから遊園地ブロックが非常に空間もあるし、そして今ごろ自動車がなかったら生活ができんといふと、自動車も置くことができるし、非常にいいわけでありますが、そこら辺のところから出ていくにしても説明がない、そこら辺の説明に町長に来てほしいといふ話が出ております。それから、動物を飼っている人がいらっしゃいます。大きな犬、小さい犬もおりますし、猫を飼ってる人もおるわけですが、引っ越し先のところでは猫が来たらいけん、犬に来てもらうちゃ困るといふふうに、その先の人たちが困る、いけんと言ったときには、一体その人たちは動物ほっ散らかして出ていくわけにいかんわけです、長年飼っておった。そういう動物の問題も大きな問題としてここで出てきておるわけですが、そこら辺の全てにおいてどう考えておるかといふことは、町長が出ていってやっぱりこの人たちに納得のいく説明をする必要があるんじゃないかなといふふうに思うわけですが、町長のお気持ちを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

もう時間がねえからちょっと急いでください、2分しかない。

○町長（大森直徳君） 今までの答えしたら、あとします。

（11番 柴田淑子君「町長、お願いします」の声あり）

○議長（草加信義君） 産業建設部長 南君。

○産業建設部長（南 博史君） 濟いません、町長といふことなんですけれど、説明会、私の方が参りまして、説明いたしましたんですが、町長来てくださいといふのは発言は特に聞いておらなかったんですけど、私を筆頭にその職員2名、張りついてやっておりますので、その辺ご理解いただきたいなど。

それから、動物につきましても個別の案件でございますので、また相談したいと思います。よろしく願います。

○議長（草加信義君） 町長 大森君。

○町長（大森直徳君） 今までの経緯、いろいろお話があるわけなんです、私はその接点がまだ一度もございません。出ていくという場がございません。場があればいつでも出ていきますので、その辺についてはちょっと誤解してるんじゃないでしょうか。私が出ていくような場になつてのならば必ず出ていきますが、今まで一度も

その声はありませんので、これから声があるなら出ていきますので。

○議長（草加信義君） 11番 柴田君、もう時間がありませんから、簡潔に最後の締めくくりをお願いします。

○11番（柴田淑子君） 長年人が住んでおって、50年もその上も住んでいたところを出て行って、別のところに住んでほしいと、費用もそれほどあるわけでもない、もろもろ考えると、非常に無理があるんじゃないかなというふうには私は考えます。今後これがどういうふうになるのかというと、皆さんの話を聞いて、出ていくというふうには言っていらっしゃいますが、やっぱり1軒だけはしっかり話をせにゃいけん家があると思いますので、そこら辺のところを十分納得いく行政をやってほしいと思います。

○議長（草加信義君） これで柴田淑子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

明日12月14日は休会といたしまして、12月15日の午前9時から本会議を再開をいたしますので、ご出席方よろしくお願いをいたします。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時47分 散会

平成28年第8回和気町議会会議録（第9日目）

1. 招集日時 平成28年12月15日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 平成28年12月15日 午前9時00分開議 午前10時30分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 山本 稔                      2番 居 樹 豊                      3番 万代 哲央  
4番 山本 泰正                      5番 尾崎 忠信                      6番 西中 純一  
7番 広瀬 正男                      8番 安東 哲矢                      9番 当瀬 万享  
11番 柴田 淑子                      12番 草加 信義
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 大森直徳                      副町長 稲山 茂  
教育長 朝倉健作                      総務部長 岡本裕之  
総合政策監 小西哲史                      危機管理室長 則枝日出樹  
まち経営課長 立石浩一                      地方創生課長 野津浩之  
税務課長 桑野昌紀                      民生福祉部長 青山孝明  
生活環境課長 岡本芳克                      健康福祉課長 永宗宣之  
介護保険課長 大石浩一                      産業建設部長 南 博史  
産業振興課長 万代 明                      上下水道課長 豊福真治  
地域審議監 竹中洋一                      事業課長 岡本康彦  
教育次長 今田好泰                      学校教育課長 藤原文明  
社会教育課長 山崎信行
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田村正晃



9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 1 0 5 号 和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 0 6 号 和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 1 0 7 号 平成 2 8 年度和気町一般会計補正予算（第 5 号）について	原案可決
	議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 0 9 号 平成 2 8 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 3 号 平成 2 8 年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 4 号 平成 2 8 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 1 5 号 平成 2 8 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 6 号 平成 2 8 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 1 1 7 号 和気町公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
	議案第 1 1 8 号 工事請負変更契約の締結について	原案可決
	議案第 1 1 9 号 工事請負変更契約の締結について	原案可決
	議案第 1 2 0 号 工事請負変更契約の締結について	原案可決
	議案第 1 2 1 号 工事請負変更契約の締結について	原案可決
	請願第 1 号 「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書	趣旨採択
	陳情第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	趣旨採択

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 2	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第 3	発議第 3 号 和気町議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
	発議第 4 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	原案可決
日程第 4	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(草加信義君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名全員です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、橋会計管理者が病気療養中のため欠席をいたしておりますので、ご了承願います。

(議事日程の報告)

○議長(草加信義君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(草加信義君) 日程第1、議案第105号から議案第121号までの17件及び請願1件並びに陳情1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業、和気町学校・園再編成整備事業の各特別委員長に審議結果の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

総務厚生常任委員長 万代君。

○総務厚生常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

平成28年第8回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案6件、請願1件、陳情1件の計8件につきまして、去る12月9日金曜日午前9時より役場3階第1会議室におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、担当部長、課長出席のもと、慎重に審議いたしました、その結果をご報告いたします。

議案第105号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。審議の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第106号和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定についてであります。審議の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第107号平成28年度和気町一般会計補正予算(第5号)についてであります。審議の結果、全会一致で原案可決であります。

審議の過程で、次のような質疑、答弁がありました。債務負担行為補正ということで、ICT環境整備事業が上がっているが、整備の内容の中で、パソコン教室用タブレットとグループ学習用タブレットと2通りのタブレットがあるが、どう違うのかという質問がありました。それに対しまして、パソコン教室用は、例えば個人が何かを観察してきたときそれを整理して新聞をつくったりする個別学習に使用し、グループ学習用のタブレットはグループで話し合った内容を整理して、従来ならホワイトボードに貼っていたものをプロジェクターを使って一つの班でまとめた内容を映し出したりする共同学習に使うタブレットであるという答弁がございました。

また、ほかの委員からは、児童福祉費の保育所運営費委託料174万3,000円について説明を求めたのに対し、和気町在住の家庭で親の勤務の関係で今年9月から来年3月まで赤磐市のこども園にゼロ歳児1名が入園、また10月から来年3月まで備前市のこども園に1歳児と2歳児の2名が入園している。合わせて2世帯3人の乳幼児が入園している。広域入所制度に基づき保育料が計算されるが、和気町で定めている保育料を差し引いた分を赤磐市、備前市にそれぞれ支払うことになる。その委託料の補正であるとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、体育館管理費の修繕料でランニングマシンのベルト部分の修繕費として22万3,000円を計上しているが、新品を購入すると幾らか。また、利用状況はよいかという質問に対しまして、新品を購入すると約180万円ぐらいである。現在、体育館に2台設置している。1日約100名前後の利用があ

り、利用頻度は高いという答弁がありました。また、佐伯地域の方の中にも、利用したいという要望があり、サエスタに来年度1台設置する方向で考えているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、定住促進アドバイザーは今年度何人いてどういう仕事をするのか、また移住推進員は今年度何人いて、どういう仕事をするのかという質問に対しまして、定住促進アドバイザーは、首都圏や関西圏で行われる移住定住相談会等に出向き、定住希望者に和気町の特徴や空き家情報を伝えるなど、空き家住宅に関する情報提供や助言を主な仕事としている。移住相談員は、町内空き家の調査や所有者との交渉、空き家の確保、実際に移住される方の個別相談に応じる仕事をする人であります。両方とも、今年度1名ずつお願いしている。移住推進員は地方創生課に常駐している。なお、今年度当初は定住促進アドバイザーを2名予定していたので、今回人件費関連の補正となったという答弁がございました。

次に、議案第108号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審議の結果、全会一致で原案可決であります。

審議の過程で、次のような質疑、答弁がありました。特定健康診査の受診率はどれぐらいかという質問に対しまして、最終数値ではないが、該当者40歳から74歳の方で国保加入の3,002名のうち約950名が受診され、率にして31.4%である。前年27年度が26.6%だったので、約5ポイント伸びているという答弁がありました。

また、がん検診の受診にも質問が及び、それに対しまして今年度女性の乳がんと子宮がん検診を同じ日に合わせて受けられるよう設定したところ、受診が予想以上に高かったという報告がありました。

次に、議案第109号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。審議の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第110号平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。審議の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第1号「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書についてであります。審議の結果、全会一致で趣旨採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書についてであります。審議の結果、全会一致で趣旨採択と決定いたしました。

以上で総務厚生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第105号についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

和気町の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対でありますので、討論をさせていただきます。

一般職員の俸給表を改定して、初任給を一番多いところで1,500円引き上げ、それによって若年層に重点を置いているところであります。しかしながら、高齢層のアップはわずか400円の引き上げで、現給保障——前の給料を保障する——そういうことも突破することもできないなど、これはとても生活改善には結びつかない

改定であると思います。特に問題なのは、扶養手当の見直しであります。配偶者に係る手当を1万3,000円から2カ年かけて半額の6,500円に半減させ、それから子供の扶養手当、これについては2年で6,500円から1万円に引き上げと。これでは生涯賃金は大きく減額となり、労働条件の引き下げとなると思われます。このことが町内の病院や福祉など、中小企業の労働者にも影響し、波及し、ひいては岡山県の地方経済にもそういう暗い影を落とすものだと思います。

今、いわゆるアベノミクス不況、株を持っている人や大企業の労働者は一定程度引き上げがありますけれど、年金引き下げそれから生活保護も切り下げ、健康保険料とかそういうものの負担率を上げるとか、そういうどんどん負担を上げる、それで貧困という二極化の状態だと思います。ごく一部の富裕層と貧困層が出てくる、二極化している、そういう状態のアベノミクス不況を更に悪化させるものでありますので、反対であります。同僚議員、よろしくその趣旨をご理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第105号和気町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第105号に対する委員長の報告は、可決でございます。議案第105号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これから議案第106号和気町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第106号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第106号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号から議案第110号までの3件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第108号から議案第110号までの3件を一括して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

議案第108号平成28年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第109号平成28年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号平成28年度和気町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上3件に対する委員長の報告は、可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第108号から議案第110号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書についての討論を行います。

賛成討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書に賛成であります。原案は趣旨採択であります。ぜひ採択をお願いしたいので、賛成討論をするところであります。

いわゆる戦後のベビーブームの世代がこれから高齢期を迎える。そのことによって、いわば医療とか年金とか問題が起こるということで、2025年問題とも言われているところであります。その前段で、今国会は年金削減を目指して、物価が上がっても平均賃金が下がれば年金を下げようという年金削減法案、これが本日国会を通過するなど、いわゆる政府からの大変大きな社会保障削減、そういう国民に対する攻撃が行われているところであります。その一環として、病院の許可病床、病院のベッド数というのは厚生労働省が県を通じて規制しているわけでございます。そのベッド数を今削減をしようとしているわけでありまして、そのことに対して、この国の一方的なベッド削減、この計画をつくるときにそのやり方、データとして診療報酬の明細書、レセプトというものを使っているということが大きな問題であります。レセプトというのは診療の結果であります。しかしながら、病院に対する医療要求というか、それとはもっと大きなものがあるわけでございます。病院へ行きたくても、経済的な理由で医療を諦めていらっしゃる方もおられるわけでありまして。

この第7次岡山県の保健医療計画によりますと、和気町を含む岡山県の県南東部医療圏域では16.7%削減になるわけでありまして、仮に和気町に100床あったとして、そのベッド数が83.3床に——平均であります——そういうふうにしようというわけでありまして、岡山市を含む広い地域なんですけれども、平均でありまして、もっと和気町は削減率が高いかもしれません。それをやられますと、ベッド数が少なくなれば行きたくても行けない、そういう人が増えるのじゃないかというふうに予想されるわけでありまして。町民のそういう病院ベッド数が更に減らされては、医療にかかれませぬ。原案は趣旨採択ということでありまして、趣旨採択であれば、座してベッド削減を認めるということになるわけでありまして。今くしくも委員会段階であります。吉備中央町議会と赤磐市議会の方では採択となっているということでありまして、まだ本会議の決定ではありませんが、ぜひこの和気町議会でも趣旨採択の案はここで否決いただいて、採択にして、ぜひ意見書を国へ発する必要があると思います。採択になるようにご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから請願第1号「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、陳情第3号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書についての討論を行います。

賛成討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書について、ぜひ採択をしていただきたいと思いますので、委員会の決定は趣旨採択であるそうでありまして、採択をお願いしたいと思いますので、賛成討論をさせていただきたいと思います。

現在の医療や介護に勤務する医師、そして看護師や医療技術者の労働環境は、日本医労連の2013年の実態調査によりますと、慢性疲労が73.6%、やめたいと思うというのが75.2%という看護師の実態があるようです。また、医療ミスあるいは医療のニアミスの経験があるという人が実に85.45%という恐ろしい結果であります。平成30年春に、介護報酬や医療内容の価格改定をする中央社会保険医療協議会の診療報酬改定を迎えるということでもあります。それに対して、十分に医療の改善につながるような改定になるよう、関係大臣や都道府県知事に意見書を提出することは大変意義があるというふうに思われます。

くしくもオプジーボという抗がん剤の医療の薬価に対して、余り薬価の改定の計算方法がおかしいんじゃないかということで、我が党の小池 晃書記局長がもっと安くする必要があると、抗がん剤が使えるようにと。そういうふうなことが行われまして、これについては来年中途であります、中医協の改定が行われるようであります。そのように改善していく必要があると思われます。

そういうことで、原案は趣旨採択ということですが、本陳情を採択にして、議員皆さんそして町民の皆さんの医療や介護の質をより改善するために意見書を提出するべきだと思います。ぜひ趣旨採択を否決していただいて、採択に切り替えていただきますよう、同僚議員の皆さんの賢明な判断をよろしくお願いいたします。失礼します。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから陳情第3号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。陳情第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって陳情第3号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

次に、産業常任委員長に報告を求めます。

産業常任委員長 広瀬君。

○産業常任委員長（広瀬正男君） 改めましておはようございます。

それでは、産業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月9日午後1時から本庁舎3階第1会議室におきまして、産業常任委員会委員全員、町執行部からは町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました7件の議案について慎重に審議いたしました。その結果と経緯を報告させていただきます。

まず、議案第107号でございますが、平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。賛成多数で原案のとおり可決であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。社会資本整備総合交付金の事業内容について質疑があり、執行部より、町内の橋長15メートル以上の橋梁44橋を点検した結果、12橋に修繕対応の判定が出たため、緊急性のある橋から順次修繕工事を行っている。本年度は2橋実施しているが、国の補助金の追加割り当てがあったため、平成29年度工事を予定していた藤野田ヶ原の霞橋を前倒して実施したい。なお、補助率は65%であるとの答弁がありました。

次に、施設等管理委託料18万円は何かとの質疑に対し、有害鳥獣処理施設での処理について、現在シルバー人材センターに管理委託をしているが、持ち込み時間の9時から16時30分に対応する勤務体制に整え、管理委託時間を30分延長したため、委託料が増額になったとの答弁がありました。

次に、宮田住宅の空き家政策の状況はとの質疑に、住み替え施策の対象13世帯のうち、移転を含め9世帯から同意をいただいている。残り4世帯についても来年1月に再度意思確認をする予定である。引き続き、理解を得るよう努力するとの答弁がありました。

次に、執行部より、本年度の有害鳥獣の捕獲状況の報告があり、本年4月から11月までにイノシシ、鹿合わせて844頭の捕獲があり、本年4月18日に稼働した処理施設への持ち込みはイノシシ、鹿合わせて141頭であり、持ち込み率は16.7%となっているが、猟期に入り、持ち込み数は増加している。また、捕獲頭数についても、昨年度より増加しているとの報告がありました。また、今年度の持ち込み状況等を確認し、今後の対策を検討したいとの答弁がありました。それに対し、委員長として、持ち込み率の向上に努力するよう指示したところであります。

次に、議案第111号の平成28年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第112号の平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第113号の平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第114号の平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。消費税の還付金の理由はとの質疑に対し、平成27年度の確定消費税により、本年度中間納付を1,416万3,000円行っており、本年9月に確定した消費税が359万3,300円であったため、加算金を加えた1,065万5,900円が還付になったもので、主な要因は初瀬排水機場ポンプ増設工事費2億3,373万6,000円の支出によるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第115号の平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第117号の和気町公の施設の指定管理者の指定についてであります。全会一致で原案可決であります。

なお、審議の過程で、次のような質疑及び答弁がありました。りんご工場の機械設備の現状についての質疑に対し、ジャムやジュースを製造する機械があり、今の指定管理者は必要としていないが、補助金を受けており、直ちに廃棄等処分ができないので、他の場所へ移設等を検討するとの答弁がありました。

以上、まことに簡単ではありますが、産業常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

議案第111号から議案第115号までの5件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第111号から議案第115号までの5件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決をいたします。

議案第111号平成28年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第112号平成28年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第113号平成28年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第114号平成28年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第115号平成28年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、以上5件に対する委員長の報告は、可決であります。5件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第111号から議案第115号までの5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号は、討論の申し出がありませんので、討論を省略いたします。

議案第117号和気町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

議案第117号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第117号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第117号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 安東君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（安東哲矢君） 失礼します。

それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月8日午前9時より役場3階第1会議室において、委員全員、執行部より町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、慎重に審議をいたしました。その結果と経緯を報告をさせていただきます。

本委員会の付託案件は1件でございます。

議案第116号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案可決といたしました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がございました。インターハイの宿泊客が800人ぐらいと聞いているが、また薬膳を研究して新しいお客の獲得を図っていくとも聞いている。また、クリスマスイベントがあるのかとの問いに、インターハイについては備前でソフトテニス7月28日から31日にかけて行われ、812名の受け入れを行った。薬膳については、薬膳そのものではなく、町民の皆さんに健康を感じる食事を提案したい。また、クリスマスバイキングについては、昼と夜の予約を現在受け付け中であるとの答弁がございました。

また、バイキングの料金はどの問いに、大人料金でランチが1,500円、夜のディナーが3,000円であるとの答弁がございました。

また、発券機について、リースと聞いているが、何年リースかとの問いに、5年リースで、2年延長して7年であるとの答弁がございました。

また、温泉の年間パスポート等はないのか。例えば100円引きとか半額等はどの問いに、他市町村の状況等をよく調べ検討しているとの答弁がございました。

また、同窓会を岡山ですることが多いが、鶴飼谷温泉を使ってもらうために、地元高校の役員に営業してはどうかとの問いに、同窓会の幹事にはダイレクトメールを送っている。今後、PRに努めたいとの答弁がございま

した。

また、町内企業にもっと営業するように使ってもらった後のフォローも大事ではないかとの問いに、前回の議会以降、何件か回っている。まだ不十分だが、頑張っていきたいという答弁がございました。

以上、まことに簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第116号は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

これから議案第116号平成28年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

議案第116号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第116号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第116号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気町学校・園再編成整備事業特別委員長に報告を求めます。

和気町学校・園再編成整備事業特別委員長 当瀬君。

○和気町学校・園再編成整備事業特別委員長（当瀬万享君） 失礼します。

去る12月8日午前9時40分から和気町役場3階第1会議室において、委員全員出席、執行部から町長、副町長、教育長及び関係部・課長出席のもと、当特別委員会に付託されました議案第107号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第121号について慎重に審議をいたしました。

審議の結果、議案第107号平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数で原案可決されました。

なお、審議の過程で、次のような質疑、答弁がありました。役務費の光回線からアナログ回線に移行するための作業手数料についての質疑に対し、火災通報装置、非常通報装置については、消防署からの指導により、停電時にも利用可能なアナログ回線が必要であるとの答弁がありました。

役務費の運搬手数料について、ピアノの半数が不要になるのではないかと質疑に対し、不要になるピアノは中古ピアノ買い取り業者への売却を予定しているが、地区で希望があれば使っていただいても構わないとの答弁がありました。

日笠小学校のピアノはいいピアノなので売却しないでほしいとの意見に対し、日笠小学校の体育館と音楽室のピアノ2台は4校で一番新しいので、新和気小学校に移動して使用すると答弁がありました。

自動車損害保険料の期間が1月1日から8月1日になっている理由は何かとの質疑に対し、来年1月から試行運転を始めることと、現在のスクールバスの保険開始が8月1日になっているためとの答弁がありました。

廃棄物処分手数料について、少しでも処分する備品を省くため地元知らせてはどうかとの質疑に対し、残った備品のコミュニティ施設での利用も地区にお伝えするとの答弁がありました。また、地区館の備品や屋外で使う貸出用の椅子などを有効に利用し、使用できないものだけを処分してほしいとの要望がありました。

職員室の先生用の机、椅子はどうなっているのかとの質疑に対し、使用できる備品は移動させて利用するとの答弁がありました。

小学校閉校記念事業負担金の20万円は、必要額のみ支払うのかとの質疑に対し、閉校記念に関する経費で記念誌や記念碑に充てる費用として20万円を限度として支払うとの答弁がありました。

佐伯幼稚園の備品移動はしないのかとの質疑に対し、にこにこ園は備品が近くにあることから、職員、教育委員会、保護者の協力をお願いし、重量備品のみ業者に依頼するとの答弁がありました。

佐伯小だけ舞台幕があるのかとの質疑に対し、佐伯小の舞台幕に校章が入っているため、取り替えが必要であるとの答弁がありました。

スクールバス運行事業の債務負担行為について、バス、ワゴンとも町内業者への委託を考えているのかとの質疑に対し、スクールバスは近隣市町も対象にするかは決めていない。スクールワゴンは、町内のタクシー業者を対象に考えているとの答弁がありました。

補正予算の事務局費内、廃棄物処分手数料、運搬手数料について、統廃合整備財政計画に含めて示してほしいとの要望がありました。

また、予算が見にくいので、3月補正予算時に目を起こして予算の組み替えを行うよう要請があり、わかりましたとの答弁がありました。

次に、議案第118号工事請負変更契約の締結については、賛成多数で原案は可決されました。

次に、議案第119号工事請負変更契約の締結については、賛成多数で原案は可決されました。

次に、議案第120号工事請負変更契約の締結については、賛成多数で原案は可決されました。

次に、議案第121号工事請負変更契約の締結については、賛成多数で原案は可決されました。

議案第118号から議案第121号について、審議の過程で、次のような質疑、答弁がありました。財政計画参考資料があるが、この表で工事が完了しているのはどれかとの質疑に対し、佐伯小以外は完成していないが、金額変更はないとの答弁がありました。

財政計画参考資料で見ると、執行が3,800万円ほど少なくなっている。財源内訳のわかる資料を提出してほしいとの要請に対し、提出をするとの答弁がありました。

その他で、スクールバスの運行について、多目的にも利用できるように検討してほしいとの要望に対し、検討したいとの答弁がありました。

石生の跡地利用について、総合グラウンド売却の話が耳に入っており、郡の陸上記録会も実施しないと聞いている。代替施設ができていない時期の廃止は問題がある。子供の教育に支障があってはならないと考えるが、どうかとの質疑に対し、陸上競技会については学校長の判断で決定しており、東部陸上記録会に出場する選手選考はそれぞれの学校で記録をとり、選手を決定すると聞いているとの答弁がありました。

以上、簡単でございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（草加信義君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第107号平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可いたします。

6番 西中君。

○6番（西中純一君） 失礼します。

私は、平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）について反対でありますので、反対討論をさせていただきます。

佐伯の庁舎の発電機の修繕料だとかその他学校統合に伴う閉校記念事業負担金等というような予算があります。もちろんそういうものについては別に異議を唱えるものではありませんが、2点ほどについて意見を述べて反対討論とさせていただきます。

まず、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こういうものが258万円ついているわけでありまして。今、通知カードというんですか、それがほとんどはついているわけですが、若干本人に行っていないものもあるそうでございます。そういう通知カードそして個人番号カード、これを今交付をしているところでもあります。その個人番号カード交付事務費補助金2万4,000円というものが国庫補助金でついているところでもあります。これは、税務当局に聞いてみると、確定申告に書きたくなければ書かなくてもよいそうでもあります。逆に、その個人番号を申告の書類に記入すると、本人確認の書類を必ず添付しなければならなくなり、余計に処理が煩雑になり、困るということでもあります。今、税理士ですか、そういうところの事務所でも非常に困っているそうでもあります。いずれにしろ、この税金そして社会保険料等を上げるためにあらゆる情報を集めようと、税務当局も、県も、市町村もそれなりふり構わずの状態になっているというところだと思います。しかし、個人個人、国民は、それを出したのために、個人情報漏れたりしたら本人が大変大きな被害をこうむる、そういうおそれがあるところでもあります。現に、日本年金機構では非常に多くのそういう漏えいがあり、多くの個人に迷惑をかけているというところでもあります。ということで、個人番号は廃止するべきではないかと思っております。

また、日笠町営住宅の舗装改良に今回160万円、そしてその工事費に93万円の予算を計上されているところではありますが、日笠小学校は廃止をされようとしているそういうときに、分譲住宅用の土地を擁して、これどうなるのでしょうか。非常に売れ残るといいますでしょうか、そういうおそれが非常に大であるというふうに思います。

また、非常に今回不十分な給与費を含んだ予算であります。町内の中小企業労働者や地方経済にも影を落とす、本当にアベノミクス不況をもっとひどくする、そういう問題があると思います。そのような理由で、私はこの予算には反対であります。ぜひ同僚議員の皆さんも賢明な判断をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（草加信義君） これで討論を終わります。

これから議案第107号平成28年度和気町一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第107号に対する各委員長の報告は、可決であります。議案第107号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第107号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号から議案第121号までの4件は、討論の申し出がございませんので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議案第118号から議案第121号までの4件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決をいたします。

議案第118号工事請負変更契約の締結について、議案第119号工事請負変更契約の締結について、議案第120号工事請負変更契約の締結について、議案第121号工事請負変更契約の締結について、以上4件に対する委員長の報告は、可決であります。4件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議案第118号から議案第121号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

11番 柴田君。

○11番（柴田淑子君） この審議のときに反対しておりますので、賛成というわけにはいきません。

○議長（草加信義君） 暫時休憩といたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（草加信義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第2）

○議長（草加信義君） 日程第2、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、本日追加提案いたしました諮問第2号について説明並びに議案の朗読をさせていただきます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦についてであります。来年3月31日をもって任期満了となります人権擁護委員片山元子氏を再任されたく、議会の意見を求めるものであります。

それでは、議案書1ページを朗読いたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、裏面に片山元子氏の経歴を載せておりますので、参考にしていただき、ご審議、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（草加信義君） これから、諮問第2号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第2号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

諮問第2号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（草加信義君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第2号は、適任と答申することに決定いたしました。

(日程第3)

○議長(草加信義君) 日程第3、発議第3号和気町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ここで事務局長に議案を朗読いたさせます。

事務局長 田村君。

○事務局長(田村正晃君) 発議第3号朗読した。

○議長(草加信義君) 次に、提出者であります尾崎忠信君に趣旨説明を求めます。

5番 尾崎君。

○5番(尾崎忠信君) それでは、早速提出理由を申し上げます。

かねてから常任委員会の所管事務の均衡ある配分を検討してきましたが、その結果がまとまりましたので、和気町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、各常任委員会の名称変更とそれに伴う所管事務の入れ替えであります。詳細は、和気町議会委員会条例新旧対照表のとおりであります。なお、適用は29年3月1日としております。そして、議会構成替えに間に合わせて適用するものです。

○議長(草加信義君) これから議案第3号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(草加信義君) 質疑なしと認め、発議第3号の質疑を終わります。

尾崎君、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(草加信義君) ご異議なしと認めます。

したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第3号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(草加信義君) ご異議なしと認め、これから採決いたします。

発議第3号和気町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(草加信義君) ご異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題といたします。

ここで事務局長に意見書を朗読いたさせます。

事務局長 田村君。

○事務局長(田村正晃君) 発議第4号朗読した。

○議長(草加信義君) 次に、提出者であります尾崎忠信君に趣旨説明を求めます。

5番 尾崎君。

○5番(尾崎忠信君) 発議第4号の提出理由を申し上げます。

全国町村議会議長会では、住民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のため、地方議員の被用者年金制度への加入を要望してきましたが、平成27年10月被用者年金制度が厚生年金制度に一元化されたことに伴い、地方議会議員の厚生年金制度への加入として政府、国会に要望してまいりました。

また、平成28年11月9日に、東京で開催された第60回町村議会議長全国大会において、5本の特別決議の一つとして厚生年金制度への加入が決議されました。これを機会に、町村単位で全国規模で一斉に政府、国会宛てに意見書を提出するものであります。

○議長（草加信義君） これから発議第4号の質疑を行います。  
質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） 質疑なしと認め、発議第4号の質疑を終わります。  
尾崎君、ご苦労さまでした。  
お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。  
したがって発議第4号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
次に、お諮りいたします。

発議第4号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、これから採決いたします。

発議第4号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認め、発議第4号は、原案のとおり可決されました。  
（日程第4）

○議長（草加信義君） 日程第4、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（草加信義君） ご異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 大森君。

○町長（大森直徳君） それでは、平成28年第8回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げ

ます。

今議会において提案いたしました承認1件、条例2件、補正予算10件、指定管理者の指定1件及び変更契約締結4件、そして本日追加提案いたしました人事案件1件につきまして、慎重にご審議をいただき、ご議決を賜り、まことにありがとうございました。

今定例会の冒頭の諸般の報告でもお話ししましたように、平成28年度も残り3カ月となり、決算に向けて適正な事業執行を行い、事務の精査に努めてまいります。

また、平成29年度の当初予算編成につきましては、本年各定例会におけます議員皆様のご意見そしてご質疑等の中でその意を十分踏まえながら、今後の財務関係そして29年度予算等について今後の進めをさせていただきたいというように思っております。

今後も、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、和気町の優位性を活かしたまちづくりを推進しながら、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、和気町への新しい人の流れをつくり、町内で安定して暮らせるための雇用を創出するための諸施策について、全庁一丸となって、今後深刻化する人口減少に取り組んでいく所存でございます。

そして、来年4月からスタートいたします学校・園の再編に向けて準備も大詰めを迎え、最善の努力をしております。この再編が教育の町和気町にとって本当によかったと言える教育環境となるよう、引き続き議員皆様の更なるご指導、ご協力をお願いいたします。

最後に、議員皆様方におかれましては、これから年末を迎え何かとお忙しい日々が続くと思いますが、新年を迎えるに当たり、健康に留意され、ますます町政発展のためにご活躍いただきますようお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（草加信義君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、大変ありがとうございました。

執行部の皆様に、閉会に当たりお願いを申し上げます。

執行部におかれましては、厳しい状況の中で平成29年度当初予算の編成に取り組まれていると思います。和気町のまち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少に歯止めをかけるための施策を積極的に進めていただき、和気町の明るい未来を実感できる施策を盛り込んだ予算編成に努めていただきますとともに、来年4月に開校・園する施設につきましても、子供たちが安心して新たなスタートができるよう万全の準備をしていただくよう、また議案それに伴う参考資料等を今以上に精査をしていただいて提出を今後していただけますように、あわせて強く要望いたしておきます。

また、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとご多忙のことと存じますが、この上ともご自愛くださいませ、町政の適正なる推進にご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、すばらしい新年を迎えられますことをお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして平成28年第8回和気町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時30分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月15日

和気町議会議長 草 加 信 義

和気町議会議員 西 中 純 一

和気町議会議員 広 瀬 正 男